

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考												
	<p>(a) - 第 F - 2 表 安全解析における経年変化の考慮の必要性の評価 (14/17)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">材料 / 構成部材</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">経年変化の要因</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">経年変化の考慮の必要性の評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">レジン</td> <td style="padding: 5px;">熱</td> <td style="padding: 5px;"> <p>輸送中に規定される容器本体の最高温度は 70°C 以下である。この使用条件では、以下に示す知見/理由から、使用上問題となるような熱による経年変化は起こらない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レジン（脚部レジン、蓋部レジン、底部レジン）については、長期加熱試験により重量減損を評価している。試験データから求められた量及び期間から算定されるパラメータと重量減損率の関係式によると、70°C で 50 年間保持した場合、重量減損は無視できることを示している。(付録書類-2) </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">放射線</td> <td style="padding: 5px;">外面、底部レジンについては内筒内面、底部レジンについては内筒外面における着目量を求めて、収納している累積期間を 50 年として放射線照射量を算定すると、最も高い部位（内筒内面で最大 <input type="text"/> Sv/h）においても 3×10^3 Gy / 年となる。</td> <td style="padding: 5px;"> <p>この使用条件では、以下に示す知見/理由から、使用上問題となる放射線による経年変化は起こらない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レジンは <input type="text"/> 脂肪と <input type="text"/> 脂肪の両方の性質を兼ね備えている樹脂で、それぞれの性質から、照射量が 5×10^4 Gy 以下では根本的な機械的性質の変化は生じないと判断できる。^[1] ・ 中性子照射に伴うレジン中のポリマーの変形については、^{10B} の 50 年間の減少量を保守的に、前述した容器内部の中性子照射量 2×10^{10} n/cm² を用いて評価しても 10^{-6} 以下であり無視できる。(付録書類-1) </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="padding: 5px;"> <p>* $\boxed{} [\mu\text{Sv}/\text{h}] \times 60 [\text{年}] \times 365,25 [\text{日}] \times 24 [\text{時間}] = \boxed{} \times 10^8 \text{ Sv} \rightarrow \text{放射線照射量} < 3 \times 10^3 \text{ Gy}$</p> </td> </tr> </tbody> </table>	材料 / 構成部材	経年変化の要因	経年変化の考慮の必要性の評価	レジン	熱	<p>輸送中に規定される容器本体の最高温度は 70°C 以下である。この使用条件では、以下に示す知見/理由から、使用上問題となるような熱による経年変化は起こらない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レジン（脚部レジン、蓋部レジン、底部レジン）については、長期加熱試験により重量減損を評価している。試験データから求められた量及び期間から算定されるパラメータと重量減損率の関係式によると、70°C で 50 年間保持した場合、重量減損は無視できることを示している。(付録書類-2) 	放射線	外面、底部レジンについては内筒内面、底部レジンについては内筒外面における着目量を求めて、収納している累積期間を 50 年として放射線照射量を算定すると、最も高い部位（内筒内面で最大 <input type="text"/> Sv/h）においても 3×10^3 Gy / 年となる。	<p>この使用条件では、以下に示す知見/理由から、使用上問題となる放射線による経年変化は起こらない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レジンは <input type="text"/> 脂肪と <input type="text"/> 脂肪の両方の性質を兼ね備えている樹脂で、それぞれの性質から、照射量が 5×10^4 Gy 以下では根本的な機械的性質の変化は生じないと判断できる。^[1] ・ 中性子照射に伴うレジン中のポリマーの変形については、^{10B} の 50 年間の減少量を保守的に、前述した容器内部の中性子照射量 2×10^{10} n/cm² を用いて評価しても 10^{-6} 以下であり無視できる。(付録書類-1) 			<p>* $\boxed{} [\mu\text{Sv}/\text{h}] \times 60 [\text{年}] \times 365,25 [\text{日}] \times 24 [\text{時間}] = \boxed{} \times 10^8 \text{ Sv} \rightarrow \text{放射線照射量} < 3 \times 10^3 \text{ Gy}$</p>	<p>・ 規則等の改正に伴う評価の追加</p>
材料 / 構成部材	経年変化の要因	経年変化の考慮の必要性の評価												
レジン	熱	<p>輸送中に規定される容器本体の最高温度は 70°C 以下である。この使用条件では、以下に示す知見/理由から、使用上問題となるような熱による経年変化は起こらない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レジン（脚部レジン、蓋部レジン、底部レジン）については、長期加熱試験により重量減損を評価している。試験データから求められた量及び期間から算定されるパラメータと重量減損率の関係式によると、70°C で 50 年間保持した場合、重量減損は無視できることを示している。(付録書類-2) 												
放射線	外面、底部レジンについては内筒内面、底部レジンについては内筒外面における着目量を求めて、収納している累積期間を 50 年として放射線照射量を算定すると、最も高い部位（内筒内面で最大 <input type="text"/> Sv/h）においても 3×10^3 Gy / 年となる。	<p>この使用条件では、以下に示す知見/理由から、使用上問題となる放射線による経年変化は起こらない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レジンは <input type="text"/> 脂肪と <input type="text"/> 脂肪の両方の性質を兼ね備えている樹脂で、それぞれの性質から、照射量が 5×10^4 Gy 以下では根本的な機械的性質の変化は生じないと判断できる。^[1] ・ 中性子照射に伴うレジン中のポリマーの変形については、^{10B} の 50 年間の減少量を保守的に、前述した容器内部の中性子照射量 2×10^{10} n/cm² を用いて評価しても 10^{-6} 以下であり無視できる。(付録書類-1) 												
		<p>* $\boxed{} [\mu\text{Sv}/\text{h}] \times 60 [\text{年}] \times 365,25 [\text{日}] \times 24 [\text{時間}] = \boxed{} \times 10^8 \text{ Sv} \rightarrow \text{放射線照射量} < 3 \times 10^3 \text{ Gy}$</p>												

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成30年8月17日付三原燃第18-393号をもって申請 (平成31年2月5日付三原燃第18-1013号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考												
	<p>(a) 第F-2表 安全解析における経年変化の考慮の必要性の評価 (15/17)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">材料 / 構成部材</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">経年変化 の要因</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">経年変化の考慮の必要性の評価</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">経年変化の考慮の必要性の評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">レジン</td> <td style="padding: 5px;">化学変化 構成部材： [容器本体] ・頭部レジン ・蓋部レジン ・底部レジン</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 容器本体のレジンが填縫剤(頭部レジン、蓋部レジン、底部レジン)はステンレス鋼で覆われており、その貫通部も歯合部は圧力隔壁バルブで密封されているため、空気(酸素)及び水分が十分に供給される環境にない。したがって、レジンに使用上問題となる腐食は起こらない。 </td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 経年変化の考慮の必要性の評価 無し </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">疲労</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 容器本体のレジン・充填剤(頭部レジン、蓋部レジン、底部レジン)は、その保管及び使用中に疲労しほりは発生しない。したがって、技術基準への適合性を評価するうえで経年変化の考慮は必要ない。 </td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 経年変化の考慮の必要性の評価 無し </td> </tr> </tbody> </table>	材料 / 構成部材	経年変化 の要因	経年変化の考慮の必要性の評価	経年変化の考慮の必要性の評価	レジン	化学変化 構成部材： [容器本体] ・頭部レジン ・蓋部レジン ・底部レジン	容器本体のレジンが填縫剤(頭部レジン、蓋部レジン、底部レジン)はステンレス鋼で覆われており、その貫通部も歯合部は圧力隔壁バルブで密封されているため、空気(酸素)及び水分が十分に供給される環境にない。したがって、レジンに使用上問題となる腐食は起こらない。	経年変化の考慮の必要性の評価 無し	疲労		容器本体のレジン・充填剤(頭部レジン、蓋部レジン、底部レジン)は、その保管及び使用中に疲労しほりは発生しない。したがって、技術基準への適合性を評価するうえで経年変化の考慮は必要ない。	経年変化の考慮の必要性の評価 無し	<ul style="list-style-type: none"> ・規則等の改正に伴う評価の追加
材料 / 構成部材	経年変化 の要因	経年変化の考慮の必要性の評価	経年変化の考慮の必要性の評価											
レジン	化学変化 構成部材： [容器本体] ・頭部レジン ・蓋部レジン ・底部レジン	容器本体のレジンが填縫剤(頭部レジン、蓋部レジン、底部レジン)はステンレス鋼で覆われており、その貫通部も歯合部は圧力隔壁バルブで密封されているため、空気(酸素)及び水分が十分に供給される環境にない。したがって、レジンに使用上問題となる腐食は起こらない。	経年変化の考慮の必要性の評価 無し											
疲労		容器本体のレジン・充填剤(頭部レジン、蓋部レジン、底部レジン)は、その保管及び使用中に疲労しほりは発生しない。したがって、技術基準への適合性を評価するうえで経年変化の考慮は必要ない。	経年変化の考慮の必要性の評価 無し											

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

<p>前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))</p>	<p>今回の核燃料輸送物設計変更承認申請</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 規則等の改正に伴う評価の追加 									
<div style="border: 1px solid green; padding: 10px;"> <p>(a) - 第 F - 2 表 安全解析における経年変化の考慮の必要性の評価 (16/17)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">材料 / 構造部材</th> <th style="text-align: left;">経年変化の要因</th> <th style="text-align: left;">経年変化の考慮の必要性の評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木材 ・機械部材 〔衝撃吸収カバー〕</td> <td>熱 衝撃吸収材</td> <td> <p>高温環境下では熱による強度低下が考えられ、木材温度が 200°C に達すると熱分解が進む。^[18] したがって、機械部材を構成する木材に及ぼす影響を考慮する際に採用した木材の圧縮強度及び密接測定の結果、木材の衝撃吸収性能は完全であり、性能劣化はなかった。</p> <p>本申請に係る輸送物の収納物は未使用の新燃料集合体であり、収納物の発熱は無視し得るため、輸送容器の温度上昇と大體放熱によく影響のみとなる。したがい、本輸送容器の実的木材温度は、基本的に未使用燃料の輸送容器の木材温度よりも低いと判断されることから、木材の熱的劣化は生じないと考えられる。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td> <p>*第 12 回輸送容器及び使用燃料容器に係る特定容器に関する審査会合（令和 4 年 4 月 25 日） 資料 1 引紙「収納材（木材）の熱的劣化について」 四国電力株式会社</p> <p>本輸送容器の収納物は未使用の新燃料集合体であり、50 年間燃料集合体を収納していたとしても、燃料集合体表面における中性子照射量は $2 \times 10^6 \text{ n/cm}^2$ 以下であり、輸送容器の中性子照射量は最も高い位置でも、燃料集合体 10 年あたり $2 \times 10^9 \text{ n/cm}^2$ を超えることはない。（付属書類 -1）</p> <p>この耐用条件では、以下に示す如見理由が、使用上面となる放熱線による経年変化は起こらない。したがって、技術基礎への適合性を評価するうえで経年変化の考慮は必要ない。</p> <p>・木材の頗る機械的特性変化をあたえるとされる中性子照射量は 10^{16} n/cm^2 程度以上である。^[19]</p> </td> </tr> </tbody> </table> </div>			材料 / 構造部材	経年変化の要因	経年変化の考慮の必要性の評価	木材 ・機械部材 〔衝撃吸収カバー〕	熱 衝撃吸収材	<p>高温環境下では熱による強度低下が考えられ、木材温度が 200°C に達すると熱分解が進む。^[18] したがって、機械部材を構成する木材に及ぼす影響を考慮する際に採用した木材の圧縮強度及び密接測定の結果、木材の衝撃吸収性能は完全であり、性能劣化はなかった。</p> <p>本申請に係る輸送物の収納物は未使用の新燃料集合体であり、収納物の発熱は無視し得るため、輸送容器の温度上昇と大體放熱によく影響のみとなる。したがい、本輸送容器の実的木材温度は、基本的に未使用燃料の輸送容器の木材温度よりも低いと判断されることから、木材の熱的劣化は生じないと考えられる。</p>			<p>*第 12 回輸送容器及び使用燃料容器に係る特定容器に関する審査会合（令和 4 年 4 月 25 日） 資料 1 引紙「収納材（木材）の熱的劣化について」 四国電力株式会社</p> <p>本輸送容器の収納物は未使用の新燃料集合体であり、50 年間燃料集合体を収納していたとしても、燃料集合体表面における中性子照射量は $2 \times 10^6 \text{ n/cm}^2$ 以下であり、輸送容器の中性子照射量は最も高い位置でも、燃料集合体 10 年あたり $2 \times 10^9 \text{ n/cm}^2$ を超えることはない。（付属書類 -1）</p> <p>この耐用条件では、以下に示す如見理由が、使用上面となる放熱線による経年変化は起こらない。したがって、技術基礎への適合性を評価するうえで経年変化の考慮は必要ない。</p> <p>・木材の頗る機械的特性変化をあたえるとされる中性子照射量は 10^{16} n/cm^2 程度以上である。^[19]</p>
材料 / 構造部材	経年変化の要因	経年変化の考慮の必要性の評価									
木材 ・機械部材 〔衝撃吸収カバー〕	熱 衝撃吸収材	<p>高温環境下では熱による強度低下が考えられ、木材温度が 200°C に達すると熱分解が進む。^[18] したがって、機械部材を構成する木材に及ぼす影響を考慮する際に採用した木材の圧縮強度及び密接測定の結果、木材の衝撃吸収性能は完全であり、性能劣化はなかった。</p> <p>本申請に係る輸送物の収納物は未使用の新燃料集合体であり、収納物の発熱は無視し得るため、輸送容器の温度上昇と大體放熱によく影響のみとなる。したがい、本輸送容器の実的木材温度は、基本的に未使用燃料の輸送容器の木材温度よりも低いと判断されることから、木材の熱的劣化は生じないと考えられる。</p>									
		<p>*第 12 回輸送容器及び使用燃料容器に係る特定容器に関する審査会合（令和 4 年 4 月 25 日） 資料 1 引紙「収納材（木材）の熱的劣化について」 四国電力株式会社</p> <p>本輸送容器の収納物は未使用の新燃料集合体であり、50 年間燃料集合体を収納していたとしても、燃料集合体表面における中性子照射量は $2 \times 10^6 \text{ n/cm}^2$ 以下であり、輸送容器の中性子照射量は最も高い位置でも、燃料集合体 10 年あたり $2 \times 10^9 \text{ n/cm}^2$ を超えることはない。（付属書類 -1）</p> <p>この耐用条件では、以下に示す如見理由が、使用上面となる放熱線による経年変化は起こらない。したがって、技術基礎への適合性を評価するうえで経年変化の考慮は必要ない。</p> <p>・木材の頗る機械的特性変化をあたえるとされる中性子照射量は 10^{16} n/cm^2 程度以上である。^[19]</p>									

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

<p>前回申請書 (平成30年8月17日付三原燃第18-393号をもって申請 (平成31年2月5日付三原燃第18-1013号をもって一部補正))</p>	<p>今回の核燃料輸送物設計変更承認申請</p>	<p>備考</p>									
<div style="border: 1px solid green; padding: 10px;"> <p>(a) 第F-2表 安全解析における経年変化の考慮の必要性の評価 (17/17)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">材料 / 構成部材</th> <th style="text-align: left;">経年変化の要因</th> <th style="text-align: left;">経年変化の考慮の必要性の評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木材</td> <td>化学変化 構成部材： 〔衝撃吸収カバー〕 ・緩衝材</td> <td> 経年変化による木材の外板で覆われており、その貫通部も可燃性ある いは圧力隔壁パッジで密閉されている。木材表面には酸素及び水分が必要となる が、衝撃吸収カバー内部ではこれらが連続的に供給される範囲ではなく、使用上問題となる腐朽は起 こらない。 衝撃吸収カバーの木材製の衝撃材において、その保管及び使用中に繰返しあたは発生しない。した がって、技術基準への適合性を評価するうえで経年変化の考慮は必要ない。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>疲労</td> <td>無し</td> </tr> </tbody> </table> </div>			材料 / 構成部材	経年変化の要因	経年変化の考慮の必要性の評価	木材	化学変化 構成部材： 〔衝撃吸収カバー〕 ・緩衝材	経年変化による木材の外板で覆われており、その貫通部も可燃性ある いは圧力隔壁パッジで密閉されている。木材表面には酸素及び水分が必要となる が、衝撃吸収カバー内部ではこれらが連続的に供給される範囲ではなく、使用上問題となる腐朽は起 こらない。 衝撃吸収カバーの木材製の衝撃材において、その保管及び使用中に繰返しあたは発生しない。した がって、技術基準への適合性を評価するうえで経年変化の考慮は必要ない。		疲労	無し
材料 / 構成部材	経年変化の要因	経年変化の考慮の必要性の評価									
木材	化学変化 構成部材： 〔衝撃吸収カバー〕 ・緩衝材	経年変化による木材の外板で覆われており、その貫通部も可燃性ある いは圧力隔壁パッジで密閉されている。木材表面には酸素及び水分が必要となる が、衝撃吸収カバー内部ではこれらが連続的に供給される範囲ではなく、使用上問題となる腐朽は起 こらない。 衝撃吸収カバーの木材製の衝撃材において、その保管及び使用中に繰返しあたは発生しない。した がって、技術基準への適合性を評価するうえで経年変化の考慮は必要ない。									
	疲労	無し									
<p>・規則等の改正に伴う評価の 追加</p>											

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
	<p>F.3 安全解析における経年変化の考慮内容</p> <p>F.2 に示したとおり、本輸送物に係る安全機能を担う構成部品の材料を対象に、経年変化の考慮内容は以下の通りである。</p> <p>熱、放射線及び化学変化の要因により、本輸送容器の構成部材（容器本体、バケット、衝撃吸収カバー）並びに収納缶を構成する材料である、□ステンレス鋼、□□□ステンレス鋼、ボロン入りステンレス鋼、合金鋼、チタン合金、□、アルミニウム合金、レジン、木材に使用上問題となるような経年変化が起こることはなく、安全解析においてこれらの要因による経年変化の考慮は必要ない。</p> <p>繰返し荷重（疲労）による経年変化については、吊り上げ及び内外圧差により繰り返し荷重の作用している部材があり、経年変化の考慮は必要である。</p> <p>これら部材と材料を整理すると以下の通りであり、それぞれ、(a)章 A 「構造解析」及び(b)－F.4.4 付属書類-4において疲労評価を実施している。各疲労評価において、許容繰返し回数が想定される繰返し回数を上回っていることを確認している。したがって、繰返し荷重（疲労）による経年変化の影響はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取扱時に荷重が負荷されるトランニオン及びハンドリングベルト（□ステンレス鋼）についてはA.4.4 (2)において評価を実施。 ・初期締付けによる荷重を受ける蓋板締付けボルト（合金鋼）についてはA.5.1.3 (4)において評価を実施。 ・内圧変化による荷重が負荷される容器本体（□ステンレス鋼、チタン合金）についてはA.10.13 付属書類-13において評価を実施。 ・内圧変化による荷重及び初期締付けによる荷重が負荷される収納缶（□□□ステンレス鋼、合金鋼）についてはF.4.4 付属書類-4において評価を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規則等の改正に伴う評価の追加

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成30年8月17日付三原燃第18-393号をもって申請 (平成31年2月5日付三原燃第18-1013号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考																																													
	<p>F.4 付属書類</p> <p>F.4.1 付属書類一 中性子照射量及びボロンの減損率について</p> <p>燃料組成に由来する線源について、燃焼計算コードORIGEN2により中性子発生量を求め、使用予定期間における累積の中性子照射量を算定する。</p> <p>また、算定された中性子照射量に基づき、レジンあるいはボロン入りステンレス鋼に含まれるボロンの減損率を算定する。</p> <p>(1) 中性子照射量の算定</p> <p>a. 燃料組成に由来する線源</p> <p>(a) 第D.1表に線源の仕様として各核種の重量及び崩壊年数が(a)第一F.付1.1表のよう示されている。</p> <p>(b) 第F.付1.1表 燃料組成に由来する線源仕様(各核種重量及び崩壊年数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>重量(g/集合体)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>²³⁵U</td> <td></td> </tr> <tr> <td>²³⁸U</td> <td></td> </tr> <tr> <td>²³⁴U</td> <td></td> </tr> <tr> <td>²³⁶U</td> <td></td> </tr> <tr> <td>²³⁸Tc</td> <td></td> </tr> <tr> <td>崩壊年数</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. ORIGEN2による中性子発生量の計算結果</p> <p>ORIGEN2による中性子発生量の計算結果を(a)第一F.付1.2表に示す。</p> <p>(a) 第F.付1.2表 ORIGEN2による中性子発生量の計算結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核種</th> <th colspan="3">中性子発生量(n/sec)</th> </tr> <tr> <th>(α, n)反応</th> <th>自発核分裂</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>²³⁵U</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>²³⁸U</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>²³⁴U</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>²³⁶U</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>²³⁸Tc</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(a) -F-21</p>	核種	重量(g/集合体)	²³⁵ U		²³⁸ U		²³⁴ U		²³⁶ U		²³⁸ Tc		崩壊年数	10年	核種	中性子発生量(n/sec)			(α, n)反応	自発核分裂	合計	²³⁵ U				²³⁸ U				²³⁴ U				²³⁶ U				²³⁸ Tc				合計				<ul style="list-style-type: none"> 規則等の改正に伴う評価の追加
核種	重量(g/集合体)																																														
²³⁵ U																																															
²³⁸ U																																															
²³⁴ U																																															
²³⁶ U																																															
²³⁸ Tc																																															
崩壊年数	10年																																														
核種	中性子発生量(n/sec)																																														
	(α, n)反応	自発核分裂	合計																																												
²³⁵ U																																															
²³⁸ U																																															
²³⁴ U																																															
²³⁶ U																																															
²³⁸ Tc																																															
合計																																															

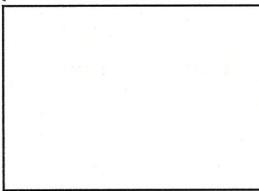
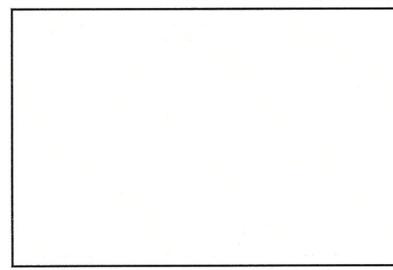
核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
	<p>ここで、(e) 第 F. 付 1.2 表に示す中性子発生量に、増倍効果を考慮した中性子発生量は以下のように求められる。</p> $N' = N \times \left(\frac{1}{1 - (k_{eff} + 3\sigma)} \right)$ <p>ここで、N' : 増倍効果を考慮した中性子発生量 (n/sec) N : ORIGEN2 による計算結果 [] n/sec]</p> <p>本輸送物は、(e) E 階界解析に示すように、通常輸送時も含めた規則に定めるいすれの条件においても実効増倍率 ($k_{eff} + 3\sigma$) は [] 以下となっている。</p> <p>したがって、N' は以下のように表すことができる。</p> $N' \leq N \times [] = [] n/sec$ <p>c. 燃料集合体表面の中性子束</p> <p>燃料から発生する中性子が全て燃料集合体の外に放出されると仮定すると、燃料集合体表面の中性子束は中性子発生量を燃料集合体側面の面積で除して得られる。</p> $\phi = N' / S$ <p>ここで、ϕ : 燃料集合体表面の中性子束 (n/cm²/sec) N' : 燃料集合体当たりの中性子発生量 [≤ [] n/sec] S : 燃料集合体側面の面積 $S = L \times W \times 4$</p> <p>ここで、L : 燃料有効部長さ [] cm W : 燃料集合体幅 [] cm]</p> <p>したがって、</p> $\phi \leq [] n/cm2/sec$ <p>d. 使用予定期間における中性子照射量</p> <p>使用予定期間を 50 年とすると、累積の中性子照射量は以下のように計算される。</p> <p>a) 中性子照射量 (集合体当たり) = $\phi \times 50 \times 365.25 \times 24 \times 3600 \leq 2 \times 10^9$ n/cm² b) 中性子照射量 (輸送物当たり) $\leq 2 \times 10^9 \times 10 = 2 \times 10^{10}$ n/cm²</p>	<ul style="list-style-type: none"> 規則等の改正に伴う評価の追加

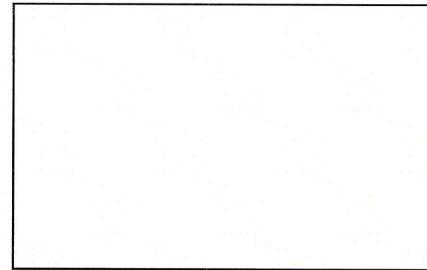
核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
	<p>(2) ボロン(^{10}B)の減損率の算定</p> <p>前項にて求めた燃料集合体表面の中性子束により、レジンあるいはボロン入りステンレス鋼が照射を受けると安全側に仮定して、使用予定期間におけるボロン(^{10}B)の減損率を算定する。</p> <p>レジンあるいはボロン入りステンレス鋼中の ^{10}B の減損数は、以下のように計算される。</p> $D = n \times \sigma \times B$ <p>ここで、D : 単位体積当たりの ^{10}B の減損数 (個 /cm³)</p> <p>n : 単位面積当たりの中性子数 [2×10^{10} 個/cm²]</p> <p>σ : ^{10}B の吸収断面積 [4×10^{-21} cm²/個]</p> <p>B : レジンあるいはボロン入りステンレス鋼中の ^{10}B の原子個数密度 (個/cm³)</p> <p>したがって、^{10}B の減損率 F は以下のように求められる。</p> $F = D / B = n \times \sigma$ $= 2 \times 10^{10} \times 4 \times 10^{-21} = 8 \times 10^{-11} \leq 1 \times 10^{-10}$ <p>よって、減損率 F は、10^{-10} 以下となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 規則等の改正に伴う評価の追加

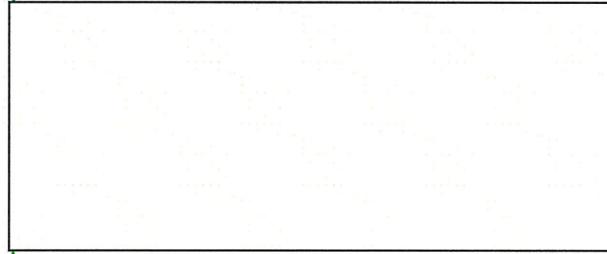
核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
	<p style="text-align: center;">[図 4-2 付属書類-2 レジンの重量試験について]</p> <p>レジンについて、長期加熱試験^①が実施されている。このデータに基づいて、70°C以下の場合のレジンの重量減損について以下に評価する。</p> <p>(1) レジンの長期加熱試験</p> <p>a. 試験の概要</p> <p>[] の試験片（写真②—第 F. 付 2.1 参照）を恒温槽で一定期間加熱し重量を測定する。試験温度として、[] °Cを設定し、最長 [] 時間加熱する。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>写真②—第 F. 付 2.1 試験片の形状</p> </div> <p>b. 試験結果</p> <p>各温度及び経過時間における重量減損(%)を③—第 F. 付 2.1 図のグラフに示す。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>③—第 F. 付 2.1 図 重量減損の測定結果</p> </div> <p>注 1) []</p>	<ul style="list-style-type: none"> 規則等の改正に伴う評価の追加

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考										
	<p>c. 重量減損の関係式</p> <p>測定結果について、ラーソンミラー・バラメーター (LMP) を用いて重量減損を整理した結果、比例定数 C を $C = \boxed{\quad}$ とした時に LMP と重量減損の良い相関が得られた。</p> <p>LMP と重量減損をプロットしたグラフ及び関係式を (e) 第 F. 付 2.2 図に示す。</p>  <p>(e) 第 F. 付 2.2 図 LMP と重量減損の関係</p> <p>(2) 本輸送容器の温度及び使用期間における重量減損</p> <p>本輸送容器の輸送中における最高温度は 70°C 以下である。</p> <p>この温度及び使用期間に対する LMP の値を求めると、(e) 第 F. 付 2.1 表に示す値が得られる。</p> <p>(e) 第 F. 付 2.1 表 本輸送容器の温度及び使用期間に対する LMP</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">温度 : T (K)</th> <th colspan="2">使用期間</th> <th rowspan="2">LMP</th> </tr> <tr> <th>年数</th> <th>時間 : t (h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>343.15</td> <td>50</td> <td>438300</td> <td><input type="text"/></td> </tr> </tbody> </table> <p>(e) 第 F. 付 2.1 表で得られた LMP の値を重量減損の関係式に代入すると、負の値となる。</p> <p>言い換えると、仮に使用期間の累積が 50 年経過した場合でも、レジンの重量減損は無視できることになり、考慮する必要はないことを示している。</p> <p>なお、上記の加熱試験ではレジンは空気にならされているが、本輸送容器のレジンは密閉された状態であり、試験は、十分に安全側の条件で実施されている。</p>	温度 : T (K)	使用期間		LMP	年数	時間 : t (h)	343.15	50	438300	<input type="text"/>	<ul style="list-style-type: none"> 規則等の改正に伴う評価の追加
温度 : T (K)	使用期間		LMP									
	年数	時間 : t (h)										
343.15	50	438300	<input type="text"/>									

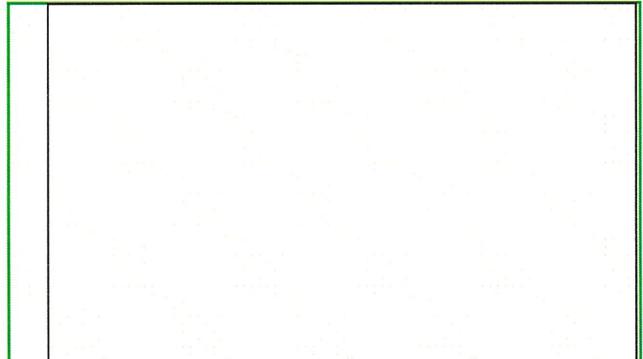
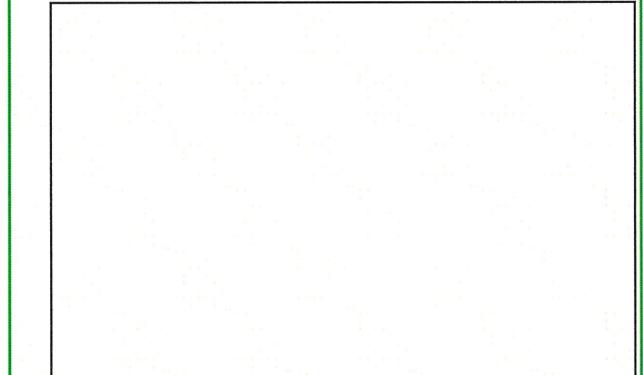
核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
	<p>F.4.3 付図書類-3 アルミニウム合金の強度低下について</p> <p>各種のアルミニウム合金について、長期加熱における機械的性質のデータがまとめられている。</p> <p>このデータ集に基づいて、70°C以下の場合の強度低下について以下に評価する。</p> <p>(1) 使用するデータ</p> <p>データ集には、種々温度で 0.1 時間から最大 100,000 時間保持した時の機械的性質が掲載されている。</p> <p>ここでは、加熱後の室温における引張強さと降伏応力のデータを用いて、ラーソンミーラーパラメーター (LMP) との関係を求める。</p> <p>a. 記載データ</p> <p>対象とするアルミニウム合金の□ (□他) と □ (アルミスペーサー) について、各保持時間における温度と引張強さ及び降伏応力の関係をグラフにしたもの、(a)-第F.付3.1図及び(b)-第F.付3.2図に示す。</p>  <p>(a)-第F.付3.1図 各保持時間における温度と引張強さ／降伏応力の関係 (アルミニウム合金□)</p> <hr/> <p>注1) The Aluminum Association, 'Properties of Aluminum Alloys', 2006</p>	<ul style="list-style-type: none"> 規則等の改正に伴う評価の追加

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考										
	<p>(a) - 第 F. 付 3.2 図 各保持時間における温度と引張強さ／降伏応力の関係 (アルミニウム合金 </p> <p>(2) LMP と引張強さあるいは降伏応力の関係 LMP と引張強さあるいは降伏応力の関係をグラフにして、(a) - 第 F. 付 3.3 図及び (a) - 第 F. 付 3.4 図に示す。なお、定数 C は 20 を用いた。</p> <p>(3) 本輸送容器の温度及び使用期間における引張強さあるいは降伏応力の低下 本輸送容器の輸送中における最高温度は 70°C 以下である。 この温度に対する LMP の値を (a) - 第 F. 付 3.1 表に示す。</p> <p>(a) - 第 F. 付 3.1 表 本輸送容器の温度及び使用期間に対する LMP</p> <table border="1" data-bbox="1123 945 1561 1024"> <thead> <tr> <th rowspan="2">温度 : T (K)</th> <th colspan="2">使用期間</th> <th rowspan="2">LMP</th> </tr> <tr> <th>年数</th> <th>時間 : t (h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>343.15</td> <td>50</td> <td>438300</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(a) - 第 F. 付 3.3 図及び(a) - 第 F. 付 3.4 図について、(a) - 第 F. 付 3.1 表で得られた LMP の値に対応する引張強さあるいは降伏応力を見ると、いずれも常温の応力値からの低下はまだ生じていない。 このことから、仮に使用期間の累積が 50 年経過した場合でも、本輸送容器に使用されているアルミニウム合金の強度低下は無視できると判断される。</p>	温度 : T (K)	使用期間		LMP	年数	時間 : t (h)	343.15	50	438300		<ul style="list-style-type: none"> 規則等の改正に伴う評価の追加
温度 : T (K)	使用期間		LMP									
	年数	時間 : t (h)										
343.15	50	438300										

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
	 <p data-bbox="1199 727 1545 767">(a) - 第 F. 付 3.3 図 LMP と引張強さ／降伏応力の関係 (アルミニウム合金□)</p>  <p data-bbox="1188 1167 1530 1207">(a) - 第 F. 付 3.4 図 LMP と引張強さ／降伏応力の関係 (アルミニウム合金□)</p>	<ul style="list-style-type: none">規則等の改正に伴う評価の追加

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
	<p style="text-align: center;">図 4.4 付属書類一4 輸送中の内外圧力差の変動に対する収納缶の疲労強度について</p> <p>収納缶には、(イ)一D (2)に示すように、蓋板にはガスケットが備えられているため、収納缶の内外で圧力差が生じることが考えられる。</p> <p>ここでは、輸送中に想定される最大の内外圧力差から、収納缶に発生する最大応力を算定し収納缶の疲労強度を評価する。併せて、初期締付けによる引張応力を考慮した使用予定回数に対する蓋板ボルトの疲労強度を評価する。</p> <p>(1) 最大の内外圧力差</p> <p>収納物を輸送容器に装荷する時点では、収納缶の内外の圧力は同一である。</p> <p>輸送容器は密封性能を有するため、輸送中に輸送物の温度が上昇しても、収納缶内外の気圧変化は等しく差は生じない。したがって、燃料集合体に付着した水分が残留していると仮定すると、収納缶内の水蒸気圧が収納缶の内外圧力差になる。</p> <p>輸送中の最大の水蒸気圧は、輸送物最高温度 (70°C) における飽和水蒸気圧であり、最大の内外圧力差は以下のようになる。(イ)一B 熱解析 B. 4.4 参照)</p> <p style="text-align: center;">最大の内外圧力差 : 0.0312 MPa (70°Cにおける飽和水蒸気圧)</p> <p>(2) 収納缶各部に発生する最大応力</p> <p>a. 脇</p> <p>収納缶の脇は、薄板の角管構造であるため、内圧に対しては脇のコーナー部において発生応力が最大となる。</p> <p>コーナー部の丸みは小さいほど発生応力が高くなるため、コーナー部に丸みのない正方形を仮定すると、発生応力は次式により与えられる。(JIS B 8280 より)</p> $\sigma_a = \frac{P h}{2 t \eta}$ $\sigma_b = \pm \frac{P h^2 c}{t^3 \eta}$ $\sigma_T = \sigma_a + \sigma_b$ <p>ここで、 σ_a : 膜応力 (MPa) P : 内外圧力差 [0.0312 MPa] h : 脇の内法 [153 mm] t : 脇の板厚 [4 mm] η : 溶接係数 [1]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 規則等の改正に伴う評価の追加

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
	<p style="text-align: center;">σ_b : 曲げ応力 (MPa) c : 板断面の中立面から表面までの長さ [2 mm] σ_t : 合成応力 (MPa)</p> <p>したがって、 $\sigma_t = \boxed{\quad}$ MPa</p> <p>b. 底板 底板を周辺部が固定された正方形板と見なすと、最大曲げ応力は次式により与えられる。</p> $\sigma_b = \beta \frac{P a^2}{t^2}$ <p>ここで、 σ_b : 曲げ応力 (MPa) β : 応力係数 [0.31] P : 内外圧力差 [0.0312 MPa] a : 底板の辺長さ [153 mm] t : 底板の板厚 [mm]</p> <p>したがって、 $\sigma_b = \boxed{\quad}$ MPa</p> <p>c. 蓋板 蓋板をボルト中心部で固定された正方形板と見なすと、底板と同様に、最大曲げ応力は次式により与えられる。</p> $\sigma_b = \beta \frac{P a^2}{t^2}$ <p>ここで、 σ_b : 曲げ応力 (MPa) β : 応力係数 [0.31] P : 内外圧力差 [0.0312 MPa] a : ボルト中心部の辺長さ [mm] t : 蓋板の板厚 [mm] (蓋板ガスケット溝深さを考慮した周辺部の板厚)</p> <p>したがって、 $\sigma_b = \boxed{\quad}$ MPa</p>	<ul style="list-style-type: none"> 規則等の改正に伴う評価の追加

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
	<p>d. 蓋板ボルト</p> <p>a) 内外圧力差による引張応力</p> <p>内外圧力差に対して蓋板ボルトには引張応力が作用し、次式により与えられる。</p> $\sigma_{t1} = \frac{F}{n A}$ <p>ここで、σ_{t1} : 引張応力 (MPa) F : 内外圧力差による荷重 (N) $F = P \cdot a^2$ ここで、P : 内外圧力差 [0.0312 MPa] a : ボルト中心部の辺長さ [□ mm] (蓋板ガasketの辺長さより大きく安全側) n : 蓋板ボルトの本数 [16] A : 蓋板ボルトの最小断面積 (mm²) $A = \pi d^2 / 4$ ここで、d : 蓋板ボルトの最小径 [□ mm]</p> <p>したがって、 $\sigma_{t1} = □ MPa$</p> <p>b) 初期締付けトルクによる引張応力</p> <p>初期締付けトルクによる引張応力は、次式により与えられる。</p> $\sigma_{t2} = T \times \frac{1}{0.2D} \times \frac{1}{A}$ <p>ここで、σ_{t2} : 引張応力 (MPa) T : 初期締付けトルク [□ N・mm] D : 蓋板ボルト呼び径 [□ mm]</p> <p>したがって、 $\sigma_{t2} = □ MPa$</p> <p>以上より、蓋板ボルトに発生する最大の引張応力 σ_{t1} は、以下のようになる。</p> $\sigma_{t1} = \sigma_{t1} + \sigma_{t2} = □ MPa$ <p>(3) 疲労評価</p> <p>a. 脊、底板、蓋板</p> <p>前項で求めた最大応力によると、脊、底板及び蓋板では脊に発生する応力が最大</p>	<ul style="list-style-type: none"> 規則等の改正に伴う評価の追加

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成30年8月17日付三原燃第18-393号をもって申請 (平成31年2月5日付三原燃第18-1013号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
	<p>となる。そこで、この最大応力に基づいて、輸送中に想定される繰返しピーク応力強さを算定し、許容繰返し回数を求める。</p> <p>a) 繰返しピーク応力強さ</p> $S_a = S \times K_t \times (1.95 \times 10^8 / E_t)$ <p>ここで、 S_a : 繰返しピーク応力強さ (MPa) S : 応力振幅 [MPa (応力の1/2)] K_t : 応力集中係数 [5 (構造上の不連続部に対する最大値)] E_t : 材料の使用温度における継弾性係数 [MPa(70°C)]</p> <p>したがって、</p> $S_a = \boxed{\quad} \text{ MPa}$ <p>b) 許容繰返し回数</p> <p>A.10.1付属書類-1 (v)-第A付.1.1図に示すオーステナイトステンレス鋼の設計疲れ線図によると、93.7 MPa以下の繰返しピーク応力強さに対する許容繰返し回数は、線図の最大値である 10^{11} 回以上を示している。</p> <p>したがって、使用予定期数(50年)の期間、一日に1回内圧(内外圧差)が変動すると想定した回数(約 2×10^4 回)を繰返し回数と想定すると、収納缶の許容繰返し回数は十分に上回っており、収納缶の胴、底板及び蓋板は十分な疲労強度を有している。</p> <p>b. 蓋板ボルト</p> <p>前項で求めた蓋板ボルトの最大応力に基づいて、輸送中に想定される繰返しピーク応力強さを算定し、許容繰返し回数を求める。</p> <p>a) 繰返しピーク応力強さ</p> $S_a = S \times K_t \times (2.07 \times 10^8 / E_t) / 2$ <p>ここで、 S_a : 繰返しピーク応力強さ (MPa) S : 蓋板ボルトの応力強さ (応力の変動幅) [MPa] K_t : 応力集中係数 [4 (ボルトのネジ部に対する最大値)] E_t : 材料の使用温度における継弾性係数 [MPa(70°C)]</p> <p>したがって、</p> $S_a = \boxed{\quad} \text{ MPa}$ <p>b) 許容繰返し回数</p> <p>A.10.1付属書類-1 (v)-第A.付1.2図に示す高張力ボルトの設計疲れ線図より、S_a ($\boxed{\quad}$ MPa)に対する許容繰返し回数 N_a は、</p>	<ul style="list-style-type: none"> 規則等の改正に伴う評価の追加

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
	<p>Na= [] 回</p> <p>となる。実作業での輸送 1 回当たりの蓋板ボルトの締付け回数は 2 回程度であるが、保守的に 4 回の締付けを想定すると、輸送容器の使用予定期数(200 回)で想定される締返し回数は 8×10^6 回となる。したがって、許容締返し回数は想定される締返し回数より十分に大きく、蓋板ボルトは十分な疲労強度を有している。</p> <p>上記の評価結果から、収納缶は十分な疲労強度を有しており、疲労により収納缶の健全性が損なわれることはない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 規則等の改正に伴う評価の追加

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成30年8月17日付三原燃第18-393号をもって申請 (平成31年2月5日付三原燃第18-1013号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考																																		
	<p style="text-align: center;">[6.4.5 付属書類-5 参考文献]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">[1]</td> <td>ステンレス鋼便覧 第3版 (1995) p.216</td> </tr> <tr> <td>[2]</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>[3]</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>[4]</td> <td>JEAC 4201 「原子炉構造材の監視試験方法」の概要 日本電気協会、原子力規格委員会、構造分科会資料 平成20年11月11日</td> </tr> <tr> <td>[5]</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>[6]</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>[7]</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>[8]</td> <td>“共晶組織を伴うボロン含有 18Cr-8Ni ステンレス鋼の凝固過程における高温変形挙動”日本鉄鋼協会「鉄と鋼」85巻(1999)No.4 p.295-300</td> </tr> <tr> <td>[9]</td> <td>“Neutron effects on borated stainless steel” Nuclear Technology Vol. 96 (1991) p.346-352</td> </tr> <tr> <td>[10]</td> <td>“低合金鋼の中性子照射の影響評価結果”原子炉材料ハンドブック 日刊工業新聞社(1977) p.662</td> </tr> <tr> <td>[11]</td> <td>“An evaluation of low temperature radiation embrittlement mechanisms in ferritic alloys”, Journal of Nuclear Materials, Vol.210, (1994) p.268-281</td> </tr> <tr> <td>[12]</td> <td>“STRENGTH CHANGES IN VANADIUM AND TITANIUM IRRADIATED WITH 14 MeV NEUTRONS” Journal of Nuclear Materials 103 &104 (1981) p.901-906</td> </tr> <tr> <td>[13]</td> <td>金属便覧 改訂5版 日本金属学会(1990) p.641, p.878</td> </tr> <tr> <td>[14]</td> <td>“Low-Load Microhardness Changes in 14-MeV Neutron Irradiated Copper Alloys”, ASTM STP888, (1986) p.141-160</td> </tr> <tr> <td>[15]</td> <td>ASME Boiler and Pressure Vessel Code, SECII, Part D (2019)</td> </tr> <tr> <td>[16]</td> <td>“Reactor irradiation effects on Al1100” Proc. Jpn. Congr. Mater. Res. Vol. 24 (1981) p.1-6</td> </tr> <tr> <td>[17]</td> <td>“The use of Plastics and Elastomers in Nuclear Radiation” Nuclear Engineering and Design, Volume 17 (1971) p.247-280</td> </tr> </table>	[1]	ステンレス鋼便覧 第3版 (1995) p.216	[2]	_____	[3]	_____	[4]	JEAC 4201 「原子炉構造材の監視試験方法」の概要 日本電気協会、原子力規格委員会、構造分科会資料 平成20年11月11日	[5]	_____	[6]	_____	[7]	_____	[8]	“共晶組織を伴うボロン含有 18Cr-8Ni ステンレス鋼の凝固過程における高温変形挙動”日本鉄鋼協会「鉄と鋼」85巻(1999)No.4 p.295-300	[9]	“Neutron effects on borated stainless steel” Nuclear Technology Vol. 96 (1991) p.346-352	[10]	“低合金鋼の中性子照射の影響評価結果”原子炉材料ハンドブック 日刊工業新聞社(1977) p.662	[11]	“An evaluation of low temperature radiation embrittlement mechanisms in ferritic alloys”, Journal of Nuclear Materials, Vol.210, (1994) p.268-281	[12]	“STRENGTH CHANGES IN VANADIUM AND TITANIUM IRRADIATED WITH 14 MeV NEUTRONS” Journal of Nuclear Materials 103 &104 (1981) p.901-906	[13]	金属便覧 改訂5版 日本金属学会(1990) p.641, p.878	[14]	“Low-Load Microhardness Changes in 14-MeV Neutron Irradiated Copper Alloys”, ASTM STP888, (1986) p.141-160	[15]	ASME Boiler and Pressure Vessel Code, SECII, Part D (2019)	[16]	“Reactor irradiation effects on Al1100” Proc. Jpn. Congr. Mater. Res. Vol. 24 (1981) p.1-6	[17]	“The use of Plastics and Elastomers in Nuclear Radiation” Nuclear Engineering and Design, Volume 17 (1971) p.247-280	<ul style="list-style-type: none"> ・規則等の改正に伴う評価の追加
[1]	ステンレス鋼便覧 第3版 (1995) p.216																																			
[2]	_____																																			
[3]	_____																																			
[4]	JEAC 4201 「原子炉構造材の監視試験方法」の概要 日本電気協会、原子力規格委員会、構造分科会資料 平成20年11月11日																																			
[5]	_____																																			
[6]	_____																																			
[7]	_____																																			
[8]	“共晶組織を伴うボロン含有 18Cr-8Ni ステンレス鋼の凝固過程における高温変形挙動”日本鉄鋼協会「鉄と鋼」85巻(1999)No.4 p.295-300																																			
[9]	“Neutron effects on borated stainless steel” Nuclear Technology Vol. 96 (1991) p.346-352																																			
[10]	“低合金鋼の中性子照射の影響評価結果”原子炉材料ハンドブック 日刊工業新聞社(1977) p.662																																			
[11]	“An evaluation of low temperature radiation embrittlement mechanisms in ferritic alloys”, Journal of Nuclear Materials, Vol.210, (1994) p.268-281																																			
[12]	“STRENGTH CHANGES IN VANADIUM AND TITANIUM IRRADIATED WITH 14 MeV NEUTRONS” Journal of Nuclear Materials 103 &104 (1981) p.901-906																																			
[13]	金属便覧 改訂5版 日本金属学会(1990) p.641, p.878																																			
[14]	“Low-Load Microhardness Changes in 14-MeV Neutron Irradiated Copper Alloys”, ASTM STP888, (1986) p.141-160																																			
[15]	ASME Boiler and Pressure Vessel Code, SECII, Part D (2019)																																			
[16]	“Reactor irradiation effects on Al1100” Proc. Jpn. Congr. Mater. Res. Vol. 24 (1981) p.1-6																																			
[17]	“The use of Plastics and Elastomers in Nuclear Radiation” Nuclear Engineering and Design, Volume 17 (1971) p.247-280																																			

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
	<p>[18] 木材科学ハンドブック 初版 朝倉書店 (2006) p.135- 136</p> <p>[19] 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請書（特定兼用キャスク）本文及び添付書類の一部補正について、三菱重工業（株）(2021)</p>	<ul style="list-style-type: none">規則等の改正に伴う評価の追加

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>(e) — F 規則及び告示に対する適合性の評価 本輸送物はA型核分裂性輸送物である。本輸送物の規則及び告示に対する適合性の評価を<u>(e) — 第F_1表</u>に示す。</p> <p>(e) — G 規則及び告示に対する適合性の評価 本輸送物はA型核分裂性輸送物である。本輸送物の規則及び告示に対する適合性の評価を<u>(e) — 第G_1表</u>に示す。</p>	<p>(e) — F 規則及び告示に対する適合性の評価 本輸送物はA型核分裂性輸送物である。本輸送物の規則及び告示に対する適合性の評価を<u>(e) — 第F_1表</u>に示す。</p> <p>(e) — G 規則及び告示に対する適合性の評価 本輸送物はA型核分裂性輸送物である。本輸送物の規則及び告示に対する適合性の評価を<u>(e) — 第G_1表</u>に示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載要領の変更に伴う記載の見直し 記載の適正化

(e) — F — 1

(e) — G — 1

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))					今回の核燃料輸送物設計変更承認申請					備考				
規則の項目	告示の項目	基準		説明	申請書記載対応事項	規則の項目	告示の項目	説明		申請書記載対応事項	備考			
第三条 第一項 第二号	第四条 及び 別表第一	区分		核燃料物質等の区分	放射能の量	(i) - B (i) - D (i) 章 付属書類 -1	規則の項目		告示の項目	説明	申請書記載対応事項	・記載の適正化 (評価見直しの反映)		
		A型	特別形核燃料物質等 A ₁ 値 以下	本輸送物に収納される核燃料物質は、「特別形核燃料物質等以外のもの」に該当し、最高濃縮度 5.0%、最大放射能量 \square GBq の未照射ウランである。したがって、告示別表第一の「U (未照射、かつ濃縮度 20%以下のもの)」に該当し、A ₂ 値は「制限なし」となる。			(核燃料輸送物として運搬できる核燃料物質等の選択) 第 3 条 第 1 項第 1 号		(i) - C (i) - A. 4. 4 規則 第四条 第二号 準用	第 2 項 第 4 項	(i) - 第 3 条 1 表 規則及び告示に定める技術基準への適合性の評価 (1/2)		(i) - B (i) - D (i) 章 付属書類-1	
				一方、使用済燃料プールに保管された影響を考慮しても、当該収納物に付着している放射能の量は、A ₂ 値よりも十分に小さい。			(A型輸送物として運搬できる核燃料物質等の放射能の量の用法) 第 3 項				(A型輸送物として運搬できる核燃料物質等の放射能の量の用法) 第 3 項			
				したがって、本輸送物に収納されている放射能の量 A ₂ 値を上回ることはなく、A ₂ 値を該当する。			設計変更により、燃料集合体の種類 (D 格子燃料) を追加したが、燃料集合体中のウランの重羅、濃縮度等のウラン仕様は、既存の設計 (10 Co 核子燃料) と同一である。 一方、設計変更において、燃料集合体は、汎用核種を含む互換が付着し既存の設計よりも表面の汚染が高いことを想定している。				設計変更により、燃料集合体の種類 (D 格子燃料) を追加したが、燃料集合体中のウランの重羅、濃縮度等のウラン仕様は、既存の設計 (10 Co 核子燃料) と同一である。 一方、設計変更において、燃料集合体は、汎用核種を含む互換が付着し既存の設計よりも表面の汚染が高いことを想定している。			
第五条 第一号	容易に、かつ、安全に取扱うことができる。	本輸送物は、本体のリニアオーバーしくはハンドリングベルトと、専用の吊上げ用具を用い、クレーンを利用し等あくに、かつ、安全に取扱いが行えるよう設計されている。		(e) - A. 5. 1	同上 第二号 準用	(i) - C (i) - A. 4. 7 規則 第四条 第三号 準用	第 3 項 第 4 項	(i) - F. 1 表 規則及び告示に定める技術基準への適合性の評価 (1/4)		(i) - B (i) - D (i) 章 付属書類-1				
	運搬中に予想される速度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。	本輸送物は以下に示すように輸送中に予想される速度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生じないよう計画されている。 1. 輸送中に予想される速度及び圧力よりも厳しい、一般的試験条件における速度及び圧力条件下において、容器に発生する応力率によりき裂、破損等が生じるおそれはない。 2. 輸送物の固有振動数と、輸送中に予想される振動には差があり輸送中に共振することはなく、き裂、破損等が生じるおそれはない。 3. 輸送中は、輸送台上に本体鋼部を固定する。輸送台上に固定された本体鋼部は、進行方向と、垂直方向、横方向の加速度に対し十分な強度を有している。		(e) - A. 4. 7										
	表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。	本輸送物の表面は、薄いかに仕上げられており、放射性物質によって汚染された場合に、汚染の除去が容易にできる構造となっている。		(e) - A. 4. 5										
	材料相互の觸及び材料と収納される核燃料物質等との間で危険な物理的作用又は化学反応の生じるおそれがないこと。	本輸送物は乾式で輸送されるため、容器の構造部材と放射性物質等の間で、相互の作用により、危険な物理的または化学的作用を起こすことはない。		(i) - C (i) - A. 4. 1	同上 第三号 準用									
(i) - F - 2											(i) - G - 2			

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考								
	<p>(v) - 第 G. 1 表 規則及び告示に定める技術基準への適合性の評価 (2/22)</p> <table border="1" data-bbox="1047 414 1635 1256"> <thead> <tr> <th data-bbox="1047 414 1125 446">規則の項目</th><th data-bbox="1125 414 1238 446">告示の項目</th><th data-bbox="1238 414 1635 446">説明</th><th data-bbox="1635 414 1658 446">申請書記載 対応事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1047 446 1125 1256">第 3 条 第 3 項</td><td data-bbox="1125 446 1238 1256"></td><td data-bbox="1238 446 1635 1256"> <p>本輸送容器の使用予定期数は 50 年であり、使用期間を通しての輸送回数は計 200 回、1 回の輸送期間は [] 度を想定している。収納物は発熱しないため、太陽放射熱による温度上昇を保守的に定常状態として評価した結果、本輸送容器の最高温度は 70°C である。</p> <p>想定される使用条件より、輸送物を構成する部材に対して、考慮すべき経年変化の要因は、熱、放射線、化学変化、及び繰返し荷重による経年変化である。</p> <p>本輸送物の構成部品のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送容器は、容器本体、衝撃吸収カバー及びバスケットから構成され、これら構成部品の材料 ([] ステンレス鋼、[] ステンレス鋼、ボロン入りステンレス鋼、合金鋼、チタン合金、□、アルミニウム合金、レジン、木材) について経年変化の考慮の必要性を評価する。ガスケット等の交換部品は適宜交換されるため、技術上の基準に適合していることを確認する上で経年変化の影響について考慮する必要はない。 ・収納物のうち、収納缶は、繰り返し使用するため、その材料 ([] ステンレス鋼、合金鋼) について、経年変化の考慮の必要性を評価する。燃料集合体は輸送毎に別の燃料集合体に置き換えられるため、技術上の基準に適合していることを確認する上で経年変化の影響について考慮する必要はない。 <p>以上より、容器本体、衝撃吸収カバー、バスケット及び収納缶の各材料について、経年変化の考慮の必要性を評価する。</p> <p>1. 熱による経年変化 (v) - F. 2</p> <p>文献及び試験結果に基づく評価を行った結果、本輸送物の輸送中に想定される最高温度 70°C が 50 年間継続したとしても、輸送容器の構成部品並びに収納缶に用いる材料 ([] ステンレス鋼、[] ステンレス鋼、ボロン入りステンレス鋼、合金鋼、チタン合金、□、アルミニウム合金) に、使用上問題となる経年変化による機械的性質の変化は生</p> </td><td data-bbox="1635 446 1658 510">(v) - F</td></tr> </tbody> </table> <p>(v) - G - 3</p>	規則の項目	告示の項目	説明	申請書記載 対応事項	第 3 条 第 3 項		<p>本輸送容器の使用予定期数は 50 年であり、使用期間を通しての輸送回数は計 200 回、1 回の輸送期間は [] 度を想定している。収納物は発熱しないため、太陽放射熱による温度上昇を保守的に定常状態として評価した結果、本輸送容器の最高温度は 70°C である。</p> <p>想定される使用条件より、輸送物を構成する部材に対して、考慮すべき経年変化の要因は、熱、放射線、化学変化、及び繰返し荷重による経年変化である。</p> <p>本輸送物の構成部品のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送容器は、容器本体、衝撃吸収カバー及びバスケットから構成され、これら構成部品の材料 ([] ステンレス鋼、[] ステンレス鋼、ボロン入りステンレス鋼、合金鋼、チタン合金、□、アルミニウム合金、レジン、木材) について経年変化の考慮の必要性を評価する。ガスケット等の交換部品は適宜交換されるため、技術上の基準に適合していることを確認する上で経年変化の影響について考慮する必要はない。 ・収納物のうち、収納缶は、繰り返し使用するため、その材料 ([] ステンレス鋼、合金鋼) について、経年変化の考慮の必要性を評価する。燃料集合体は輸送毎に別の燃料集合体に置き換えられるため、技術上の基準に適合していることを確認する上で経年変化の影響について考慮する必要はない。 <p>以上より、容器本体、衝撃吸収カバー、バスケット及び収納缶の各材料について、経年変化の考慮の必要性を評価する。</p> <p>1. 熱による経年変化 (v) - F. 2</p> <p>文献及び試験結果に基づく評価を行った結果、本輸送物の輸送中に想定される最高温度 70°C が 50 年間継続したとしても、輸送容器の構成部品並びに収納缶に用いる材料 ([] ステンレス鋼、[] ステンレス鋼、ボロン入りステンレス鋼、合金鋼、チタン合金、□、アルミニウム合金) に、使用上問題となる経年変化による機械的性質の変化は生</p>	(v) - F	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 (評価見直しの反映)
規則の項目	告示の項目	説明	申請書記載 対応事項							
第 3 条 第 3 項		<p>本輸送容器の使用予定期数は 50 年であり、使用期間を通しての輸送回数は計 200 回、1 回の輸送期間は [] 度を想定している。収納物は発熱しないため、太陽放射熱による温度上昇を保守的に定常状態として評価した結果、本輸送容器の最高温度は 70°C である。</p> <p>想定される使用条件より、輸送物を構成する部材に対して、考慮すべき経年変化の要因は、熱、放射線、化学変化、及び繰返し荷重による経年変化である。</p> <p>本輸送物の構成部品のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送容器は、容器本体、衝撃吸収カバー及びバスケットから構成され、これら構成部品の材料 ([] ステンレス鋼、[] ステンレス鋼、ボロン入りステンレス鋼、合金鋼、チタン合金、□、アルミニウム合金、レジン、木材) について経年変化の考慮の必要性を評価する。ガスケット等の交換部品は適宜交換されるため、技術上の基準に適合していることを確認する上で経年変化の影響について考慮する必要はない。 ・収納物のうち、収納缶は、繰り返し使用するため、その材料 ([] ステンレス鋼、合金鋼) について、経年変化の考慮の必要性を評価する。燃料集合体は輸送毎に別の燃料集合体に置き換えられるため、技術上の基準に適合していることを確認する上で経年変化の影響について考慮する必要はない。 <p>以上より、容器本体、衝撃吸収カバー、バスケット及び収納缶の各材料について、経年変化の考慮の必要性を評価する。</p> <p>1. 熱による経年変化 (v) - F. 2</p> <p>文献及び試験結果に基づく評価を行った結果、本輸送物の輸送中に想定される最高温度 70°C が 50 年間継続したとしても、輸送容器の構成部品並びに収納缶に用いる材料 ([] ステンレス鋼、[] ステンレス鋼、ボロン入りステンレス鋼、合金鋼、チタン合金、□、アルミニウム合金) に、使用上問題となる経年変化による機械的性質の変化は生</p>	(v) - F							

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成30年8月17日付三原燃第18-393号をもって申請 (平成31年2月5日付三原燃第18-1013号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考								
	<div style="border: 1px solid green; padding: 10px;"> <p>(v) - 第G.1表 規則及び告示に定める技術基準への適合性の評価 (3/22)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>規則の項目</th> <th>告示の項目</th> <th>説 明</th> <th>申請書記載 対応事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条 第3項</td> <td></td> <td> <p>じない。 容器本体のレジンについては、長期化熱試験により重量減損を評価しており、最高温度70°Cが50年間連続したとしても、重量減損は無視できることを示している。 衝撃吸収カバー内部の木材については、使用済燃料輸送容器の緩衝体木材の衝撃吸収性能が維持されていた実績、及び、本輸送物の収納物の発熱量が無いことから、熱による経年変化の影響は受けない。</p> <p>2. 放射線による経年変化 (v) - F.2</p> <p>本輸送物の収納物は未使用の新燃料集合体であり、50年間燃料集合体を収納していたとしても、輸送容器の中性子照射量は最も高い部位でも、2×10^{19} n/cm²を超えることはない。この中性子照射量は、輸送容器の構成部品及び収納缶の各材料において顕著な機械的特性の変化を与えるとされる以下の中性子照射量と比較して十分小さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・□ステンレス鋼、□ステンレス鋼、ボロン入りステンレス鋼 : 10^{17} n/cm² ・合金鋼、チタン合金、□ : 10^{18} n/cm² ・アルミニウム合金 : 10^{19} n/cm² ・木材 : 10^{16} n/cm² <p>本輸送物の収納物は未使用の新燃料集合体であり、50年間燃料集合体を収納していたとしても、輸送容器の放射線照射量は 3×10^5 Gy 未満となる。この放射線照射量は、レジンに顕著な機械的特性の変化を与える放射線照射量 5×10^6 Gy と比較して小さい。</p> <p>ボロン入りステンレス鋼及びレジンに含まれるボロンの減損については、50年間の減損率を保守的に容器内部の中性子照射量 2×10^{19} n/cm² を用いて評価しても 10^{-10} 以下であり無視できる。</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(v) - G - 4</p>	規則の項目	告示の項目	説 明	申請書記載 対応事項	第3条 第3項		<p>じない。 容器本体のレジンについては、長期化熱試験により重量減損を評価しており、最高温度70°Cが50年間連続したとしても、重量減損は無視できることを示している。 衝撃吸収カバー内部の木材については、使用済燃料輸送容器の緩衝体木材の衝撃吸収性能が維持されていた実績、及び、本輸送物の収納物の発熱量が無いことから、熱による経年変化の影響は受けない。</p> <p>2. 放射線による経年変化 (v) - F.2</p> <p>本輸送物の収納物は未使用の新燃料集合体であり、50年間燃料集合体を収納していたとしても、輸送容器の中性子照射量は最も高い部位でも、2×10^{19} n/cm²を超えることはない。この中性子照射量は、輸送容器の構成部品及び収納缶の各材料において顕著な機械的特性の変化を与えるとされる以下の中性子照射量と比較して十分小さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・□ステンレス鋼、□ステンレス鋼、ボロン入りステンレス鋼 : 10^{17} n/cm² ・合金鋼、チタン合金、□ : 10^{18} n/cm² ・アルミニウム合金 : 10^{19} n/cm² ・木材 : 10^{16} n/cm² <p>本輸送物の収納物は未使用の新燃料集合体であり、50年間燃料集合体を収納していたとしても、輸送容器の放射線照射量は 3×10^5 Gy 未満となる。この放射線照射量は、レジンに顕著な機械的特性の変化を与える放射線照射量 5×10^6 Gy と比較して小さい。</p> <p>ボロン入りステンレス鋼及びレジンに含まれるボロンの減損については、50年間の減損率を保守的に容器内部の中性子照射量 2×10^{19} n/cm² を用いて評価しても 10^{-10} 以下であり無視できる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 (評価見直しの反映)
規則の項目	告示の項目	説 明	申請書記載 対応事項							
第3条 第3項		<p>じない。 容器本体のレジンについては、長期化熱試験により重量減損を評価しており、最高温度70°Cが50年間連続したとしても、重量減損は無視できることを示している。 衝撃吸収カバー内部の木材については、使用済燃料輸送容器の緩衝体木材の衝撃吸収性能が維持されていた実績、及び、本輸送物の収納物の発熱量が無いことから、熱による経年変化の影響は受けない。</p> <p>2. 放射線による経年変化 (v) - F.2</p> <p>本輸送物の収納物は未使用の新燃料集合体であり、50年間燃料集合体を収納していたとしても、輸送容器の中性子照射量は最も高い部位でも、2×10^{19} n/cm²を超えることはない。この中性子照射量は、輸送容器の構成部品及び収納缶の各材料において顕著な機械的特性の変化を与えるとされる以下の中性子照射量と比較して十分小さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・□ステンレス鋼、□ステンレス鋼、ボロン入りステンレス鋼 : 10^{17} n/cm² ・合金鋼、チタン合金、□ : 10^{18} n/cm² ・アルミニウム合金 : 10^{19} n/cm² ・木材 : 10^{16} n/cm² <p>本輸送物の収納物は未使用の新燃料集合体であり、50年間燃料集合体を収納していたとしても、輸送容器の放射線照射量は 3×10^5 Gy 未満となる。この放射線照射量は、レジンに顕著な機械的特性の変化を与える放射線照射量 5×10^6 Gy と比較して小さい。</p> <p>ボロン入りステンレス鋼及びレジンに含まれるボロンの減損については、50年間の減損率を保守的に容器内部の中性子照射量 2×10^{19} n/cm² を用いて評価しても 10^{-10} 以下であり無視できる。</p>								

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考								
	<div style="border: 1px solid green; padding: 10px;"> <p>(v) 第 G. I 表 規則及び告示に定める技術基準への適合性の評価 (4/22)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>規則の項目</th> <th>告示の項目</th> <th>説 明</th> <th>申請書記載 対応事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>3. 化学変化による経年変化 本輸送容器は、大気中のみで散り扱われ、かつ、乾式で輸送される。容器本体、バスケット及び収納缶の材料（■ステンレス鋼、□■ステンレス鋼、ボロン入りステンレス鋼、合金鋼、チタン合金、アルミニウム合金）は、使用環境に対して十分な耐食性を有した材料が使用されており、使用上問題となる腐食は起こらない。また、容器本体のレジン及び鋼並びに衝撃吸収カバーの木材は、ステンレス鋼で覆われており、その貫通部も密閉されているため、空気（酸素）及び水分が十分に供給される環境にない。したがって、使用上問題となる腐食及び腐朽菌の発生はない。</p> <p>4. 繰返し荷重による経年変化 繰返し荷重の評価では、輸送物の吊上げ操作及び輸送中の内圧の変動に対する輸送容器及び収納缶の疲労評価を行っている。本輸送容器及び収納缶は、使用予定期数である 50 年間の 1 日 1 回の圧力変動（計算値 18250 回に対して 2×10^6 回と設定）、また本輸送容器は、使用予定期数である 200 回の輸送で想定される吊上げ回数（ハンドリングペイントによる吊上げについて実作業 5 回程度に対して 10 回とし、2×10^6 回を想定）に対して、十分な許容繰返し回数を有しており、繰返し荷重により構成部品の健全性は損なわれない。</p> <p>以上より、熱、放射線、化学変化については、技術上の基準に適合していることを確認する上で経年変化の影響を考慮する必要はない。一方、繰返し荷重については、経年変化的影響を考慮する必要がある。なお、繰返し荷重により構成部品の健全性が損なわれることはないことを確認している。</p> </td> <td>(v) - F. 2 (v) - A. 4. 4 (v) - A. 5. 1 (v) - A. 10. 13 付属書類-13 (v) - F. 2 付属書類-4</td> </tr> </tbody> </table> </div>	規則の項目	告示の項目	説 明	申請書記載 対応事項			<p>3. 化学変化による経年変化 本輸送容器は、大気中のみで散り扱われ、かつ、乾式で輸送される。容器本体、バスケット及び収納缶の材料（■ステンレス鋼、□■ステンレス鋼、ボロン入りステンレス鋼、合金鋼、チタン合金、アルミニウム合金）は、使用環境に対して十分な耐食性を有した材料が使用されており、使用上問題となる腐食は起こらない。また、容器本体のレジン及び鋼並びに衝撃吸収カバーの木材は、ステンレス鋼で覆われており、その貫通部も密閉されているため、空気（酸素）及び水分が十分に供給される環境にない。したがって、使用上問題となる腐食及び腐朽菌の発生はない。</p> <p>4. 繰返し荷重による経年変化 繰返し荷重の評価では、輸送物の吊上げ操作及び輸送中の内圧の変動に対する輸送容器及び収納缶の疲労評価を行っている。本輸送容器及び収納缶は、使用予定期数である 50 年間の 1 日 1 回の圧力変動（計算値 18250 回に対して 2×10^6 回と設定）、また本輸送容器は、使用予定期数である 200 回の輸送で想定される吊上げ回数（ハンドリングペイントによる吊上げについて実作業 5 回程度に対して 10 回とし、2×10^6 回を想定）に対して、十分な許容繰返し回数を有しており、繰返し荷重により構成部品の健全性は損なわれない。</p> <p>以上より、熱、放射線、化学変化については、技術上の基準に適合していることを確認する上で経年変化の影響を考慮する必要はない。一方、繰返し荷重については、経年変化的影響を考慮する必要がある。なお、繰返し荷重により構成部品の健全性が損なわれることはないことを確認している。</p>	(v) - F. 2 (v) - A. 4. 4 (v) - A. 5. 1 (v) - A. 10. 13 付属書類-13 (v) - F. 2 付属書類-4	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 (評価見直しの反映)
規則の項目	告示の項目	説 明	申請書記載 対応事項							
		<p>3. 化学変化による経年変化 本輸送容器は、大気中のみで散り扱われ、かつ、乾式で輸送される。容器本体、バスケット及び収納缶の材料（■ステンレス鋼、□■ステンレス鋼、ボロン入りステンレス鋼、合金鋼、チタン合金、アルミニウム合金）は、使用環境に対して十分な耐食性を有した材料が使用されており、使用上問題となる腐食は起こらない。また、容器本体のレジン及び鋼並びに衝撃吸収カバーの木材は、ステンレス鋼で覆われており、その貫通部も密閉されているため、空気（酸素）及び水分が十分に供給される環境にない。したがって、使用上問題となる腐食及び腐朽菌の発生はない。</p> <p>4. 繰返し荷重による経年変化 繰返し荷重の評価では、輸送物の吊上げ操作及び輸送中の内圧の変動に対する輸送容器及び収納缶の疲労評価を行っている。本輸送容器及び収納缶は、使用予定期数である 50 年間の 1 日 1 回の圧力変動（計算値 18250 回に対して 2×10^6 回と設定）、また本輸送容器は、使用予定期数である 200 回の輸送で想定される吊上げ回数（ハンドリングペイントによる吊上げについて実作業 5 回程度に対して 10 回とし、2×10^6 回を想定）に対して、十分な許容繰返し回数を有しており、繰返し荷重により構成部品の健全性は損なわれない。</p> <p>以上より、熱、放射線、化学変化については、技術上の基準に適合していることを確認する上で経年変化の影響を考慮する必要はない。一方、繰返し荷重については、経年変化的影響を考慮する必要がある。なお、繰返し荷重により構成部品の健全性が損なわれることはないことを確認している。</p>	(v) - F. 2 (v) - A. 4. 4 (v) - A. 5. 1 (v) - A. 10. 13 付属書類-13 (v) - F. 2 付属書類-4							

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成30年8月17日付三原燃第18-393号をもって申請 (平成31年2月5日付三原燃第18-1013号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考												
	<p style="text-align: center;">(n) - 第G. I表 規則及び告示に定める技術基準への適合性の評価 (5/22)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>規則の項目</th> <th>告示の項目</th> <th>説 明</th> <th>申請書記載 対応事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(L型輸送物に係る技術上の基準) 第4条 第1号</td> <td></td> <td> <p>設計変更により、輸送容器の材質、構造並びに輸送物の重量に変更ではなく、吊上装置の強度評価に変更はないが、繰返し荷重に対する疲労評価において、本輸送容器の使用予定期数から想定される吊上げ回数を明確にした評価に変更している。</p> <p>本輸送物は、本体のトラニオンあるいはハンドリングベルトと、専用の吊上げ用具を用い、クレーンを利用し容易に取扱いが行えるよう設計している。</p> <p>吊上げに対する強度評価では、輸送物の最大重量に対し、急激な吊上げ等を踏まえた3倍の安全係数をもつ取扱い中の荷重を想定し、材料力学に基づく公式を用いた計算及びABAQUSコードにより、本体、トラニオン及びハンドリングベルトの強度を評価した結果、これらは取扱い中の荷重に対し十分な強度を有している。</p> <p>繰返し荷重に対する疲労評価では、安全側にクレーン構造規格に規定された衝撃係数を負荷係数として想定し評価した結果、本輸送容器の使用予定期数(200回)から想定される吊上げ回数(トラニオンでは4×10^4回(1回当たり実作業10回程度の吊上げに対して20回を想定)、ハンドリングベルトでは2×10^3回(1回当たり実作業5回程度の吊上げに対して10回の吊上げを想定))は、許容繰返し回数(トラニオンでは6×10^6回、ハンドリングベルトでは3×10^6回(吊りハンドル))を下回っており、繰返し荷重により輸送容器が破損することはない。</p> <p>以上より、本輸送物は容易にかつ安全に取扱うことができる設計となっており、本輸送物は規則に定める技術基準に適合する。</p> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の材質、構造に変更はない。そのため、以下に示すように輸送中に予想される周囲</p> </td> <td>(f) - C (n) - A. 4.4 (n) - A. 10.6 付属書類-6</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	規則の項目	告示の項目	説 明	申請書記載 対応事項	(L型輸送物に係る技術上の基準) 第4条 第1号		<p>設計変更により、輸送容器の材質、構造並びに輸送物の重量に変更ではなく、吊上装置の強度評価に変更はないが、繰返し荷重に対する疲労評価において、本輸送容器の使用予定期数から想定される吊上げ回数を明確にした評価に変更している。</p> <p>本輸送物は、本体のトラニオンあるいはハンドリングベルトと、専用の吊上げ用具を用い、クレーンを利用し容易に取扱いが行えるよう設計している。</p> <p>吊上げに対する強度評価では、輸送物の最大重量に対し、急激な吊上げ等を踏まえた3倍の安全係数をもつ取扱い中の荷重を想定し、材料力学に基づく公式を用いた計算及びABAQUSコードにより、本体、トラニオン及びハンドリングベルトの強度を評価した結果、これらは取扱い中の荷重に対し十分な強度を有している。</p> <p>繰返し荷重に対する疲労評価では、安全側にクレーン構造規格に規定された衝撃係数を負荷係数として想定し評価した結果、本輸送容器の使用予定期数(200回)から想定される吊上げ回数(トラニオンでは4×10^4回(1回当たり実作業10回程度の吊上げに対して20回を想定)、ハンドリングベルトでは2×10^3回(1回当たり実作業5回程度の吊上げに対して10回の吊上げを想定))は、許容繰返し回数(トラニオンでは6×10^6回、ハンドリングベルトでは3×10^6回(吊りハンドル))を下回っており、繰返し荷重により輸送容器が破損することはない。</p> <p>以上より、本輸送物は容易にかつ安全に取扱うことができる設計となっており、本輸送物は規則に定める技術基準に適合する。</p> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の材質、構造に変更はない。そのため、以下に示すように輸送中に予想される周囲</p>	(f) - C (n) - A. 4.4 (n) - A. 10.6 付属書類-6	第2号				<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (評価見直しの反映)
規則の項目	告示の項目	説 明	申請書記載 対応事項											
(L型輸送物に係る技術上の基準) 第4条 第1号		<p>設計変更により、輸送容器の材質、構造並びに輸送物の重量に変更ではなく、吊上装置の強度評価に変更はないが、繰返し荷重に対する疲労評価において、本輸送容器の使用予定期数から想定される吊上げ回数を明確にした評価に変更している。</p> <p>本輸送物は、本体のトラニオンあるいはハンドリングベルトと、専用の吊上げ用具を用い、クレーンを利用し容易に取扱いが行えるよう設計している。</p> <p>吊上げに対する強度評価では、輸送物の最大重量に対し、急激な吊上げ等を踏まえた3倍の安全係数をもつ取扱い中の荷重を想定し、材料力学に基づく公式を用いた計算及びABAQUSコードにより、本体、トラニオン及びハンドリングベルトの強度を評価した結果、これらは取扱い中の荷重に対し十分な強度を有している。</p> <p>繰返し荷重に対する疲労評価では、安全側にクレーン構造規格に規定された衝撃係数を負荷係数として想定し評価した結果、本輸送容器の使用予定期数(200回)から想定される吊上げ回数(トラニオンでは4×10^4回(1回当たり実作業10回程度の吊上げに対して20回を想定)、ハンドリングベルトでは2×10^3回(1回当たり実作業5回程度の吊上げに対して10回の吊上げを想定))は、許容繰返し回数(トラニオンでは6×10^6回、ハンドリングベルトでは3×10^6回(吊りハンドル))を下回っており、繰返し荷重により輸送容器が破損することはない。</p> <p>以上より、本輸送物は容易にかつ安全に取扱うことができる設計となっており、本輸送物は規則に定める技術基準に適合する。</p> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の材質、構造に変更はない。そのため、以下に示すように輸送中に予想される周囲</p>	(f) - C (n) - A. 4.4 (n) - A. 10.6 付属書類-6											
第2号														

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考								
	<p>(v) - 第 G. 1 表 規則及び告示に定める技術基準への適合性の評価 (6/22)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>規則の項目</th> <th>告示の項目</th> <th>説明</th> <th>申請書記載 対応事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 4 条 第 2 号</td> <td></td> <td> <p>温度 (-40°C から 38°C) 及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じないように設計されていることに変更はなく、本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>1. 輸送容器各部及び収納物の最低温度は、輸送中に想定される周囲の最低温度である -40°C となる。また、最高温度については、本輸送物は A 型輸送物であるが、安全側に BM 型輸送物に係る一般的な試験条件に規定された太陽放射熱の条件を考慮した評価を実施しており、輸送容器各部及び収納物の最高温度は 70°C となる。</p> <p>2. 輸送中に予想される -40°C から 70°C の温度の範囲において、物理的の公式を用いた熱膨張による寸法の変化を評価した結果、容器本体とバスケット間が干渉することはない。また、収納物である燃料集合体と収納缶間及び収納缶と容器本体若しくはロジメント間に隙間があり、干渉しない。</p> <p>上記評価に加え、容器本体に発生する熱応力について、ABAQUS コードによる評価を行い、発生する熱応力に対して十分な強度を有していることを確認している。</p> <p>3. 輸送中の温度変化に伴う内圧は最大で [] MPa (絶対圧) 最小で [] MPa (絶対圧) となる。内圧に対しては周囲の圧力が 60 kPa まで低下した場合を考慮し、安全側に周囲との圧力差を [] MPa (内圧) 及び [] MPa (外圧) として、ABAQUS コードによる強度評価及び疲労の評価を行っている。その結果、輸送容器の密封装置は十分な強度を有しており、輸送容器の構造健全性は維持される。また、蓋板ガスケット取付け部における口開き変形量は、ガスケットの初期補付け代 (つぶれ代) よりも十分小さく、密封性は維持される。</p> </td> <td>(v) - B. 4 (v) - A. 5. 1 (v) - A. 10. 9 付属書類-9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(v) - G - 7</p>	規則の項目	告示の項目	説明	申請書記載 対応事項	第 4 条 第 2 号		<p>温度 (-40°C から 38°C) 及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じないように設計されていることに変更はなく、本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>1. 輸送容器各部及び収納物の最低温度は、輸送中に想定される周囲の最低温度である -40°C となる。また、最高温度については、本輸送物は A 型輸送物であるが、安全側に BM 型輸送物に係る一般的な試験条件に規定された太陽放射熱の条件を考慮した評価を実施しており、輸送容器各部及び収納物の最高温度は 70°C となる。</p> <p>2. 輸送中に予想される -40°C から 70°C の温度の範囲において、物理的の公式を用いた熱膨張による寸法の変化を評価した結果、容器本体とバスケット間が干渉することはない。また、収納物である燃料集合体と収納缶間及び収納缶と容器本体若しくはロジメント間に隙間があり、干渉しない。</p> <p>上記評価に加え、容器本体に発生する熱応力について、ABAQUS コードによる評価を行い、発生する熱応力に対して十分な強度を有していることを確認している。</p> <p>3. 輸送中の温度変化に伴う内圧は最大で [] MPa (絶対圧) 最小で [] MPa (絶対圧) となる。内圧に対しては周囲の圧力が 60 kPa まで低下した場合を考慮し、安全側に周囲との圧力差を [] MPa (内圧) 及び [] MPa (外圧) として、ABAQUS コードによる強度評価及び疲労の評価を行っている。その結果、輸送容器の密封装置は十分な強度を有しており、輸送容器の構造健全性は維持される。また、蓋板ガスケット取付け部における口開き変形量は、ガスケットの初期補付け代 (つぶれ代) よりも十分小さく、密封性は維持される。</p>	(v) - B. 4 (v) - A. 5. 1 (v) - A. 10. 9 付属書類-9	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (評価見直しの反映)
規則の項目	告示の項目	説明	申請書記載 対応事項							
第 4 条 第 2 号		<p>温度 (-40°C から 38°C) 及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じないように設計されていることに変更はなく、本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>1. 輸送容器各部及び収納物の最低温度は、輸送中に想定される周囲の最低温度である -40°C となる。また、最高温度については、本輸送物は A 型輸送物であるが、安全側に BM 型輸送物に係る一般的な試験条件に規定された太陽放射熱の条件を考慮した評価を実施しており、輸送容器各部及び収納物の最高温度は 70°C となる。</p> <p>2. 輸送中に予想される -40°C から 70°C の温度の範囲において、物理的の公式を用いた熱膨張による寸法の変化を評価した結果、容器本体とバスケット間が干渉することはない。また、収納物である燃料集合体と収納缶間及び収納缶と容器本体若しくはロジメント間に隙間があり、干渉しない。</p> <p>上記評価に加え、容器本体に発生する熱応力について、ABAQUS コードによる評価を行い、発生する熱応力に対して十分な強度を有していることを確認している。</p> <p>3. 輸送中の温度変化に伴う内圧は最大で [] MPa (絶対圧) 最小で [] MPa (絶対圧) となる。内圧に対しては周囲の圧力が 60 kPa まで低下した場合を考慮し、安全側に周囲との圧力差を [] MPa (内圧) 及び [] MPa (外圧) として、ABAQUS コードによる強度評価及び疲労の評価を行っている。その結果、輸送容器の密封装置は十分な強度を有しており、輸送容器の構造健全性は維持される。また、蓋板ガスケット取付け部における口開き変形量は、ガスケットの初期補付け代 (つぶれ代) よりも十分小さく、密封性は維持される。</p>	(v) - B. 4 (v) - A. 5. 1 (v) - A. 10. 9 付属書類-9							

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考												
	<p style="text-align: center;">(v) - 第 G.1 表 規則及び告示に定める技術基準への適合性の評価 (7/22)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>規則の項目</th> <th>告示の項目</th> <th>説 明</th> <th>申請書記載 対応事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 4 条 第 2 号</td> <td></td> <td> <p>4. 本輸送物は、輸送架台に本体胴部を固定して輸送する。輸送時に発生が予想される加速度として、進行方向 2G、垂直方向 3G、横方向 2G を仮定し、ABAQUS コードによる強度評価を行っている。その結果、輸送架台に固定された輸送容器の本体胴部は、十分な強度を有しており、輸送容器の構造健全性は維持される。</p> <p>5. ABAQUS コードにより求めた輸送物の固有振動数は □ Hz 以上であり、輸送中に予想される振動（主として 20 Hz 以下）により共振することはない。また、輸送中の振動による荷重の応答倍率は最大で □ となるが、振動による荷重の増幅を考慮しても、本体胴部の強度に関しては、4. で示した評価において、想定した加速度に対し十分な余裕率を有しており、構造健全性が損なわれることはない。また、蓋板、蓋板締付けボルト及び底板に関しては、材料力学に基づく公式を用いて強度を評価した結果、十分な強度を有していることを確認している。したがって、振動による荷重の増幅を考慮しても輸送容器の構造健全性は維持される。</p> </td> <td>(v) - A. 4.5 (v) - A. 4.7 (v) - A. 10.8 付属書類-8</td> </tr> <tr> <td>第 3 号</td> <td></td> <td> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の材料及び構造に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定めた技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>本輸送物の表面には、取扱い時に使用するトランニオン、ハンドリングベルト及び衝撃吸収カバーの吊上げラグ以外に突起物はない。また、本輸送物の表面は、滑らかに仕上げられたステンレス鋼及び塗装面であり、放射性物質によって汚染された場合に、汚染の除去が容易にできる構造となっている。</p> </td> <td>(v) - C</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(v) - G - 8</p>	規則の項目	告示の項目	説 明	申請書記載 対応事項	第 4 条 第 2 号		<p>4. 本輸送物は、輸送架台に本体胴部を固定して輸送する。輸送時に発生が予想される加速度として、進行方向 2G、垂直方向 3G、横方向 2G を仮定し、ABAQUS コードによる強度評価を行っている。その結果、輸送架台に固定された輸送容器の本体胴部は、十分な強度を有しており、輸送容器の構造健全性は維持される。</p> <p>5. ABAQUS コードにより求めた輸送物の固有振動数は □ Hz 以上であり、輸送中に予想される振動（主として 20 Hz 以下）により共振することはない。また、輸送中の振動による荷重の応答倍率は最大で □ となるが、振動による荷重の増幅を考慮しても、本体胴部の強度に関しては、4. で示した評価において、想定した加速度に対し十分な余裕率を有しており、構造健全性が損なわれることはない。また、蓋板、蓋板締付けボルト及び底板に関しては、材料力学に基づく公式を用いて強度を評価した結果、十分な強度を有していることを確認している。したがって、振動による荷重の増幅を考慮しても輸送容器の構造健全性は維持される。</p>	(v) - A. 4.5 (v) - A. 4.7 (v) - A. 10.8 付属書類-8	第 3 号		<p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の材料及び構造に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定めた技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>本輸送物の表面には、取扱い時に使用するトランニオン、ハンドリングベルト及び衝撃吸収カバーの吊上げラグ以外に突起物はない。また、本輸送物の表面は、滑らかに仕上げられたステンレス鋼及び塗装面であり、放射性物質によって汚染された場合に、汚染の除去が容易にできる構造となっている。</p>	(v) - C	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 (評価見直しの反映)
規則の項目	告示の項目	説 明	申請書記載 対応事項											
第 4 条 第 2 号		<p>4. 本輸送物は、輸送架台に本体胴部を固定して輸送する。輸送時に発生が予想される加速度として、進行方向 2G、垂直方向 3G、横方向 2G を仮定し、ABAQUS コードによる強度評価を行っている。その結果、輸送架台に固定された輸送容器の本体胴部は、十分な強度を有しており、輸送容器の構造健全性は維持される。</p> <p>5. ABAQUS コードにより求めた輸送物の固有振動数は □ Hz 以上であり、輸送中に予想される振動（主として 20 Hz 以下）により共振することはない。また、輸送中の振動による荷重の応答倍率は最大で □ となるが、振動による荷重の増幅を考慮しても、本体胴部の強度に関しては、4. で示した評価において、想定した加速度に対し十分な余裕率を有しており、構造健全性が損なわれることはない。また、蓋板、蓋板締付けボルト及び底板に関しては、材料力学に基づく公式を用いて強度を評価した結果、十分な強度を有していることを確認している。したがって、振動による荷重の増幅を考慮しても輸送容器の構造健全性は維持される。</p>	(v) - A. 4.5 (v) - A. 4.7 (v) - A. 10.8 付属書類-8											
第 3 号		<p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の材料及び構造に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定めた技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>本輸送物の表面には、取扱い時に使用するトランニオン、ハンドリングベルト及び衝撃吸収カバーの吊上げラグ以外に突起物はない。また、本輸送物の表面は、滑らかに仕上げられたステンレス鋼及び塗装面であり、放射性物質によって汚染された場合に、汚染の除去が容易にできる構造となっている。</p>	(v) - C											

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考																
	<div style="border: 1px solid green; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">(n) 第 G. I 表 規則及び告示に定める技術基準への適合性の評価 (8/22)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">規則の項目</th> <th style="width: 15%;">告示の項目</th> <th style="width: 40%;">説 明</th> <th style="width: 30%;">申請書記載 対応事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 4 条 第 4 号</td> <td></td> <td> <p>設計変更により、収納物として燃料集合体の種類及び収納缶を追加する。これら収納物の構成材料は、既存の設計での収納物の構成材料と同じく、化学的に安定した材料を使用しており、以下に示すとおり、容器を構成する材料相互の間及び材料と収納物の間で危険な物理的又は化学的作用が生じるおそれはない。したがって、本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 第 4 条第 2 号で示したように、輸送中に予想される温度範囲において、容器を構成する材料及び収納物の熱膨張により、材料相互及び材料と収納物の間での干渉（拘束）により亀裂、破損が生じるおそれはない。 本輸送物は冷却水を用いない乾式タイプであり、凍結により本輸送物が破損するおそれはない。 レジン（□レジン）及びガスケット（EPDM）は金属と接触しても化学反応を起こすことはない。 レジンは容器本体の肩部、蓋部及び底部にそれぞれ密閉される。また、輸送物は乾式で使用されることから、構成部品の材料相互で腐食等は発生しない。 <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>蓋板に設置されるクイックコネクションには、クイックコネクションカバーが設けられており、更に輸送中は前部衝撃吸収カバーにより覆われる構造となっている。したがって、輸送中に誤って操作されるおそれはない。</p> </td> <td>(d) - C (n) - A. 4.1 (n) - A. 5.1 (n) - B. 4.3</td> </tr> <tr> <td>第 5 号</td> <td></td> <td></td> <td>(n) - A. 4.3</td> </tr> <tr> <td>第 6 号</td> <td></td> <td>該当しない。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	規則の項目	告示の項目	説 明	申請書記載 対応事項	第 4 条 第 4 号		<p>設計変更により、収納物として燃料集合体の種類及び収納缶を追加する。これら収納物の構成材料は、既存の設計での収納物の構成材料と同じく、化学的に安定した材料を使用しており、以下に示すとおり、容器を構成する材料相互の間及び材料と収納物の間で危険な物理的又は化学的作用が生じるおそれはない。したがって、本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 第 4 条第 2 号で示したように、輸送中に予想される温度範囲において、容器を構成する材料及び収納物の熱膨張により、材料相互及び材料と収納物の間での干渉（拘束）により亀裂、破損が生じるおそれはない。 本輸送物は冷却水を用いない乾式タイプであり、凍結により本輸送物が破損するおそれはない。 レジン（□レジン）及びガスケット（EPDM）は金属と接触しても化学反応を起こすことはない。 レジンは容器本体の肩部、蓋部及び底部にそれぞれ密閉される。また、輸送物は乾式で使用されることから、構成部品の材料相互で腐食等は発生しない。 <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>蓋板に設置されるクイックコネクションには、クイックコネクションカバーが設けられており、更に輸送中は前部衝撃吸収カバーにより覆われる構造となっている。したがって、輸送中に誤って操作されるおそれはない。</p>	(d) - C (n) - A. 4.1 (n) - A. 5.1 (n) - B. 4.3	第 5 号			(n) - A. 4.3	第 6 号		該当しない。		<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (評価見直しの反映)
規則の項目	告示の項目	説 明	申請書記載 対応事項															
第 4 条 第 4 号		<p>設計変更により、収納物として燃料集合体の種類及び収納缶を追加する。これら収納物の構成材料は、既存の設計での収納物の構成材料と同じく、化学的に安定した材料を使用しており、以下に示すとおり、容器を構成する材料相互の間及び材料と収納物の間で危険な物理的又は化学的作用が生じるおそれはない。したがって、本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 第 4 条第 2 号で示したように、輸送中に予想される温度範囲において、容器を構成する材料及び収納物の熱膨張により、材料相互及び材料と収納物の間での干渉（拘束）により亀裂、破損が生じるおそれはない。 本輸送物は冷却水を用いない乾式タイプであり、凍結により本輸送物が破損するおそれはない。 レジン（□レジン）及びガスケット（EPDM）は金属と接触しても化学反応を起こすことはない。 レジンは容器本体の肩部、蓋部及び底部にそれぞれ密閉される。また、輸送物は乾式で使用されることから、構成部品の材料相互で腐食等は発生しない。 <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>蓋板に設置されるクイックコネクションには、クイックコネクションカバーが設けられており、更に輸送中は前部衝撃吸収カバーにより覆われる構造となっている。したがって、輸送中に誤って操作されるおそれはない。</p>	(d) - C (n) - A. 4.1 (n) - A. 5.1 (n) - B. 4.3															
第 5 号			(n) - A. 4.3															
第 6 号		該当しない。																

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成30年8月17日付三原燃第18-393号をもって申請 (平成31年2月5日付三原燃第18-1013号をもって一部補正))				今回の核燃料輸送物設計変更承認申請				備考																																																																																
<p>(v) 第F. 1表 規則及び告示に定める技術基準への適合性の評価 (2/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規則の項目</th> <th>告示の項目</th> <th>基準</th> <th>説明</th> <th>申請書記載対応事項</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第五条 第一号</td> <td></td> <td>者が誤って操作されないような構造が信じられていること。</td> <td>本輸送では、内部に通じる取り外し可能な部品は、蓋板と蓋板にあるタイツクネクションカバーのみである。 輸送中、蓋板は <input type="checkbox"/> 誤って操作されるおそれはない。</td> <td>(e)-A.4.3</td> <td>同上 第五号 準用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度（以下「基準密度限度」という。）を超えないこと。</td> <td>放射性物質の区分 密度 アルファ線を放出する 0.4 Bq/cm² 放射性物質 アルファ線を放出しない 4 Bq/cm²</td> <td>本輸送の表面の放射性物質の密度は、発送前検査において基準密度以下であることを確認する。</td> <td>(c)-A.2</td> <td>同上 第八号 準用</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>核燃料物質等の使用等に必要な審査その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれがないものに限る。）以外のものが収納されていないこと。</td> <td>本輸送は燃料装荷時に発送前検査として収納物検査が行われ、所定のもの以外が収納されていないことが確認されたため、本輸送物の安全性を損なうおそれのあるものが収納されることはない。</td> <td>(c)-A.2</td> <td>同上 第十号 準用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第五条 第二号</td> <td>外接する直方体の各辺が10cm以上であること。</td> <td>本輸送物の外寸法は外径約2.1m、全長約6.0mの円筒型容器である。</td> <td>(f)-A</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第五条 第二号</td> <td>みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないホールの hari付け等の措置が施されていること。</td> <td>本輸送では開封可能な部品は、蓋板と蓋板にあるタイツクネクションカバーのみである。輸送中、蓋板は <input type="checkbox"/> みだりに操作されるおそれはなく、<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> <td>(f)-C (e)-A.4.3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第五条 第四号</td> <td>構成部品は、一軽くからめてまでの温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される温度の範囲が神定できる場合は、この限りでない。</td> <td>本輸送容器の構成部品は-40°Cから70°Cまでの開閉温度の変化により、き裂、破損等が生じることはない。また、本輸送物は冷却水を用いない乾式タイプであり、冷却により本輸送物が破損するおそれはない。</td> <td>(f)-C (e)-A.4.2 (e)-B.4.3 (e)-B.4.6</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第五条 第五号</td> <td>周囲の圧力を0kPaとした場合に、放射性物質の漏えいがないこと。</td> <td>外圧が0kPa（絶対圧において、本輸送容器の密閉装置が損傷するおそれではなく、放射性物質の漏えいは生じることはなし）。</td> <td>(e)-A.4.6</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第五条 第七号 第八号</td> <td>表面における最大線当量率が2mSv/hを超えないこと。 表面から1m離れた位置における最大線当量率が100μSv/hを超えないこと。</td> <td>本輸送物の最大線当量率は、輸送表面で <input type="checkbox"/> 2mSv/h以下、表面から1m離れた位置において <input type="checkbox"/> 100μSv/h以下であり、線当量率の限度を越えることはない。</td> <td>(e)-D.4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				規則の項目	告示の項目	基準	説明	申請書記載対応事項	備考	第五条 第一号		者が誤って操作されないような構造が信じられていること。	本輸送では、内部に通じる取り外し可能な部品は、蓋板と蓋板にあるタイツクネクションカバーのみである。 輸送中、蓋板は <input type="checkbox"/> 誤って操作されるおそれはない。	(e)-A.4.3	同上 第五号 準用		表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度（以下「基準密度限度」という。）を超えないこと。	放射性物質の区分 密度 アルファ線を放出する 0.4 Bq/cm ² 放射性物質 アルファ線を放出しない 4 Bq/cm ²	本輸送の表面の放射性物質の密度は、発送前検査において基準密度以下であることを確認する。	(c)-A.2	同上 第八号 準用			核燃料物質等の使用等に必要な審査その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれがないものに限る。）以外のものが収納されていないこと。	本輸送は燃料装荷時に発送前検査として収納物検査が行われ、所定のもの以外が収納されていないことが確認されたため、本輸送物の安全性を損なうおそれのあるものが収納されることはない。	(c)-A.2	同上 第十号 準用		第五条 第二号	外接する直方体の各辺が10cm以上であること。	本輸送物の外寸法は外径約2.1m、全長約6.0mの円筒型容器である。	(f)-A				第五条 第二号	みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないホールの hari付け等の措置が施されていること。	本輸送では開封可能な部品は、蓋板と蓋板にあるタイツクネクションカバーのみである。輸送中、蓋板は <input type="checkbox"/> みだりに操作されるおそれはなく、 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(f)-C (e)-A.4.3				第五条 第四号	構成部品は、一軽くからめてまでの温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される温度の範囲が神定できる場合は、この限りでない。	本輸送容器の構成部品は-40°Cから70°Cまでの開閉温度の変化により、き裂、破損等が生じることはない。また、本輸送物は冷却水を用いない乾式タイプであり、冷却により本輸送物が破損するおそれはない。	(f)-C (e)-A.4.2 (e)-B.4.3 (e)-B.4.6				第五条 第五号	周囲の圧力を0kPaとした場合に、放射性物質の漏えいがないこと。	外圧が0kPa（絶対圧において、本輸送容器の密閉装置が損傷するおそれではなく、放射性物質の漏えいは生じることはなし）。	(e)-A.4.6				第五条 第七号 第八号	表面における最大線当量率が2mSv/hを超えないこと。 表面から1m離れた位置における最大線当量率が100μSv/hを超えないこと。	本輸送物の最大線当量率は、輸送表面で <input type="checkbox"/> 2mSv/h以下、表面から1m離れた位置において <input type="checkbox"/> 100μSv/h以下であり、線当量率の限度を越えることはない。	(e)-D.4				<p>(v) 第G. 1表 規則及び告示に定める技術基準への適合性の評価 (9/22)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規則の項目</th> <th>告示の項目</th> <th>説明</th> <th>申請書記載対応事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4条 第7号</td> <td></td> <td>該当しない。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第8号 (表面密度限度) 第9条</td> <td></td> <td>設計変更により、適合性判断を行う条件となる表面密度限度に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合するよう運用することに変更はない。 本輸送物の表面の放射性物質の密度は、発送前検査において、基準密度以下であることを確認する。 該当しない。</td> <td>(e)-A.2</td> </tr> <tr> <td>第9号 第10号</td> <td></td> <td>設計変更により、本輸送物の収納物に、燃料集合体の種類及び収納缶を追加する。しかし、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合するよう運用することに変更はない。 本輸送物は燃料装荷時に発送前検査として収納物検査が行われ、燃料集合体（チャンネルボックスを含む）、収納缶、細包材、その他輸送容器構成部品以外のものが収納されていないことを確認するため、本輸送物の安全性を損なうおそれのあるものが収納されることはない。</td> <td>(e)-A.2</td> </tr> <tr> <td>(A型輸送物に係る技術上の基準) 第5条 第1号</td> <td></td> <td>第4条第1号から第5号まで、並びに第8号及び第10号に示すとおり、本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				規則の項目	告示の項目	説明	申請書記載対応事項	第4条 第7号		該当しない。		第8号 (表面密度限度) 第9条		設計変更により、適合性判断を行う条件となる表面密度限度に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合するよう運用することに変更はない。 本輸送物の表面の放射性物質の密度は、発送前検査において、基準密度以下であることを確認する。 該当しない。	(e)-A.2	第9号 第10号		設計変更により、本輸送物の収納物に、燃料集合体の種類及び収納缶を追加する。しかし、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合するよう運用することに変更はない。 本輸送物は燃料装荷時に発送前検査として収納物検査が行われ、燃料集合体（チャンネルボックスを含む）、収納缶、細包材、その他輸送容器構成部品以外のものが収納されていないことを確認するため、本輸送物の安全性を損なうおそれのあるものが収納されることはない。	(e)-A.2	(A型輸送物に係る技術上の基準) 第5条 第1号		第4条第1号から第5号まで、並びに第8号及び第10号に示すとおり、本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。		<p>・記載の適正化 (評価見直しの反映)</p>
規則の項目	告示の項目	基準	説明	申請書記載対応事項	備考																																																																																			
第五条 第一号		者が誤って操作されないような構造が信じられていること。	本輸送では、内部に通じる取り外し可能な部品は、蓋板と蓋板にあるタイツクネクションカバーのみである。 輸送中、蓋板は <input type="checkbox"/> 誤って操作されるおそれはない。	(e)-A.4.3	同上 第五号 準用																																																																																			
	表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度（以下「基準密度限度」という。）を超えないこと。	放射性物質の区分 密度 アルファ線を放出する 0.4 Bq/cm ² 放射性物質 アルファ線を放出しない 4 Bq/cm ²	本輸送の表面の放射性物質の密度は、発送前検査において基準密度以下であることを確認する。	(c)-A.2	同上 第八号 準用																																																																																			
		核燃料物質等の使用等に必要な審査その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれがないものに限る。）以外のものが収納されていないこと。	本輸送は燃料装荷時に発送前検査として収納物検査が行われ、所定のもの以外が収納されていないことが確認されたため、本輸送物の安全性を損なうおそれのあるものが収納されることはない。	(c)-A.2	同上 第十号 準用																																																																																			
第五条 第二号	外接する直方体の各辺が10cm以上であること。	本輸送物の外寸法は外径約2.1m、全長約6.0mの円筒型容器である。	(f)-A																																																																																					
第五条 第二号	みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないホールの hari付け等の措置が施されていること。	本輸送では開封可能な部品は、蓋板と蓋板にあるタイツクネクションカバーのみである。輸送中、蓋板は <input type="checkbox"/> みだりに操作されるおそれはなく、 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	(f)-C (e)-A.4.3																																																																																					
第五条 第四号	構成部品は、一軽くからめてまでの温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される温度の範囲が神定できる場合は、この限りでない。	本輸送容器の構成部品は-40°Cから70°Cまでの開閉温度の変化により、き裂、破損等が生じることはない。また、本輸送物は冷却水を用いない乾式タイプであり、冷却により本輸送物が破損するおそれはない。	(f)-C (e)-A.4.2 (e)-B.4.3 (e)-B.4.6																																																																																					
第五条 第五号	周囲の圧力を0kPaとした場合に、放射性物質の漏えいがないこと。	外圧が0kPa（絶対圧において、本輸送容器の密閉装置が損傷するおそれではなく、放射性物質の漏えいは生じることはなし）。	(e)-A.4.6																																																																																					
第五条 第七号 第八号	表面における最大線当量率が2mSv/hを超えないこと。 表面から1m離れた位置における最大線当量率が100μSv/hを超えないこと。	本輸送物の最大線当量率は、輸送表面で <input type="checkbox"/> 2mSv/h以下、表面から1m離れた位置において <input type="checkbox"/> 100μSv/h以下であり、線当量率の限度を越えることはない。	(e)-D.4																																																																																					
規則の項目	告示の項目	説明	申請書記載対応事項																																																																																					
第4条 第7号		該当しない。																																																																																						
第8号 (表面密度限度) 第9条		設計変更により、適合性判断を行う条件となる表面密度限度に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合するよう運用することに変更はない。 本輸送物の表面の放射性物質の密度は、発送前検査において、基準密度以下であることを確認する。 該当しない。	(e)-A.2																																																																																					
第9号 第10号		設計変更により、本輸送物の収納物に、燃料集合体の種類及び収納缶を追加する。しかし、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合するよう運用することに変更はない。 本輸送物は燃料装荷時に発送前検査として収納物検査が行われ、燃料集合体（チャンネルボックスを含む）、収納缶、細包材、その他輸送容器構成部品以外のものが収納されていないことを確認するため、本輸送物の安全性を損なうおそれのあるものが収納されることはない。	(e)-A.2																																																																																					
(A型輸送物に係る技術上の基準) 第5条 第1号		第4条第1号から第5号まで、並びに第8号及び第10号に示すとおり、本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。																																																																																						

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考																
	<p style="text-align: center;">(v) - 第 G. 1 表 規則及び告示に定める技術基準への適合性の評価 (10/22)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">規則の項目</th> <th style="width: 15%;">告示の項目</th> <th style="width: 60%;">説明</th> <th style="width: 10%;">申請書記載 対応事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 5 条 第 2 号</td> <td></td> <td> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>本輸送物は、外寸法が外径約 2.1m、全長約 6.0 m の円筒型容器であり、外接する直方体の各辺は 10cm 以上である。</p> </td> <td>(v) - A</td> </tr> <tr> <td>第 3 号</td> <td></td> <td> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造及び封印の運用方法に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>本輸送物の蓋板は、蓋板締付けボルトにより強固に取付けられており、また、輸送中、蓋板は</p> <p>[] みだりに開封されるおそれではなく、開封された場合には開封されたことが明らかとなる。</p> </td> <td>(v) - C (v) - A. 4.3</td> </tr> <tr> <td>第 4 号</td> <td></td> <td> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料、並びに輸送物に想定される温度範囲に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>第 4 条第 2 号に示すとおり、本輸送物の輸送中に予想される周囲の温度は -40°C から 70°C の範囲であり、輸送物の各構成部品に想定される温度は -40°C から 70°C の範囲となる。この温度範囲において、本輸送容器の構成部品には、材料の著しい脆化又は強度の低下等は生じず、必要な材料強度に影響を及ぼさない。したがって、 -40°C から 70°Cまでの温度の範囲において、構成部品に亀裂、破損等が生じることはない。</p> </td> <td>(v) - A. 3 (v) - A. 4.2 (v) - B. 2 (v) - B. 3 (v) - B. 4.3</td> </tr> </tbody> </table>	規則の項目	告示の項目	説明	申請書記載 対応事項	第 5 条 第 2 号		<p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>本輸送物は、外寸法が外径約 2.1m、全長約 6.0 m の円筒型容器であり、外接する直方体の各辺は 10cm 以上である。</p>	(v) - A	第 3 号		<p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造及び封印の運用方法に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>本輸送物の蓋板は、蓋板締付けボルトにより強固に取付けられており、また、輸送中、蓋板は</p> <p>[] みだりに開封されるおそれではなく、開封された場合には開封されたことが明らかとなる。</p>	(v) - C (v) - A. 4.3	第 4 号		<p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料、並びに輸送物に想定される温度範囲に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>第 4 条第 2 号に示すとおり、本輸送物の輸送中に予想される周囲の温度は -40°C から 70°C の範囲であり、輸送物の各構成部品に想定される温度は -40°C から 70°C の範囲となる。この温度範囲において、本輸送容器の構成部品には、材料の著しい脆化又は強度の低下等は生じず、必要な材料強度に影響を及ぼさない。したがって、 -40°C から 70°Cまでの温度の範囲において、構成部品に亀裂、破損等が生じることはない。</p>	(v) - A. 3 (v) - A. 4.2 (v) - B. 2 (v) - B. 3 (v) - B. 4.3	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (評価見直しの反映)
規則の項目	告示の項目	説明	申請書記載 対応事項															
第 5 条 第 2 号		<p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>本輸送物は、外寸法が外径約 2.1m、全長約 6.0 m の円筒型容器であり、外接する直方体の各辺は 10cm 以上である。</p>	(v) - A															
第 3 号		<p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造及び封印の運用方法に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>本輸送物の蓋板は、蓋板締付けボルトにより強固に取付けられており、また、輸送中、蓋板は</p> <p>[] みだりに開封されるおそれではなく、開封された場合には開封されたことが明らかとなる。</p>	(v) - C (v) - A. 4.3															
第 4 号		<p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料、並びに輸送物に想定される温度範囲に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>第 4 条第 2 号に示すとおり、本輸送物の輸送中に予想される周囲の温度は -40°C から 70°C の範囲であり、輸送物の各構成部品に想定される温度は -40°C から 70°C の範囲となる。この温度範囲において、本輸送容器の構成部品には、材料の著しい脆化又は強度の低下等は生じず、必要な材料強度に影響を及ぼさない。したがって、 -40°C から 70°Cまでの温度の範囲において、構成部品に亀裂、破損等が生じることはない。</p>	(v) - A. 3 (v) - A. 4.2 (v) - B. 2 (v) - B. 3 (v) - B. 4.3															

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成30年8月17日付三原燃第18-393号をもって申請 (平成31年2月5日付三原燃第18-1013号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考																
	<p>(a) - 第G.1表 規則及び告示に定める技術基準への適合性の評価 (11/22)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">規則の項目</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">告示の項目</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">説 明</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">申請書記載 対応事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">第5条 第5号</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>第4条第2号に示すとおり、周囲の圧力を60 kPaとした場合でも、輸送容器の構造健全性は維持され、かつ、蓋板ガスケット取付け部における口開き変形量は、ガスケットの初期締付け代(つぶれ代)よりも十分小さく、容器の密封性は維持される。したがって、放射性物質の漏えいが生じることはない。</p> </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(a) - A.4.6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">第6号</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"> <p>設計変更により、追加した収納物は、燃料集合体の種類及び収納缶であり、液体状の低燃料物質等ではない。したがって、本項に該当しないことに変更はない。</p> </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(線量当量率) 第7号</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(線量当量率) 第8条</td> <td style="padding: 5px;"> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料に変更はない。一方で、収納物として追加する燃料集合体は、その表面の汚染レベルが高いことから、汚染による線源強度を見直した評価を実施している。なお、収納缶については、放射線を遮蔽する効果を有するため安全側にその存在を無視している。</p> <p>本輸送物は、以下に示す保守的な条件を設定し、DORTコードにて解析した結果、通常輸送時の輸送物表面の最大線量当量率は [] mSv/h 以下であり、基準値の2 mSv/h を超えることはない。したがって、本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 収納物中のウランの線源強度については、ウラン同位体核種の崩壊を考慮し、放射能強度の最大値を用いる。 2. 収納物である燃料集合体の表面汚染については、燃料集合体表面の線量当量率が管理基準以上となる汚染核種 (^{60}Co) の放射能の量を線源として考慮する。 </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(a) - D.2 (a) - D.3 (a) - D.5</td> </tr> </tbody> </table>	規則の項目	告示の項目	説 明	申請書記載 対応事項	第5条 第5号		<p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>第4条第2号に示すとおり、周囲の圧力を60 kPaとした場合でも、輸送容器の構造健全性は維持され、かつ、蓋板ガスケット取付け部における口開き変形量は、ガスケットの初期締付け代(つぶれ代)よりも十分小さく、容器の密封性は維持される。したがって、放射性物質の漏えいが生じることはない。</p>	(a) - A.4.6	第6号		<p>設計変更により、追加した収納物は、燃料集合体の種類及び収納缶であり、液体状の低燃料物質等ではない。したがって、本項に該当しないことに変更はない。</p>		(線量当量率) 第7号	(線量当量率) 第8条	<p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料に変更はない。一方で、収納物として追加する燃料集合体は、その表面の汚染レベルが高いことから、汚染による線源強度を見直した評価を実施している。なお、収納缶については、放射線を遮蔽する効果を有するため安全側にその存在を無視している。</p> <p>本輸送物は、以下に示す保守的な条件を設定し、DORTコードにて解析した結果、通常輸送時の輸送物表面の最大線量当量率は [] mSv/h 以下であり、基準値の2 mSv/h を超えることはない。したがって、本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 収納物中のウランの線源強度については、ウラン同位体核種の崩壊を考慮し、放射能強度の最大値を用いる。 2. 収納物である燃料集合体の表面汚染については、燃料集合体表面の線量当量率が管理基準以上となる汚染核種 (^{60}Co) の放射能の量を線源として考慮する。 	(a) - D.2 (a) - D.3 (a) - D.5	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 (評価見直しの反映)
規則の項目	告示の項目	説 明	申請書記載 対応事項															
第5条 第5号		<p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>第4条第2号に示すとおり、周囲の圧力を60 kPaとした場合でも、輸送容器の構造健全性は維持され、かつ、蓋板ガスケット取付け部における口開き変形量は、ガスケットの初期締付け代(つぶれ代)よりも十分小さく、容器の密封性は維持される。したがって、放射性物質の漏えいが生じることはない。</p>	(a) - A.4.6															
第6号		<p>設計変更により、追加した収納物は、燃料集合体の種類及び収納缶であり、液体状の低燃料物質等ではない。したがって、本項に該当しないことに変更はない。</p>																
(線量当量率) 第7号	(線量当量率) 第8条	<p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料に変更はない。一方で、収納物として追加する燃料集合体は、その表面の汚染レベルが高いことから、汚染による線源強度を見直した評価を実施している。なお、収納缶については、放射線を遮蔽する効果を有するため安全側にその存在を無視している。</p> <p>本輸送物は、以下に示す保守的な条件を設定し、DORTコードにて解析した結果、通常輸送時の輸送物表面の最大線量当量率は [] mSv/h 以下であり、基準値の2 mSv/h を超えることはない。したがって、本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 収納物中のウランの線源強度については、ウラン同位体核種の崩壊を考慮し、放射能強度の最大値を用いる。 2. 収納物である燃料集合体の表面汚染については、燃料集合体表面の線量当量率が管理基準以上となる汚染核種 (^{60}Co) の放射能の量を線源として考慮する。 	(a) - D.2 (a) - D.3 (a) - D.5															

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成30年8月17日付三原燃第18-393号をもって申請 (平成31年2月5日付三原燃第18-1013号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考												
	<div style="border: 2px solid green; padding: 10px;"> <p>(v) - 第G.1表 規則及び告示に定める技術基準への適合性の評価 (12/22)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>規則の項目</th> <th>告示の項目</th> <th>説明</th> <th>申請書記載 対応事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5条 第7号</td> <td>第8条</td> <td>3. 解析モデルについて、バスケットはロジメント、追加遮蔽板及びアルミスペーサー以外の部品を無視し、バスケットサポートはバスケットサポート底板を除いて空気に置き換える。衝撃吸収カバーは安全側に空気に置き換え、その距離のみ考慮する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第8号</td> <td>第8条</td> <td>第5条第7号で示したものと同じ条件で解析した結果、通常輸送時の輸送物表面から 1m離れた位置における最大線量当量率は <input type="text"/> $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下であり、基準値の $100 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えることはない。 したがって、本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</td> <td>(v) - D.5</td> </tr> </tbody> </table> </div>	規則の項目	告示の項目	説明	申請書記載 対応事項	第5条 第7号	第8条	3. 解析モデルについて、バスケットはロジメント、追加遮蔽板及びアルミスペーサー以外の部品を無視し、バスケットサポートはバスケットサポート底板を除いて空気に置き換える。衝撃吸収カバーは安全側に空気に置き換え、その距離のみ考慮する。		第8号	第8条	第5条第7号で示したものと同じ条件で解析した結果、通常輸送時の輸送物表面から 1m離れた位置における最大線量当量率は <input type="text"/> $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下であり、基準値の $100 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えることはない。 したがって、本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。	(v) - D.5	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 (評価見直しの反映)
規則の項目	告示の項目	説明	申請書記載 対応事項											
第5条 第7号	第8条	3. 解析モデルについて、バスケットはロジメント、追加遮蔽板及びアルミスペーサー以外の部品を無視し、バスケットサポートはバスケットサポート底板を除いて空気に置き換える。衝撃吸収カバーは安全側に空気に置き換え、その距離のみ考慮する。												
第8号	第8条	第5条第7号で示したものと同じ条件で解析した結果、通常輸送時の輸送物表面から 1m離れた位置における最大線量当量率は <input type="text"/> $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下であり、基準値の $100 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えることはない。 したがって、本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。	(v) - D.5											

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))					今回の核燃料輸送物設計変更承認申請					備考																																																																																				
<p>(a) 第 F. 1 表 規則及び告示に定める技術基準への適合性の評価 (3/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規則の項目</th> <th>告示の項目</th> <th>基準</th> <th>説明</th> <th>申請書記載対応事項</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第三条 第九号 及び別記第三</td> <td>原子力規制委員会の定める A 型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。</td> <td>(下記)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第五条 第九号イ</td> <td>放射性物質の漏えいがないこと。</td> <td>一般の試験条件下で、本輸送物の密封性が低下することなく、放射性物質の漏えいは生じない。</td> <td>(e) - C. 3.1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第五条 第九号ロ</td> <td>表面における最大線当量率が漸しく増加せず、かつ、2mSv/hを超えないこと。</td> <td>一般の試験条件での輸送物の損傷は、衝撃吸収カバーがわざかに変形する程度であり、輸送容器面における最大線当量率の漸しい増加はない。また、本条件に置かれた場合、輸送物の最大表面線当量率は 2mSv/h 以下であり、基準値を超えることはない。</td> <td>(e) - D. 4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第十一条 本文</td> <td>核燃料輸送物は、輸送中において臨界に達しないものであるほか、次の各号に掲げる技術上の基準に適合するものでなければならない。</td> <td>輸送中に包含する条件において臨界に達しないことを確認しているほか、各号についても下記のとおり適合する。</td> <td>(e) - E. 6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第十一条 第一項 第二号</td> <td>原子力規制委員会の定める該分型性輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。</td> <td>(下記)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第十一条 第一号イ</td> <td>容器の構造部に一辺 10cm の立方体を包含するようなくぼみが生じないこと。</td> <td>本輸送物が本条件に置かれた場合、本輸送物の構成部品に一辺が 10cm の立方体を包含するようなくぼみは生じない。</td> <td>(e) - A. 9.1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第十一条 第一号ロ</td> <td>外接する直方体の各辺が 10cm 以上であること。</td> <td>本輸送物が本条件に置かれた場合でも、外接する直方体の各辺は 10cm 以上である。</td> <td>(e) - A. 9.1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第十一条 第二号</td> <td>次のいずれの場合にも臨界に達しないこと。</td> <td>(下記)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第十一条 第二項 第二号イ</td> <td>原子力規制委員会の定める孤立系の条件の下に置くこととした場合</td> <td>本輸送物と同一のものを告示で定める条件を全て包含する条件においていた場合の物増倍率は $\boxed{\hspace{1cm}}$ であり、臨界に達することはない。</td> <td>(e) - E. 4 (e) - E. 6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第十一条 第二号ロ 及び別記第十一号並びに 第二十一条</td> <td>原子力規制委員会の定める該分型性輸送物に係る一般の試験条件の下に置いたものを原子力規制委員会の定める孤立系の条件の下に置くこととした場合</td> <td>(同上)</td> <td>(e) - E. 4 (e) - E. 6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第十一条 第二号ハ 及び別記第十二号</td> <td>原子力規制委員会の定める該分型性輸送物に係る特別の試験条件の下に置いたものを原子力規制委員会の定める孤立系の条件の下に置くこととした場合</td> <td>(同上)</td> <td>(e) - E. 4 (e) - E. 6</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					規則の項目	告示の項目	基準	説明	申請書記載対応事項	備考	第三条 第九号 及び別記第三	原子力規制委員会の定める A 型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。	(下記)				第五条 第九号イ	放射性物質の漏えいがないこと。	一般の試験条件下で、本輸送物の密封性が低下することなく、放射性物質の漏えいは生じない。	(e) - C. 3.1			第五条 第九号ロ	表面における最大線当量率が漸しく増加せず、かつ、 2mSv/h を超えないこと。	一般の試験条件での輸送物の損傷は、衝撃吸収カバーがわざかに変形する程度であり、輸送容器面における最大線当量率の漸しい増加はない。また、本条件に置かれた場合、輸送物の最大表面線当量率は 2mSv/h 以下であり、基準値を超えることはない。	(e) - D. 4			第十一条 本文	核燃料輸送物は、輸送中において臨界に達しないものであるほか、次の各号に掲げる技術上の基準に適合するものでなければならない。	輸送中に包含する条件において臨界に達しないことを確認しているほか、各号についても下記のとおり適合する。	(e) - E. 6			第十一条 第一項 第二号	原子力規制委員会の定める該分型性輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。	(下記)				第十一条 第一号イ	容器の構造部に一辺 10cm の立方体を包含するようなくぼみが生じないこと。	本輸送物が本条件に置かれた場合、本輸送物の構成部品に一辺が 10cm の立方体を包含するようなくぼみは生じない。	(e) - A. 9.1			第十一条 第一号ロ	外接する直方体の各辺が 10cm 以上であること。	本輸送物が本条件に置かれた場合でも、外接する直方体の各辺は 10cm 以上である。	(e) - A. 9.1			第十一条 第二号	次のいずれの場合にも臨界に達しないこと。	(下記)				第十一条 第二項 第二号イ	原子力規制委員会の定める孤立系の条件の下に置くこととした場合	本輸送物と同一のものを告示で定める条件を全て包含する条件においていた場合の物増倍率は $\boxed{\hspace{1cm}}$ であり、臨界に達することはない。	(e) - E. 4 (e) - E. 6			第十一条 第二号ロ 及び別記第十一号並びに 第二十一条	原子力規制委員会の定める該分型性輸送物に係る一般の試験条件の下に置いたものを原子力規制委員会の定める孤立系の条件の下に置くこととした場合	(同上)	(e) - E. 4 (e) - E. 6			第十一条 第二号ハ 及び別記第十二号	原子力規制委員会の定める該分型性輸送物に係る特別の試験条件の下に置いたものを原子力規制委員会の定める孤立系の条件の下に置くこととした場合	(同上)	(e) - E. 4 (e) - E. 6			<p>(a) 第 G. 1 表 規則及び告示に定める技術基準への適合性の評価 (13/22)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規則の項目</th> <th>告示の項目</th> <th>説明</th> <th>申請書記載対応事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第五条 第九号</td> <td>(A型輸送物に係る一般の試験条件及び液体状又は気体状の核燃料物質等が収納されているA型輸送物に係る追加の試験条件)</td> <td>a. 水噴霧 設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料に変更はない。 輸送容器の外面は、ステンレス鋼あるいは塗装されたステンレス鋼であり、水噴霧によつて吸水による劣化や腐食が生じることはない。したがって、本試験により輸送物の構造健全性及び密封性能が損なわれることはない。また、遮蔽解析に影響する損傷も生じない。</td> <td>(e) - A. 5.2 (e) - A. 5.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>b. 自由落下 設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料、並びに輸送物の重量に変更はない。</td> <td>設計変更後においても、本輸送物の最大重量は 19.5 t であるため、落下高さは 0.3m となる。この高さから落下する事象を LS-DYNA コードを用いて解析し、輸送物各部に発生する応力及び歪を求めている。 容器本体については、最大の損傷を受けるよう垂直、水平及びコーナーの各落下姿勢について評価している。解析は保守的に最大重量の輸送物が剛体面に衝突するものとしている。その結果、本体に $\boxed{\hspace{1cm}}\%$ 以下の微小な塑性歪が発生するが、蓋板締付けボルト及び密封シール面の発生応力は降伏応力を下回る。また、蓋板ガスケット取付け部には漏えいが起こるような口開きは生じない。</td> <td>(e) - A. 5.3 (e) - A. 5.7 (e) - A. 10.10 付属書類-10</td> </tr> </tbody> </table>					規則の項目	告示の項目	説明	申請書記載対応事項	第五条 第九号	(A型輸送物に係る一般の試験条件及び液体状又は気体状の核燃料物質等が収納されているA型輸送物に係る追加の試験条件)	a. 水噴霧 設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料に変更はない。 輸送容器の外面は、ステンレス鋼あるいは塗装されたステンレス鋼であり、水噴霧によつて吸水による劣化や腐食が生じることはない。したがって、本試験により輸送物の構造健全性及び密封性能が損なわれることはない。また、遮蔽解析に影響する損傷も生じない。	(e) - A. 5.2 (e) - A. 5.7		b. 自由落下 設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料、並びに輸送物の重量に変更はない。	設計変更後においても、本輸送物の最大重量は 19.5 t であるため、落下高さは 0.3m となる。この高さから落下する事象を LS-DYNA コードを用いて解析し、輸送物各部に発生する応力及び歪を求めている。 容器本体については、最大の損傷を受けるよう垂直、水平及びコーナーの各落下姿勢について評価している。解析は保守的に最大重量の輸送物が剛体面に衝突するものとしている。その結果、本体に $\boxed{\hspace{1cm}}\%$ 以下の微小な塑性歪が発生するが、蓋板締付けボルト及び密封シール面の発生応力は降伏応力を下回る。また、蓋板ガスケット取付け部には漏えいが起こるような口開きは生じない。	(e) - A. 5.3 (e) - A. 5.7 (e) - A. 10.10 付属書類-10	<p>・記載の適正化 (評価見直しの反映)</p>
規則の項目	告示の項目	基準	説明	申請書記載対応事項	備考																																																																																									
第三条 第九号 及び別記第三	原子力規制委員会の定める A 型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。	(下記)																																																																																												
第五条 第九号イ	放射性物質の漏えいがないこと。	一般の試験条件下で、本輸送物の密封性が低下することなく、放射性物質の漏えいは生じない。	(e) - C. 3.1																																																																																											
第五条 第九号ロ	表面における最大線当量率が漸しく増加せず、かつ、 2mSv/h を超えないこと。	一般の試験条件での輸送物の損傷は、衝撃吸収カバーがわざかに変形する程度であり、輸送容器面における最大線当量率の漸しい増加はない。また、本条件に置かれた場合、輸送物の最大表面線当量率は 2mSv/h 以下であり、基準値を超えることはない。	(e) - D. 4																																																																																											
第十一条 本文	核燃料輸送物は、輸送中において臨界に達しないものであるほか、次の各号に掲げる技術上の基準に適合するものでなければならない。	輸送中に包含する条件において臨界に達しないことを確認しているほか、各号についても下記のとおり適合する。	(e) - E. 6																																																																																											
第十一条 第一項 第二号	原子力規制委員会の定める該分型性輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。	(下記)																																																																																												
第十一条 第一号イ	容器の構造部に一辺 10cm の立方体を包含するようなくぼみが生じないこと。	本輸送物が本条件に置かれた場合、本輸送物の構成部品に一辺が 10cm の立方体を包含するようなくぼみは生じない。	(e) - A. 9.1																																																																																											
第十一条 第一号ロ	外接する直方体の各辺が 10cm 以上であること。	本輸送物が本条件に置かれた場合でも、外接する直方体の各辺は 10cm 以上である。	(e) - A. 9.1																																																																																											
第十一条 第二号	次のいずれの場合にも臨界に達しないこと。	(下記)																																																																																												
第十一条 第二項 第二号イ	原子力規制委員会の定める孤立系の条件の下に置くこととした場合	本輸送物と同一のものを告示で定める条件を全て包含する条件においていた場合の物増倍率は $\boxed{\hspace{1cm}}$ であり、臨界に達することはない。	(e) - E. 4 (e) - E. 6																																																																																											
第十一条 第二号ロ 及び別記第十一号並びに 第二十一条	原子力規制委員会の定める該分型性輸送物に係る一般の試験条件の下に置いたものを原子力規制委員会の定める孤立系の条件の下に置くこととした場合	(同上)	(e) - E. 4 (e) - E. 6																																																																																											
第十一条 第二号ハ 及び別記第十二号	原子力規制委員会の定める該分型性輸送物に係る特別の試験条件の下に置いたものを原子力規制委員会の定める孤立系の条件の下に置くこととした場合	(同上)	(e) - E. 4 (e) - E. 6																																																																																											
規則の項目	告示の項目	説明	申請書記載対応事項																																																																																											
第五条 第九号	(A型輸送物に係る一般の試験条件及び液体状又は気体状の核燃料物質等が収納されているA型輸送物に係る追加の試験条件)	a. 水噴霧 設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料に変更はない。 輸送容器の外面は、ステンレス鋼あるいは塗装されたステンレス鋼であり、水噴霧によつて吸水による劣化や腐食が生じることはない。したがって、本試験により輸送物の構造健全性及び密封性能が損なわれることはない。また、遮蔽解析に影響する損傷も生じない。	(e) - A. 5.2 (e) - A. 5.7																																																																																											
	b. 自由落下 設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料、並びに輸送物の重量に変更はない。	設計変更後においても、本輸送物の最大重量は 19.5 t であるため、落下高さは 0.3m となる。この高さから落下する事象を LS-DYNA コードを用いて解析し、輸送物各部に発生する応力及び歪を求めている。 容器本体については、最大の損傷を受けるよう垂直、水平及びコーナーの各落下姿勢について評価している。解析は保守的に最大重量の輸送物が剛体面に衝突するものとしている。その結果、本体に $\boxed{\hspace{1cm}}\%$ 以下の微小な塑性歪が発生するが、蓋板締付けボルト及び密封シール面の発生応力は降伏応力を下回る。また、蓋板ガスケット取付け部には漏えいが起こるような口開きは生じない。	(e) - A. 5.3 (e) - A. 5.7 (e) - A. 10.10 付属書類-10																																																																																											

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考								
	<p>(a) - 第 G. 1 表 規則及び告示に定める技術基準への適合性の評価 (14/22)</p> <table border="1" data-bbox="1044 362 1651 1231"> <thead> <tr> <th data-bbox="1044 409 1123 430">規則の項目</th><th data-bbox="1123 409 1202 430">告示の項目</th><th data-bbox="1202 409 1539 430">説 明</th><th data-bbox="1539 409 1651 430">申請書記載 対応事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1044 430 1123 1199">第 5 条 第 9 号</td><td data-bbox="1123 430 1202 1199">第 13 条 別記第 3 第 1 号</td><td data-bbox="1202 430 1539 1199"> <p>衝撃吸収カバーは、最大で □ mm の変形が生じる。</p> <p>バスケットについては、最大の損傷を受けるよう収納物の全重量がバスケットに負荷される落下姿勢である水平落下について評価した結果、バスケットの構成部品に塑性歪は発生しない。</p> <p>収納物である燃料集合体については、燃料被覆管に負荷される圧縮荷重及び曲げ荷重がそれぞれ最大となる垂直落下及び水平落下について評価した結果、燃料被覆管は破断しない。</p> <p>以上の結果より、本試験における輸送物の状態は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器本体に微小な塑性歪が生じるが、容器の構造健全性及び密封性能は維持される。 ・衝撃吸収カバーがわずかに変形する。 ・バスケットの構造健全性は維持される。 ・燃料被覆管に破断が生じることはなく、燃料集合体の密封性は維持される。 <p>c. 積み重ね試験</p> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料、並びに輸送物の重量に変更はない。</p> <p>設計変更後においても、本輸送物は、輸送容器の投影面積に 13 kPa を乗じた値よりも輸送物の総重量の 5 倍に相当する荷重の方が大きいことから、輸送物重量 (19.5 トン) の 5 倍に相当する荷重が負荷されたときについて評価している。</p> <p>胴部について、ABAQUS コードを用いて評価した結果、発生する応力は設計降伏応力を下回っている。また、衝撃吸収カバーについて、材料力学に基づく公式を用いて評価した結果、衝撃吸収カバーに有意な変形は生じない。</p> </td><td data-bbox="1539 430 1651 945">(a) - A. 5.4 (a) - A. 5.7 (a) - A.10.11 付属書類-11</td></tr> </tbody> </table>	規則の項目	告示の項目	説 明	申請書記載 対応事項	第 5 条 第 9 号	第 13 条 別記第 3 第 1 号	<p>衝撃吸収カバーは、最大で □ mm の変形が生じる。</p> <p>バスケットについては、最大の損傷を受けるよう収納物の全重量がバスケットに負荷される落下姿勢である水平落下について評価した結果、バスケットの構成部品に塑性歪は発生しない。</p> <p>収納物である燃料集合体については、燃料被覆管に負荷される圧縮荷重及び曲げ荷重がそれぞれ最大となる垂直落下及び水平落下について評価した結果、燃料被覆管は破断しない。</p> <p>以上の結果より、本試験における輸送物の状態は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器本体に微小な塑性歪が生じるが、容器の構造健全性及び密封性能は維持される。 ・衝撃吸収カバーがわずかに変形する。 ・バスケットの構造健全性は維持される。 ・燃料被覆管に破断が生じることはなく、燃料集合体の密封性は維持される。 <p>c. 積み重ね試験</p> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料、並びに輸送物の重量に変更はない。</p> <p>設計変更後においても、本輸送物は、輸送容器の投影面積に 13 kPa を乗じた値よりも輸送物の総重量の 5 倍に相当する荷重の方が大きいことから、輸送物重量 (19.5 トン) の 5 倍に相当する荷重が負荷されたときについて評価している。</p> <p>胴部について、ABAQUS コードを用いて評価した結果、発生する応力は設計降伏応力を下回っている。また、衝撃吸収カバーについて、材料力学に基づく公式を用いて評価した結果、衝撃吸収カバーに有意な変形は生じない。</p>	(a) - A. 5.4 (a) - A. 5.7 (a) - A.10.11 付属書類-11	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 (評価見直しの反映)
規則の項目	告示の項目	説 明	申請書記載 対応事項							
第 5 条 第 9 号	第 13 条 別記第 3 第 1 号	<p>衝撃吸収カバーは、最大で □ mm の変形が生じる。</p> <p>バスケットについては、最大の損傷を受けるよう収納物の全重量がバスケットに負荷される落下姿勢である水平落下について評価した結果、バスケットの構成部品に塑性歪は発生しない。</p> <p>収納物である燃料集合体については、燃料被覆管に負荷される圧縮荷重及び曲げ荷重がそれぞれ最大となる垂直落下及び水平落下について評価した結果、燃料被覆管は破断しない。</p> <p>以上の結果より、本試験における輸送物の状態は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器本体に微小な塑性歪が生じるが、容器の構造健全性及び密封性能は維持される。 ・衝撃吸収カバーがわずかに変形する。 ・バスケットの構造健全性は維持される。 ・燃料被覆管に破断が生じることはなく、燃料集合体の密封性は維持される。 <p>c. 積み重ね試験</p> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料、並びに輸送物の重量に変更はない。</p> <p>設計変更後においても、本輸送物は、輸送容器の投影面積に 13 kPa を乗じた値よりも輸送物の総重量の 5 倍に相当する荷重の方が大きいことから、輸送物重量 (19.5 トン) の 5 倍に相当する荷重が負荷されたときについて評価している。</p> <p>胴部について、ABAQUS コードを用いて評価した結果、発生する応力は設計降伏応力を下回っている。また、衝撃吸収カバーについて、材料力学に基づく公式を用いて評価した結果、衝撃吸収カバーに有意な変形は生じない。</p>	(a) - A. 5.4 (a) - A. 5.7 (a) - A.10.11 付属書類-11							

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成30年8月17日付三原燃第18-393号をもって申請 (平成31年2月5日付三原燃第18-1013号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考								
	<p>(v) - 第G.1表 規則及び告示に定める技術基準への適合性の評価 (15/22)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>規則の項目</th> <th>告示の項目</th> <th>説 明</th> <th>申請書記載 対応事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5条 第9号</td> <td>第13条 別記第3第1号</td> <td> <p>蓋板ガスケット取付け部については、積み重ねにより輸送容器に作用する荷重は自由落下による荷重より小さく自由落下の結果に包含されるため、漏えいが起こるような口開きは生じない。</p> <p>したがって、本試験において容器の構造健全性及び密封性能が損なわれるこはない。また、遮蔽解析に影響する損傷も生じない。</p> <p>d. 貨通</p> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料に変更はない。</p> <p>質量 6 kg、直径 3.2 cm の棒が 1m の高さから輸送物の外表面に落下した場合について、貫通の有無を評価している。密封装置を構成する容器本体の外表面のうち、最も板厚の薄い胴外板への落下について、材料力学に基づく公式を用いて評価した結果、棒の落下によって胴外板は貫通せず、棒が密封境界に到達することはない。また、密封装置以外の部位を含めた本輸送物の外表面のうち、最も板厚の薄い衝撃吸収カバーの外板への落下について、LS-DYNA コードを用いて評価した結果、棒の落下によって衝撃吸収カバーの外板が貫通することなく、棒が衝撃吸収カバーで覆われた密封装置に到達することはない。</p> <p>したがって、本試験において、容器の構造健全性及び密封性能が損なわれるこはない。また、遮蔽解析に影響する損傷も生じない。</p> </td> <td> (v) - A. 5.5 (v) - A. 5.7 (p) - A.10.12 付属書類-12 </td> </tr> </tbody> </table>	規則の項目	告示の項目	説 明	申請書記載 対応事項	第5条 第9号	第13条 別記第3第1号	<p>蓋板ガスケット取付け部については、積み重ねにより輸送容器に作用する荷重は自由落下による荷重より小さく自由落下の結果に包含されるため、漏えいが起こるような口開きは生じない。</p> <p>したがって、本試験において容器の構造健全性及び密封性能が損なわれるこはない。また、遮蔽解析に影響する損傷も生じない。</p> <p>d. 貨通</p> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料に変更はない。</p> <p>質量 6 kg、直径 3.2 cm の棒が 1m の高さから輸送物の外表面に落下した場合について、貫通の有無を評価している。密封装置を構成する容器本体の外表面のうち、最も板厚の薄い胴外板への落下について、材料力学に基づく公式を用いて評価した結果、棒の落下によって胴外板は貫通せず、棒が密封境界に到達することはない。また、密封装置以外の部位を含めた本輸送物の外表面のうち、最も板厚の薄い衝撃吸収カバーの外板への落下について、LS-DYNA コードを用いて評価した結果、棒の落下によって衝撃吸収カバーの外板が貫通することなく、棒が衝撃吸収カバーで覆われた密封装置に到達することはない。</p> <p>したがって、本試験において、容器の構造健全性及び密封性能が損なわれるこはない。また、遮蔽解析に影響する損傷も生じない。</p>	(v) - A. 5.5 (v) - A. 5.7 (p) - A.10.12 付属書類-12	<p>・記載の適正化 (評価見直しの反映)</p>
規則の項目	告示の項目	説 明	申請書記載 対応事項							
第5条 第9号	第13条 別記第3第1号	<p>蓋板ガスケット取付け部については、積み重ねにより輸送容器に作用する荷重は自由落下による荷重より小さく自由落下の結果に包含されるため、漏えいが起こるような口開きは生じない。</p> <p>したがって、本試験において容器の構造健全性及び密封性能が損なわれるこはない。また、遮蔽解析に影響する損傷も生じない。</p> <p>d. 貨通</p> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料に変更はない。</p> <p>質量 6 kg、直径 3.2 cm の棒が 1m の高さから輸送物の外表面に落下した場合について、貫通の有無を評価している。密封装置を構成する容器本体の外表面のうち、最も板厚の薄い胴外板への落下について、材料力学に基づく公式を用いて評価した結果、棒の落下によって胴外板は貫通せず、棒が密封境界に到達することはない。また、密封装置以外の部位を含めた本輸送物の外表面のうち、最も板厚の薄い衝撃吸収カバーの外板への落下について、LS-DYNA コードを用いて評価した結果、棒の落下によって衝撃吸収カバーの外板が貫通することなく、棒が衝撃吸収カバーで覆われた密封装置に到達することはない。</p> <p>したがって、本試験において、容器の構造健全性及び密封性能が損なわれるこはない。また、遮蔽解析に影響する損傷も生じない。</p>	(v) - A. 5.5 (v) - A. 5.7 (p) - A.10.12 付属書類-12							

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考																								
	<p style="text-align: center;">(a) - 第 G.1 表 規則及び告示に定める技術基準への適合性の評価 (16/22)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>規則の項目</th> <th>告示の項目</th> <th>説明</th> <th>申請書記載 対応事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 5 条 第 9 号</td> <td>別記第 3 第 2 号</td> <td>設計変更により、収納物に燃料集合体の種類及び収納缶を追加するが、これらは液体状又は気体状の核燃料物質等ではない。したがって、本項に該当しないことに変更はない。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 9 号イ</td> <td></td> <td>第 5 条第 9 号で示したように、本輸送物を一般の試験条件の下に置いた場合において、本輸送物の密封性能が損なわれることはなく、密封性は維持される。したがって、放射性物質の漏えいはなく、本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</td> <td>(a) - C. 3.1 (a) - A. 5.7</td> </tr> <tr> <td>第 9 号ロ</td> <td></td> <td>第 5 条第 9 号で示したように、本輸送物を一般の試験条件の下に置いた場合において、衝撃吸収カバーがわずかに変形するが、容器本体の構造健全性は維持される。 第 5 条第 7 号の評価手法に基づき、衝撃吸収カバーの変形を考慮して DORT コードにより評価した結果、収納物の追加を考慮した輸送物表面における最大線量当量率は □ mSv/h 以下であり、通常輸送時からの増加はない。 したがって、表面における最大線量当量率が基準値の 2 mSv/h を超えることはなく、本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</td> <td>(a) - D. 3 (a) - D. 5</td> </tr> <tr> <td>第 10 号</td> <td></td> <td>設計変更により、収納物として燃料集合体の種類及び収納缶を追加するが、これらは液体状又は気体状の核燃料物質等ではない。したがって、本項に該当しないことに変更はない。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 6 条～ 第 10 条</td> <td></td> <td>該当しない。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	規則の項目	告示の項目	説明	申請書記載 対応事項	第 5 条 第 9 号	別記第 3 第 2 号	設計変更により、収納物に燃料集合体の種類及び収納缶を追加するが、これらは液体状又は気体状の核燃料物質等ではない。したがって、本項に該当しないことに変更はない。		第 9 号イ		第 5 条第 9 号で示したように、本輸送物を一般の試験条件の下に置いた場合において、本輸送物の密封性能が損なわれることはなく、密封性は維持される。したがって、放射性物質の漏えいはなく、本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。	(a) - C. 3.1 (a) - A. 5.7	第 9 号ロ		第 5 条第 9 号で示したように、本輸送物を一般の試験条件の下に置いた場合において、衝撃吸収カバーがわずかに変形するが、容器本体の構造健全性は維持される。 第 5 条第 7 号の評価手法に基づき、衝撃吸収カバーの変形を考慮して DORT コードにより評価した結果、収納物の追加を考慮した輸送物表面における最大線量当量率は □ mSv/h 以下であり、通常輸送時からの増加はない。 したがって、表面における最大線量当量率が基準値の 2 mSv/h を超えることはなく、本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。	(a) - D. 3 (a) - D. 5	第 10 号		設計変更により、収納物として燃料集合体の種類及び収納缶を追加するが、これらは液体状又は気体状の核燃料物質等ではない。したがって、本項に該当しないことに変更はない。		第 6 条～ 第 10 条		該当しない。		<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 (評価見直しの反映)
規則の項目	告示の項目	説明	申請書記載 対応事項																							
第 5 条 第 9 号	別記第 3 第 2 号	設計変更により、収納物に燃料集合体の種類及び収納缶を追加するが、これらは液体状又は気体状の核燃料物質等ではない。したがって、本項に該当しないことに変更はない。																								
第 9 号イ		第 5 条第 9 号で示したように、本輸送物を一般の試験条件の下に置いた場合において、本輸送物の密封性能が損なわれることはなく、密封性は維持される。したがって、放射性物質の漏えいはなく、本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。	(a) - C. 3.1 (a) - A. 5.7																							
第 9 号ロ		第 5 条第 9 号で示したように、本輸送物を一般の試験条件の下に置いた場合において、衝撃吸収カバーがわずかに変形するが、容器本体の構造健全性は維持される。 第 5 条第 7 号の評価手法に基づき、衝撃吸収カバーの変形を考慮して DORT コードにより評価した結果、収納物の追加を考慮した輸送物表面における最大線量当量率は □ mSv/h 以下であり、通常輸送時からの増加はない。 したがって、表面における最大線量当量率が基準値の 2 mSv/h を超えることはなく、本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。	(a) - D. 3 (a) - D. 5																							
第 10 号		設計変更により、収納物として燃料集合体の種類及び収納缶を追加するが、これらは液体状又は気体状の核燃料物質等ではない。したがって、本項に該当しないことに変更はない。																								
第 6 条～ 第 10 条		該当しない。																								

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考												
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">(a) - 第 G. I 表 規則及び告示に定める技術基準への適合性の評価 (17/22)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">規則の項目</th> <th style="text-align: center;">告示の項目</th> <th style="text-align: center;">説 明</th> <th style="text-align: center;">申請書記載 対応事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(核分裂性物質 に係る核燃料輸 送物の技術上の 基準) 第 11 条</td> <td style="text-align: center;">(核分裂性輸送 物に係る一般の 試験条件) 第 24 条 別記第 11</td> <td> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の収納物に、燃料集合体の種類を追加したが、本輸送物が核分裂性輸送物に該当することに変更はない。</p> <p>本輸送物を核分裂性輸送物に係る一般の試験条件の下に置いた場合における輸送物の状態は、第 5 条第 9 号にて述べたとおりである。</p> </td> <td style="text-align: center;">(a) - A. 9.1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(核分裂性輸送 物に係る特別の 試験条件) 第 26 条 別記第 12</td> <td style="text-align: center;">a. 落下試験 I</td> <td> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料、並びに輸送物の重量に変更はない。</p> <p>設計変更後ににおいて、9m高さから落下する事象を LS-DYNA コードを用いて解析し、輸送物各部に発生する応力及び歪を求めている。</p> <p>容器本体については、最大の損傷を受けるよう垂直、水平、コーナー及び傾斜落下の各落下姿勢について評価している。解析は保守的に最大重量の輸送物が剛体面に衝突するものとし、0.3m落下との累積損傷を考慮して 9.3m高さからの落下を評価している。その結果、容器本体に局所的な塑性歪が発生するが、□ 下回る。また、衝撃吸収カバーは最大で □ mm の変形が生じる。</p> <p>バスケットについては、最大の損傷を受けるよう収納物の全重量がバスケットに負荷される落下姿勢である水平落下について評価した結果、バスケットの構成部品に局所的な塑性歪が発生するが、□ 下回る。</p> </td> <td style="text-align: center;">(a) - A. 9.2</td> </tr> </tbody> </table> </div>	規則の項目	告示の項目	説 明	申請書記載 対応事項	(核分裂性物質 に係る核燃料輸 送物の技術上の 基準) 第 11 条	(核分裂性輸送 物に係る一般の 試験条件) 第 24 条 別記第 11	<p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の収納物に、燃料集合体の種類を追加したが、本輸送物が核分裂性輸送物に該当することに変更はない。</p> <p>本輸送物を核分裂性輸送物に係る一般の試験条件の下に置いた場合における輸送物の状態は、第 5 条第 9 号にて述べたとおりである。</p>	(a) - A. 9.1	(核分裂性輸送 物に係る特別の 試験条件) 第 26 条 別記第 12	a. 落下試験 I	<p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料、並びに輸送物の重量に変更はない。</p> <p>設計変更後ににおいて、9m高さから落下する事象を LS-DYNA コードを用いて解析し、輸送物各部に発生する応力及び歪を求めている。</p> <p>容器本体については、最大の損傷を受けるよう垂直、水平、コーナー及び傾斜落下の各落下姿勢について評価している。解析は保守的に最大重量の輸送物が剛体面に衝突するものとし、0.3m落下との累積損傷を考慮して 9.3m高さからの落下を評価している。その結果、容器本体に局所的な塑性歪が発生するが、□ 下回る。また、衝撃吸収カバーは最大で □ mm の変形が生じる。</p> <p>バスケットについては、最大の損傷を受けるよう収納物の全重量がバスケットに負荷される落下姿勢である水平落下について評価した結果、バスケットの構成部品に局所的な塑性歪が発生するが、□ 下回る。</p>	(a) - A. 9.2	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 (評価見直しの反映)
規則の項目	告示の項目	説 明	申請書記載 対応事項											
(核分裂性物質 に係る核燃料輸 送物の技術上の 基準) 第 11 条	(核分裂性輸送 物に係る一般の 試験条件) 第 24 条 別記第 11	<p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の収納物に、燃料集合体の種類を追加したが、本輸送物が核分裂性輸送物に該当することに変更はない。</p> <p>本輸送物を核分裂性輸送物に係る一般の試験条件の下に置いた場合における輸送物の状態は、第 5 条第 9 号にて述べたとおりである。</p>	(a) - A. 9.1											
(核分裂性輸送 物に係る特別の 試験条件) 第 26 条 別記第 12	a. 落下試験 I	<p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料、並びに輸送物の重量に変更はない。</p> <p>設計変更後ににおいて、9m高さから落下する事象を LS-DYNA コードを用いて解析し、輸送物各部に発生する応力及び歪を求めている。</p> <p>容器本体については、最大の損傷を受けるよう垂直、水平、コーナー及び傾斜落下の各落下姿勢について評価している。解析は保守的に最大重量の輸送物が剛体面に衝突するものとし、0.3m落下との累積損傷を考慮して 9.3m高さからの落下を評価している。その結果、容器本体に局所的な塑性歪が発生するが、□ 下回る。また、衝撃吸収カバーは最大で □ mm の変形が生じる。</p> <p>バスケットについては、最大の損傷を受けるよう収納物の全重量がバスケットに負荷される落下姿勢である水平落下について評価した結果、バスケットの構成部品に局所的な塑性歪が発生するが、□ 下回る。</p>	(a) - A. 9.2											

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考								
	<p>(a) 第 G. I 表 規則及び告示に定める技術基準への適合性の評価 (18/22)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規則の項目</th> <th>告示の項目</th> <th>説明</th> <th>申請書記載 対応事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 11 条</td> <td>第 26 条 別記第 12</td> <td> <p>収納物である燃料集合体については、燃料被覆管に負荷される圧縮荷重及び曲げ荷重がそれぞれ最大となる垂直落下及び水平落下について評価した結果、燃料被覆管には塑性歪が発生するが、最小破断伸びを下回る。</p> <p>以上の結果より、本試験における輸送物の状態は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衝撃吸収カバーが変形する。 ・容器本体及びバスケットには局所的な塑性歪が発生するが形状は維持される。 ・燃料被覆管が破断することはない。 <p>b. 落下試験 II</p> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料、並びに輸送物の重量に変更はない。</p> <p>設計変更後において、直径 15cm の軟鋼棒上に 1m の高さから落下させたときの輸送容器の損傷については、[] モデルを用いた落下試験により確認されている。試験の結果、次のことが確認されている。蓋部あるいは底部を直撃する垂直落下において、衝撃吸収カバーが貫通し、レジンにへこみが生じる。胴部を直撃する水平落下において、胴外板及び胴ガセットが破断し、内筒の一部が内側に膨らむが破断することはない。また、容器の密封性能は維持される。</p> <p>上記の胴部を直撃する水平落下における内筒の膨らみについて、バスケットへの影響を LS-DYNA コードを用いて評価している。その結果、バスケットの直撃部近傍のアルミスペーサーが変形し、[] に [] 塑性歪が局所的に発生するが、燃料集合体が収納されるロジメントの配置は維持され、また、燃料集合体を損傷させるような変形は生じない。</p> <p>c. 熱的試験 (耐火試験)</p> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料に変更はない。</p> </td> <td>(a) - A. 9.2 (a) - B. 5</td> </tr> </tbody> </table>	規則の項目	告示の項目	説明	申請書記載 対応事項	第 11 条	第 26 条 別記第 12	<p>収納物である燃料集合体については、燃料被覆管に負荷される圧縮荷重及び曲げ荷重がそれぞれ最大となる垂直落下及び水平落下について評価した結果、燃料被覆管には塑性歪が発生するが、最小破断伸びを下回る。</p> <p>以上の結果より、本試験における輸送物の状態は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衝撃吸収カバーが変形する。 ・容器本体及びバスケットには局所的な塑性歪が発生するが形状は維持される。 ・燃料被覆管が破断することはない。 <p>b. 落下試験 II</p> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料、並びに輸送物の重量に変更はない。</p> <p>設計変更後において、直径 15cm の軟鋼棒上に 1m の高さから落下させたときの輸送容器の損傷については、[] モデルを用いた落下試験により確認されている。試験の結果、次のことが確認されている。蓋部あるいは底部を直撃する垂直落下において、衝撃吸収カバーが貫通し、レジンにへこみが生じる。胴部を直撃する水平落下において、胴外板及び胴ガセットが破断し、内筒の一部が内側に膨らむが破断することはない。また、容器の密封性能は維持される。</p> <p>上記の胴部を直撃する水平落下における内筒の膨らみについて、バスケットへの影響を LS-DYNA コードを用いて評価している。その結果、バスケットの直撃部近傍のアルミスペーサーが変形し、[] に [] 塑性歪が局所的に発生するが、燃料集合体が収納されるロジメントの配置は維持され、また、燃料集合体を損傷させるような変形は生じない。</p> <p>c. 熱的試験 (耐火試験)</p> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料に変更はない。</p>	(a) - A. 9.2 (a) - B. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 (評価見直しの反映)
規則の項目	告示の項目	説明	申請書記載 対応事項							
第 11 条	第 26 条 別記第 12	<p>収納物である燃料集合体については、燃料被覆管に負荷される圧縮荷重及び曲げ荷重がそれぞれ最大となる垂直落下及び水平落下について評価した結果、燃料被覆管には塑性歪が発生するが、最小破断伸びを下回る。</p> <p>以上の結果より、本試験における輸送物の状態は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衝撃吸収カバーが変形する。 ・容器本体及びバスケットには局所的な塑性歪が発生するが形状は維持される。 ・燃料被覆管が破断することはない。 <p>b. 落下試験 II</p> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料、並びに輸送物の重量に変更はない。</p> <p>設計変更後において、直径 15cm の軟鋼棒上に 1m の高さから落下させたときの輸送容器の損傷については、[] モデルを用いた落下試験により確認されている。試験の結果、次のことが確認されている。蓋部あるいは底部を直撃する垂直落下において、衝撃吸収カバーが貫通し、レジンにへこみが生じる。胴部を直撃する水平落下において、胴外板及び胴ガセットが破断し、内筒の一部が内側に膨らむが破断することはない。また、容器の密封性能は維持される。</p> <p>上記の胴部を直撃する水平落下における内筒の膨らみについて、バスケットへの影響を LS-DYNA コードを用いて評価している。その結果、バスケットの直撃部近傍のアルミスペーサーが変形し、[] に [] 塑性歪が局所的に発生するが、燃料集合体が収納されるロジメントの配置は維持され、また、燃料集合体を損傷させるような変形は生じない。</p> <p>c. 熱的試験 (耐火試験)</p> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料に変更はない。</p>	(a) - A. 9.2 (a) - B. 5							

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考								
	<p>(v) - 第 G.1 表 規則及び告示に定める技術基準への適合性の評価 (19/22)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>規則の項目</th> <th>告示の項目</th> <th>説 明</th> <th>申請書記載 対応事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 11 条</td> <td>第 26 条 別記第 12</td> <td> <p>設計変更後において、耐火試験における本輸送物の損傷状態については、ABAQUS コード及び各種公式を用いて、輸送物各部の温度、応力及び歪を求めている。</p> <p>耐火試験の初期温度となる、周囲温度 38°C の条件下で太陽放射熱を負荷した温度については、伝熱工学に基づく公式を用いて計算し 70°C としている。その後、ABAQUS コードを用いた熱解析により、耐火試験における輸送容器の温度を評価している。また、圧力と温度の公式により輸送容器の内圧を計算した後、ABAQUS コードを用いた輸送容器の強度評価及び材料力学に基づいた公式を用いた燃料被覆管の強度評価を行っている。耐火試験の熱解析モデルでは、落下試験 1 での衝撃吸収カバーの変形により伝熱の距離が減少することを考慮して変形状態を考慮したモデルとしている。また、収納物である燃料集合体の評価温度については、保守的にバスケットの最高温度を使用している。</p> <p>以上の結果より、本試験における輸送物の状態は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内筒の中央部分が膨らむように変形して内半径が □ mm 大きくなる。 ・レジン及び衝撃吸収カバー内部の木材の一部が炭化する。 ・燃料被覆管が破断することはない。 <p>d. 浸漬試験 (0.9m)</p> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料に変更はない。</p> <p>設計変更後において、臨界の評価において、浸水があらかじめ想定されているため対象外となる。</p> <p>なお、15m 浸漬試験については、ABAQUS コードを用いて解析した結果、容器に有意な変形が生じることはないため、告示の別記第 12 において、第 1 号の条件が最大の破損を受ける条件となる。</p> </td> <td style="text-align: center;"> (v) - A. 9.2 (v) - A. 10.4 付属書類-4 </td> </tr> </tbody> </table>	規則の項目	告示の項目	説 明	申請書記載 対応事項	第 11 条	第 26 条 別記第 12	<p>設計変更後において、耐火試験における本輸送物の損傷状態については、ABAQUS コード及び各種公式を用いて、輸送物各部の温度、応力及び歪を求めている。</p> <p>耐火試験の初期温度となる、周囲温度 38°C の条件下で太陽放射熱を負荷した温度については、伝熱工学に基づく公式を用いて計算し 70°C としている。その後、ABAQUS コードを用いた熱解析により、耐火試験における輸送容器の温度を評価している。また、圧力と温度の公式により輸送容器の内圧を計算した後、ABAQUS コードを用いた輸送容器の強度評価及び材料力学に基づいた公式を用いた燃料被覆管の強度評価を行っている。耐火試験の熱解析モデルでは、落下試験 1 での衝撃吸収カバーの変形により伝熱の距離が減少することを考慮して変形状態を考慮したモデルとしている。また、収納物である燃料集合体の評価温度については、保守的にバスケットの最高温度を使用している。</p> <p>以上の結果より、本試験における輸送物の状態は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内筒の中央部分が膨らむように変形して内半径が □ mm 大きくなる。 ・レジン及び衝撃吸収カバー内部の木材の一部が炭化する。 ・燃料被覆管が破断することはない。 <p>d. 浸漬試験 (0.9m)</p> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料に変更はない。</p> <p>設計変更後において、臨界の評価において、浸水があらかじめ想定されているため対象外となる。</p> <p>なお、15m 浸漬試験については、ABAQUS コードを用いて解析した結果、容器に有意な変形が生じることはないため、告示の別記第 12 において、第 1 号の条件が最大の破損を受ける条件となる。</p>	(v) - A. 9.2 (v) - A. 10.4 付属書類-4	<p>・記載の適正化 (評価見直しの反映)</p>
規則の項目	告示の項目	説 明	申請書記載 対応事項							
第 11 条	第 26 条 別記第 12	<p>設計変更後において、耐火試験における本輸送物の損傷状態については、ABAQUS コード及び各種公式を用いて、輸送物各部の温度、応力及び歪を求めている。</p> <p>耐火試験の初期温度となる、周囲温度 38°C の条件下で太陽放射熱を負荷した温度については、伝熱工学に基づく公式を用いて計算し 70°C としている。その後、ABAQUS コードを用いた熱解析により、耐火試験における輸送容器の温度を評価している。また、圧力と温度の公式により輸送容器の内圧を計算した後、ABAQUS コードを用いた輸送容器の強度評価及び材料力学に基づいた公式を用いた燃料被覆管の強度評価を行っている。耐火試験の熱解析モデルでは、落下試験 1 での衝撃吸収カバーの変形により伝熱の距離が減少することを考慮して変形状態を考慮したモデルとしている。また、収納物である燃料集合体の評価温度については、保守的にバスケットの最高温度を使用している。</p> <p>以上の結果より、本試験における輸送物の状態は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内筒の中央部分が膨らむように変形して内半径が □ mm 大きくなる。 ・レジン及び衝撃吸収カバー内部の木材の一部が炭化する。 ・燃料被覆管が破断することはない。 <p>d. 浸漬試験 (0.9m)</p> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料に変更はない。</p> <p>設計変更後において、臨界の評価において、浸水があらかじめ想定されているため対象外となる。</p> <p>なお、15m 浸漬試験については、ABAQUS コードを用いて解析した結果、容器に有意な変形が生じることはないため、告示の別記第 12 において、第 1 号の条件が最大の破損を受ける条件となる。</p>	(v) - A. 9.2 (v) - A. 10.4 付属書類-4							

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成30年8月17日付三原燃第18-393号をもって申請 (平成31年2月5日付三原燃第18-1013号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考																
	<p>(a) - 第G.1表 規則及び告示に定める技術基準への適合性の評価 (20/22)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規則の項目</th> <th>告示の項目</th> <th>説 明</th> <th>申請書記載 対応事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第11条 本文</td> <td>第1号イ</td> <td> <p>第11条で示したように、設計変更後において、核分裂性輸送物に係る一般の試験条件及び核分裂性輸送物に係る特別の試験条件に置いた場合の本輸送物の損傷状態を評価している。これをふまえ、輸送中を包含する条件下において臨界に達しないことを解釈により確認している。</p> <p>設計変更において、本輸送物の経年変化の影響は、第3条第3項で示したとおりであり、第11条に関する安全解析において考慮すべき輸送物の経年変化の影響はない。</p> <p>したがって、本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>本輸送物が本条件に置かれた場合、衝撃吸収カバーは変形するが、容器の構造部に一辺が10cmの立方体を包含するようなくぼみは生じない。</p> </td> <td>(a) - E. 6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第1号ロ</td> <td> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>本輸送物は、外寸法が外径約2.1m、全長約6.0mの円筒型容器である。</p> <p>本輸送物が本条件に置かれ、衝撃吸収カバーが変形しても、外接する直方体の各辺は10cm以上である。</p> </td> <td>(a) - F</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(a) - A. 9.1</td> </tr> </tbody> </table>	規則の項目	告示の項目	説 明	申請書記載 対応事項	第11条 本文	第1号イ	<p>第11条で示したように、設計変更後において、核分裂性輸送物に係る一般の試験条件及び核分裂性輸送物に係る特別の試験条件に置いた場合の本輸送物の損傷状態を評価している。これをふまえ、輸送中を包含する条件下において臨界に達しないことを解釈により確認している。</p> <p>設計変更において、本輸送物の経年変化の影響は、第3条第3項で示したとおりであり、第11条に関する安全解析において考慮すべき輸送物の経年変化の影響はない。</p> <p>したがって、本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>本輸送物が本条件に置かれた場合、衝撃吸収カバーは変形するが、容器の構造部に一辺が10cmの立方体を包含するようなくぼみは生じない。</p>	(a) - E. 6		第1号ロ	<p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>本輸送物は、外寸法が外径約2.1m、全長約6.0mの円筒型容器である。</p> <p>本輸送物が本条件に置かれ、衝撃吸収カバーが変形しても、外接する直方体の各辺は10cm以上である。</p>	(a) - F				(a) - A. 9.1	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 (評価見直しの反映)
規則の項目	告示の項目	説 明	申請書記載 対応事項															
第11条 本文	第1号イ	<p>第11条で示したように、設計変更後において、核分裂性輸送物に係る一般の試験条件及び核分裂性輸送物に係る特別の試験条件に置いた場合の本輸送物の損傷状態を評価している。これをふまえ、輸送中を包含する条件下において臨界に達しないことを解釈により確認している。</p> <p>設計変更において、本輸送物の経年変化の影響は、第3条第3項で示したとおりであり、第11条に関する安全解析において考慮すべき輸送物の経年変化の影響はない。</p> <p>したがって、本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>本輸送物が本条件に置かれた場合、衝撃吸収カバーは変形するが、容器の構造部に一辺が10cmの立方体を包含するようなくぼみは生じない。</p>	(a) - E. 6															
	第1号ロ	<p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>本輸送物は、外寸法が外径約2.1m、全長約6.0mの円筒型容器である。</p> <p>本輸送物が本条件に置かれ、衝撃吸収カバーが変形しても、外接する直方体の各辺は10cm以上である。</p>	(a) - F															
			(a) - A. 9.1															

(a) - G - 21

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))				今回の核燃料輸送物設計変更承認申請				備考																																																
<p>(a) 第 F. 1 表 規則及び告示に定める技術基準への適合性の評価 (4/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規則の項目</th> <th>告示の項目</th> <th>基 準</th> <th>説 明</th> <th>申請書記載対応事項</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二十一条及び第二十二条 並びに 第二十七条</td> <td>当該核分裂性輸送物と同一のものであつて原子力規制委員会の定める核分裂性輸送物に係る一般の試験条件の下に置いたものを、原子力規制委員会の定める配列率の条件下で、かつ、当該核分裂性輸送物相互の間が最大の半径干渉半径になるような状態で当該核分裂性輸送物の総配列限数の 5 倍に相当する値を複数載ることとした場合</td> <td>(同上)</td> <td>(e) - E. 4 (e) - E. 6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第二十一条及び第二十二条 並びに 第二十七条</td> <td>当該核分裂性輸送物と同一のものであつて原子力規制委員会の定める核分裂性輸送物に係る特別の試験条件の下に置いたものを、原子力規制委員会の定める配列率の条件下で、かつ、当該核分裂性輸送物相互の間が最大の半径干渉半径になるような状態で当該核分裂性輸送物の総配列限数の 5 倍に相当する値を複数載することとした場合</td> <td>(同上)</td> <td>(e) - E. 4 (e) - E. 6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第二十三条</td> <td>-40℃から 30℃までの周囲の温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される最も低い温度が特定できる場合は、この限りでない。</td> <td>本輸送容器の構成部品は -40℃から 70℃までの周囲温度の変化により、き裂、破損等が生じることはない。</td> <td>(f) - C (e) - A. 4.2 (e) - B. 4.3 (e) - B. 4.6</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				規則の項目	告示の項目	基 準	説 明	申請書記載対応事項	備考	第二十一条及び第二十二条 並びに 第二十七条	当該核分裂性輸送物と同一のものであつて原子力規制委員会の定める核分裂性輸送物に係る一般の試験条件の下に置いたものを、原子力規制委員会の定める配列率の条件下で、かつ、当該核分裂性輸送物相互の間が最大の半径干渉半径になるような状態で当該核分裂性輸送物の総配列限数の 5 倍に相当する値を複数載ることとした場合	(同上)	(e) - E. 4 (e) - E. 6			第二十一条及び第二十二条 並びに 第二十七条	当該核分裂性輸送物と同一のものであつて原子力規制委員会の定める核分裂性輸送物に係る特別の試験条件の下に置いたものを、原子力規制委員会の定める配列率の条件下で、かつ、当該核分裂性輸送物相互の間が最大の半径干渉半径になるような状態で当該核分裂性輸送物の総配列限数の 5 倍に相当する値を複数載することとした場合	(同上)	(e) - E. 4 (e) - E. 6			第二十三条	-40℃から 30℃までの周囲の温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される最も低い温度が特定できる場合は、この限りでない。	本輸送容器の構成部品は -40℃から 70℃までの周囲温度の変化により、き裂、破損等が生じることはない。	(f) - C (e) - A. 4.2 (e) - B. 4.3 (e) - B. 4.6			<p>(a) 第 G. 1 表 規則及び告示に定める技術基準への適合性の評価 (21/22)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規則の項目</th> <th>告示の項目</th> <th>説 明</th> <th>申請書記載対応事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 11 条 第 2 号 イ、ロ、ハ、 ニ、ホ</td> <td>(核分裂性輸送物に係る一般的な試験条件)</td> <td>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料に変更はない。一方、収納物として、燃料集合体の種類 (D 格子燃料) 及び収納缶が追加される。燃料集合体 (D 格子燃料) は、既存の設計での燃料集合体 (C 格子燃料) と比べ、格子形状が異なり、燃料棒の配置に差がある。この燃料棒の配置の差をふまえ、D 格子燃料及び C 格子燃料で評価を実施している。収納缶については、内包している燃料集合体の変形 (燃料棒のピッチが拡大すること) を制限するため、本評価において安全側にその存在を無視している。</td> <td>(a) - E. 2 (a) - E. 3 (a) - E. 4 (a) - E. 6</td> </tr> <tr> <td>第 24 条 (核分裂性輸送物に係る特別の試験条件)</td> <td></td> <td>設計変更により、本輸送物を核分裂性輸送物に係る一般及び特別の試験条件に置いた場合の損傷状態を踏まえ、下記に示す保守的な条件を設定し、第 11 条本文の輸送中及び第 11 条第 2 号イからホの条件を全て包含する無限配列モデルとし、SCALE コードシステム (KENO-VI コード) を用いて解析している。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 26 条 (核分裂性輸送物に係る孤立系の条件)</td> <td></td> <td>1. 輸送容器の損傷評価を考慮して、容器本体の内筒より外側の部品、並びに、蓋板、底板及び衝撃吸収カバーを無視し、軸方向に無限長かつ任意の無限配列のモデルとなるように周囲を完全反射の境界条件とする。 2. 燃料集合体の変形の可能性を考慮して、全スパンの燃料棒ピッチをロジメント内で広げる。 3. 輸送物内への浸水を仮定し、実効増倍率が最大となるように輸送容器内外の水密度を最適化する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 25 条</td> <td></td> <td>解析の結果、実効増倍率に標準偏差の 3 倍を含めても、□ (C 格子燃料の場合) 及び □ (D 格子燃料の場合) であり、臨界に達することはない。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 27 条</td> <td></td> <td>したがって、本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				規則の項目	告示の項目	説 明	申請書記載対応事項	第 11 条 第 2 号 イ、ロ、ハ、 ニ、ホ	(核分裂性輸送物に係る一般的な試験条件)	設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料に変更はない。一方、収納物として、燃料集合体の種類 (D 格子燃料) 及び収納缶が追加される。燃料集合体 (D 格子燃料) は、既存の設計での燃料集合体 (C 格子燃料) と比べ、格子形状が異なり、燃料棒の配置に差がある。この燃料棒の配置の差をふまえ、D 格子燃料及び C 格子燃料で評価を実施している。収納缶については、内包している燃料集合体の変形 (燃料棒のピッチが拡大すること) を制限するため、本評価において安全側にその存在を無視している。	(a) - E. 2 (a) - E. 3 (a) - E. 4 (a) - E. 6	第 24 条 (核分裂性輸送物に係る特別の試験条件)		設計変更により、本輸送物を核分裂性輸送物に係る一般及び特別の試験条件に置いた場合の損傷状態を踏まえ、下記に示す保守的な条件を設定し、第 11 条本文の輸送中及び第 11 条第 2 号イからホの条件を全て包含する無限配列モデルとし、SCALE コードシステム (KENO-VI コード) を用いて解析している。		第 26 条 (核分裂性輸送物に係る孤立系の条件)		1. 輸送容器の損傷評価を考慮して、容器本体の内筒より外側の部品、並びに、蓋板、底板及び衝撃吸収カバーを無視し、軸方向に無限長かつ任意の無限配列のモデルとなるように周囲を完全反射の境界条件とする。 2. 燃料集合体の変形の可能性を考慮して、全スパンの燃料棒ピッチをロジメント内で広げる。 3. 輸送物内への浸水を仮定し、実効増倍率が最大となるように輸送容器内外の水密度を最適化する。		第 25 条		解析の結果、実効増倍率に標準偏差の 3 倍を含めても、□ (C 格子燃料の場合) 及び □ (D 格子燃料の場合) であり、臨界に達することはない。		第 27 条		したがって、本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。		<p>・記載の適正化 (評価見直しの反映)</p>
規則の項目	告示の項目	基 準	説 明	申請書記載対応事項	備考																																																			
第二十一条及び第二十二条 並びに 第二十七条	当該核分裂性輸送物と同一のものであつて原子力規制委員会の定める核分裂性輸送物に係る一般の試験条件の下に置いたものを、原子力規制委員会の定める配列率の条件下で、かつ、当該核分裂性輸送物相互の間が最大の半径干渉半径になるような状態で当該核分裂性輸送物の総配列限数の 5 倍に相当する値を複数載ることとした場合	(同上)	(e) - E. 4 (e) - E. 6																																																					
第二十一条及び第二十二条 並びに 第二十七条	当該核分裂性輸送物と同一のものであつて原子力規制委員会の定める核分裂性輸送物に係る特別の試験条件の下に置いたものを、原子力規制委員会の定める配列率の条件下で、かつ、当該核分裂性輸送物相互の間が最大の半径干渉半径になるような状態で当該核分裂性輸送物の総配列限数の 5 倍に相当する値を複数載することとした場合	(同上)	(e) - E. 4 (e) - E. 6																																																					
第二十三条	-40℃から 30℃までの周囲の温度の範囲において、き裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される最も低い温度が特定できる場合は、この限りでない。	本輸送容器の構成部品は -40℃から 70℃までの周囲温度の変化により、き裂、破損等が生じることはない。	(f) - C (e) - A. 4.2 (e) - B. 4.3 (e) - B. 4.6																																																					
規則の項目	告示の項目	説 明	申請書記載対応事項																																																					
第 11 条 第 2 号 イ、ロ、ハ、 ニ、ホ	(核分裂性輸送物に係る一般的な試験条件)	設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料に変更はない。一方、収納物として、燃料集合体の種類 (D 格子燃料) 及び収納缶が追加される。燃料集合体 (D 格子燃料) は、既存の設計での燃料集合体 (C 格子燃料) と比べ、格子形状が異なり、燃料棒の配置に差がある。この燃料棒の配置の差をふまえ、D 格子燃料及び C 格子燃料で評価を実施している。収納缶については、内包している燃料集合体の変形 (燃料棒のピッチが拡大すること) を制限するため、本評価において安全側にその存在を無視している。	(a) - E. 2 (a) - E. 3 (a) - E. 4 (a) - E. 6																																																					
第 24 条 (核分裂性輸送物に係る特別の試験条件)		設計変更により、本輸送物を核分裂性輸送物に係る一般及び特別の試験条件に置いた場合の損傷状態を踏まえ、下記に示す保守的な条件を設定し、第 11 条本文の輸送中及び第 11 条第 2 号イからホの条件を全て包含する無限配列モデルとし、SCALE コードシステム (KENO-VI コード) を用いて解析している。																																																						
第 26 条 (核分裂性輸送物に係る孤立系の条件)		1. 輸送容器の損傷評価を考慮して、容器本体の内筒より外側の部品、並びに、蓋板、底板及び衝撃吸収カバーを無視し、軸方向に無限長かつ任意の無限配列のモデルとなるように周囲を完全反射の境界条件とする。 2. 燃料集合体の変形の可能性を考慮して、全スパンの燃料棒ピッチをロジメント内で広げる。 3. 輸送物内への浸水を仮定し、実効増倍率が最大となるように輸送容器内外の水密度を最適化する。																																																						
第 25 条		解析の結果、実効増倍率に標準偏差の 3 倍を含めても、□ (C 格子燃料の場合) 及び □ (D 格子燃料の場合) であり、臨界に達することはない。																																																						
第 27 条		したがって、本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。																																																						

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考								
	<p style="text-align: center;">(u) 第 G. I 表 規則及び告示に定める技術基準への適合性の評価 (22/22)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>規則の項目</th> <th>告示の項目</th> <th>説 明</th> <th>申請書記載 対応事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 11 条 第 3 号</td> <td></td> <td> <p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料、並びに輸送物に想定される温度範囲に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>本輸送容器の構成部品は -40°C から 70°C までの温度の範囲において、亀裂、破損等が生じることはない。</p> <p>また、本輸送物は冷却水を用いない乾式タイプであり、凍結により本輸送物が破損するおそれはない。</p> </td> <td> (e) - A. 3 (e) - A. 4. 2 (e) - B. 4. 3 (e) - B. 4. 6 </td></tr> </tbody> </table>	規則の項目	告示の項目	説 明	申請書記載 対応事項	第 11 条 第 3 号		<p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料、並びに輸送物に想定される温度範囲に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>本輸送容器の構成部品は -40°C から 70°C までの温度の範囲において、亀裂、破損等が生じることはない。</p> <p>また、本輸送物は冷却水を用いない乾式タイプであり、凍結により本輸送物が破損するおそれはない。</p>	(e) - A. 3 (e) - A. 4. 2 (e) - B. 4. 3 (e) - B. 4. 6	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 (評価見直しの反映)
規則の項目	告示の項目	説 明	申請書記載 対応事項							
第 11 条 第 3 号		<p>設計変更により、適合性判断を行う条件となる輸送容器の構造、材料、並びに輸送物に想定される温度範囲に変更はない。したがって、以下に示すように本輸送物が規則に定める技術基準に適合することに変更はない。</p> <p>本輸送容器の構成部品は -40°C から 70°C までの温度の範囲において、亀裂、破損等が生じることはない。</p> <p>また、本輸送物は冷却水を用いない乾式タイプであり、凍結により本輸送物が破損するおそれはない。</p>	(e) - A. 3 (e) - A. 4. 2 (e) - B. 4. 3 (e) - B. 4. 6							

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>(一) 章 輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱い方法</p> <p>(一)-A 輸送物の取扱い方法</p> <p>A.1 装荷方法</p> <p>輸送容器への収納物（燃料集合体）の装荷方法、検査及び特別な準備を以下に示す。</p> <p>(1) 事前作業及び作業準備</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 梱包作業に先立ち、燃料集合体に付着したプール水の除去作業を行い、燃料集合体の識別番号の確認及び外観検査（収納物検査）を行う。 (b) 輸送容器及び収納物のハンドリングに使用するクレーン、吊具、その他治具等は、事前に点検し、健全であることを確認する。 (c) 輸送容器の移動及び衝撃吸収カバーの取り外しを行い、輸送容器を燃料装荷作業位置に搬置きの状態で設置する。 (d) 輸送容器に転倒防止フレームを取り付け、転倒防止対策を行う。 <p>(2) 燃料装荷作業</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 蓋板締付けボルトを取り外し、アイボルトを取り付けた後、蓋板を取り外す。 (b) 輸送容器内のバスケットの外観を目視で検査する。（未臨界検査） (c) 燃料集合体を梱包材（必要に応じ）と共に収納し、輸送容器内のロジメントに装荷する。 (d) 各収納物が、装荷計画どおりのロジメントに収納されたことを確認する。 (e) 蓋板ガスケット及び上部フランジのシール面を目視により検査し、有害な変形、傷、割れ等がないことを確認する。 (f) 蓋板に新品のガスケットを取り付けた後、蓋板を輸送容器本体に設置し、蓋板締付けボルトを所定のトルクで締め付ける。 (g) クイックコネクションカバーを取り外し、ガスケットのシール面を目視により検査し、有害な変形、傷、割れ等がないことを確認する。 (h) クイックコネクションカバーに新品のガスケットを取り付けた後、クイックコネクションカバーを設置し、締付けボルトを所定のトルクで締め付ける。 (i) 上記作業においては、収納物の梱包に必要なもの以外が梱包されないことを確認しながら作業を行う。 (j) なお、遮蔽水、冷却材等の液体の充填については、本輸送容器は乾式であるため該当しない。また、上記作業において、輸送容器内に水を入れることはなく、輸送容器内部の乾燥作業及び残余水分の管理は必要としない。 <p>(一)-A-1</p>	<p>(一) 章 輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取扱い方法</p> <p>(一)-A 輸送物の取扱い方法</p> <p>A.1 装荷方法</p> <p>輸送容器への収納物（燃料集合体）の装荷方法、検査及び特別な準備を以下に示す。</p> <p>(1) 輸送容器の準備及び事前作業</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 輸送容器及び収納物のハンドリングに使用するクレーン、吊具、その他治具等は、事前に点検し、健全であることを確認する。 (b) 輸送容器の移動及び衝撃吸収カバーの取り外しを行い、輸送容器を燃料装荷作業位置に搬置きの状態で設置する。 (c) 輸送容器に転倒防止フレームを取り付け、転倒防止対策を行う。 <p>(2) 収納物の準備及び検査</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 燃料集合体の表面汚染の状況に応じて、通常、付着した汚染除去（汚染低減）を目的とした洗浄作業を行う。 (b) 使用済燃料プールに収容されている燃料集合体については、プールからの取出し時に、燃料集合体に付着したプール水の除去作業を行う。 (c) 燃料集合体（チャンネルボックスが装着されている場合はチャンネルボックスが装着された状態）の外観の確認（収納物検査）を行う。 (d) 燃料集合体表面（チャンネルボックスが装着されている場合はチャンネルボックス表面）の腐食当量を測定し、管理基準値以下であることを確認する。（收納物検査） (e) 燃料集合体の識別番号の確認（収納物検査）を行う。 <p>(3) 燃料装荷作業</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 蓋板締付けボルトを取り外し、アイボルトを取り付けた後、蓋板を取り外す。 (b) 輸送容器内のバスケットの外観を目視で検査する。（未臨界検査） (c) 遮蔽水を輸送容器内ロジメントに収容する。燃料集合体をフランジに取り付けたときの接合面に充填する。 (d) 各収納物が、装荷計画どおりのロジメントに収納されたことを確認する。また、格子形状の異なる燃料集合体が混在していないこと及びB格子の燃料集合体については、ウォーターチャンネルが同一の方向となるようにリストード（取付けられた）ことを確認する。 (e) 蓋板ガスケット及び上部フランジのシール面を目視により検査し、有害な変形、 <p>(一)-A-1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載要領の変更に伴う記載の見直し ・収納物の追加に伴う記載の見直し ・記載の適正化

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>(3) 衝撃吸収カバーの取り付け</p> <p>(a) 輸送容器を移動した後、輸送容器に前部衝撃吸収カバー及び後部衝撃吸収カバーを取り付け、締付けボルトを所定のトルクで締付ける。</p> <p>(b) []</p> <p>A. 2 輸送物の発送前検査</p> <p>(一) 第 A. 1 表に示す発送前検査を実施し、輸送物の健全性を確認する。</p> <p>A. 3 取出し方法</p> <p>輸送容器からの収納物の取出し方法及び安全上必要な措置等を以下に示す。</p> <p>(1) 作業準備</p> <p>(a) 輸送容器及び収納物のハンドリングに使用するクレーン、吊具、その他治具等は、事前に点検し、健全であることを確認する。</p> <p>(b) 輸送容器の移動及び衝撃吸収カバーの取り外しを行い、輸送容器を燃料取出し作業位置に設置き又は横置きの状態で設置する。なお、縦置き、横置きは収納物の取出し作業を実施する施設の要領に従う。</p> <p>(2) 燃料取出し作業</p> <p>(a) 蓋板の取扱い治具を用いて、蓋板締付けボルトを取り外し、蓋板を取り外す。</p> <p>(b) 燃料集合体を輸送容器のロジメントから取り出す。</p> <p>(c) 輸送容器内のバスケットの外観を目視で検査し、バスケットに異常な変形又は破損がないことを確認する。</p> <p>(d) 蓋板ガスケットの外観検査を行い、有害な傷等がないことを確認する。</p> <p>(e) 蓋板の取扱い治具を用いて、蓋板を輸送容器本体に設置し、蓋板締付けボルトを所定のトルクで締め付ける。</p> <p>A. 4 空容器の準備</p> <p>空容器の準備段階で輸送容器の外表面の外観確認を行い、輸送容器本体、蓋、衝撃吸収カバーの形状、塗装等に異常な傷又は割れがないことを確認する。補修が必要な異常が認められた場合、補修後に当該箇所の再検査を行い、補修が確実に行われたことを確認する。なお、A. 1 装荷方法に記載されたクリックコネクションカバーのガスケット交換及びシール面の確認（A. 1 (2) の (g) 及び (h)）については、必要に応じ、空容器の準備段階において事前に実施してもよい。</p>	<p>傷、割れ等がないことを確認する。</p> <p>(f) 蓋板に新品のガスケットを[]に付けて後、蓋板を輸送容器本体に設置し、蓋板締付けボルトを所定のトルクで[]する。</p> <p>(g) クリックコネクションカバーを[]し、ガスケットのシール面を目視により検査し、有害な変形、傷、割れ等がないことを確認する。</p> <p>(h) クリックコネクションカバーに新品のガスケットを[]した後、クリックコネクションカバーを設置し、締付けボルトを所定のトルクで[]する。</p> <p>(i) 上記作業においては、収納物の梱包に必要なもの以外が梱包されないことを確認しながら作業を行う。</p> <p>(j) なお、遮蔽水、冷却材等の液体の充填については、本輸送容器は乾式であるため該当しない。また、上記作業において、輸送容器内に水を入れることはなく、輸送容器内部の乾燥作業及び残留水分の管理は必要としない。</p> <p>(4) 衝撃吸収カバーの[]</p> <p>(a) 輸送容器を移動した後、輸送容器に前部衝撃吸収カバー及び後部衝撃吸収カバーを取り付け、締付けボルトを所定のトルクで締付ける。</p> <p>(b) []</p> <p>A. 2 []輸送物の発送前検査</p> <p>(一) 第 A. 1 表に示す発送前検査を実施し、輸送物の健全性を確認する。</p> <p>また、梱包に際し確認される燃料集合体表面における責任者事務の管理基準を(一) 第 A. 2 表に示す。</p>	<p>・記載の適正化</p>

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考																																																
<p>(c) 第 A.1 表 発送前検査要領</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>合格基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 外観検査</td> <td>輸送物の外観を目視により検査する。</td> <td>輸送物の形状、塗装等に異常な傷又は割れがないこと。</td> </tr> <tr> <td>2. 線量当量率検査</td> <td>輸送物の表面及び表面から 1m 離れた位置での線量当量率をサーベイメータ等で検査する。</td> <td>ガンマ線量当量率が、表面 : 2 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 表面より 1 m の距離 : 100 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ をそれぞれ超えないこと。</td> </tr> <tr> <td>3. 未臨界検査</td> <td>輸送容器内のバスケットの外観を目視で検査する。</td> <td>バスケットに異常な変形又は破損がないこと。</td> </tr> <tr> <td>4. 吊上げ検査</td> <td>輸送物を吊上げた後の状態において、トラン ion 部及びハンドリングベルトの外観を目視で検査する。</td> <td>トラン ion 部及びハンドリングベルトに異常な変形又は破損がないこと。</td> </tr> <tr> <td>5. 重量検査</td> <td>輸送容器及び収納物の合計重量を計算により求め、基準値以下であることを検査する。</td> <td>輸送物の重量が 19.5 トン以下であること。</td> </tr> <tr> <td>6. 収納物検査</td> <td>1) 収納燃料の仕様を検査する。 2) 収納物に変形又は破損がないことを目視で検査する。 3) 輸送容器内に収納されているものを目視により確認する。</td> <td>1) 収納物の仕様が車両運搬確認申請書に記載された条件又は記載予定の条件どおりであること。 2) 収納物に異常な変形又は破損がないこと。 3) 燃料集合体（チャンネルボックスが装着されている場合はその外観）に変形又は破損がないことを目視で検査する。 4) 燃料集合体外表面（チャンネルボックスが装着されている場合はその表面）のガンマ線線量当量率を測定し、管理基準値以下であることを検査する。 5) 輸送容器内に収納されているものを目視により確認する。</td> </tr> <tr> <td>7. 表面密度検査</td> <td>スミヤ法等により、輸送物の表面密度を測定する。</td> <td>α 線を放出する放射性物質 : 0.4 Bq/cm^2 を超えないこと。 α 線を放出しない放射性物質 : 4 Bq/cm^2 を超えないこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注(1) 放射能の放射能の量は、燃料集合体表面のガンマ線線量当量率が管理基準値以下であれば車両運搬確認申請書に記載された条件どおりであるため、燃料集合体外表面（チャンネルボックス付きの場合はその表面）のガンマ線線量当量率を測定し、管理基準値以下であることを検査する。</p>	検査項目	検査方法	合格基準	1. 外観検査	輸送物の外観を目視により検査する。	輸送物の形状、塗装等に異常な傷又は割れがないこと。	2. 線量当量率検査	輸送物の表面及び表面から 1m 離れた位置での線量当量率をサーベイメータ等で検査する。	ガンマ線量当量率が、表面 : 2 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 表面より 1 m の距離 : 100 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ をそれぞれ超えないこと。	3. 未臨界検査	輸送容器内のバスケットの外観を目視で検査する。	バスケットに異常な変形又は破損がないこと。	4. 吊上げ検査	輸送物を吊上げた後の状態において、トラン ion 部及びハンドリングベルトの外観を目視で検査する。	トラン ion 部及びハンドリングベルトに異常な変形又は破損がないこと。	5. 重量検査	輸送容器及び収納物の合計重量を計算により求め、基準値以下であることを検査する。	輸送物の重量が 19.5 トン以下であること。	6. 収納物検査	1) 収納燃料の仕様を検査する。 2) 収納物に変形又は破損がないことを目視で検査する。 3) 輸送容器内に収納されているものを目視により確認する。	1) 収納物の仕様が車両運搬確認申請書に記載された条件又は記載予定の条件どおりであること。 2) 収納物に異常な変形又は破損がないこと。 3) 燃料集合体（チャンネルボックスが装着されている場合はその外観）に変形又は破損がないことを目視で検査する。 4) 燃料集合体外表面（チャンネルボックスが装着されている場合はその表面）のガンマ線線量当量率を測定し、管理基準値以下であることを検査する。 5) 輸送容器内に収納されているものを目視により確認する。	7. 表面密度検査	スミヤ法等により、輸送物の表面密度を測定する。	α 線を放出する放射性物質 : 0.4 Bq/cm^2 を超えないこと。 α 線を放出しない放射性物質 : 4 Bq/cm^2 を超えないこと。	<p>(c) 第 A.1 表 発送前検査要領</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>検査方法</th> <th>合格基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 外観検査</td> <td>輸送物の外観を目視により検査する。</td> <td>輸送物の形状、塗装等に異常な傷又は割れがないこと。</td> </tr> <tr> <td>2. 線量当量率検査</td> <td>輸送物の表面及び表面から 1m 離れた位置での線量当量率をサーベイメータ等で検査する。</td> <td>ガンマ線量当量率が、表面 : 2 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 表面より 1 m の距離 : 100 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ をそれぞれ超えないこと。</td> </tr> <tr> <td>3. 未臨界検査</td> <td>輸送容器内のバスケットの外観を目視で検査する。</td> <td>バスケットに異常な変形又は破損がないこと。</td> </tr> <tr> <td>4. 吊上げ検査</td> <td>輸送物を吊上げた後の状態において、トラン ion 部及びハンドリングベルトの外観を目視で検査する。</td> <td>トラン ion 部及びハンドリングベルトに異常な変形又は破損がないこと。</td> </tr> <tr> <td>5. 重量検査</td> <td>輸送容器及び収納物の合計重量を計算により求め、基準値以下であることを検査する。</td> <td>輸送物の重量が 19.5 トン以下であること。</td> </tr> <tr> <td>6. 収納物検査</td> <td>1) 燃料集合体の仕様を検査する。 2) 収納物（燃料集合体にチャンネルボックスが装着されている場合はその外観）に変形又は破損がないことを目視で検査する。 3) 燃料集合体外表面（チャンネルボックスが装着されている場合はその表面）のガンマ線線量当量率を測定し、管理基準値以下であることを検査する。 4) 輸送容器内に収納されているものを目視により確認する。</td> <td>1) 収納物の仕様が車両運搬確認申請書に記載された条件又は記載予定の条件どおりであること。 2) 収納物に異常な変形又は破損がないことを目視で検査する。 3) 燃料集合体の部位に応じて、4 面の線量当量率の平均値が (n) 第 A.2 表に示す管理基準値を超えないこと。 4) 燃料集合体（チャンネルボックスを含む）、袋、梱包材、その他輸送容器構成部品以外のものが収納されていないこと。</td> </tr> <tr> <td>7. 表面密度検査</td> <td>スミヤ法等により、輸送物の表面密度を測定する。</td> <td>α 線を放出する放射性物質 : 0.4 Bq/cm^2 を超えないこと。 α 線を放出しない放射性物質 : 4 Bq/cm^2 を超えないこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注(1) 放射能の放射能の量は、燃料集合体表面のガンマ線線量当量率が管理基準値以下であれば車両運搬確認申請書に記載された条件どおりであるため、燃料集合体外表面（チャンネルボックス付きの場合はその表面）のガンマ線線量当量率を測定し、管理基準値以下であることを検査する。</p>	検査項目	検査方法	合格基準	1. 外観検査	輸送物の外観を目視により検査する。	輸送物の形状、塗装等に異常な傷又は割れがないこと。	2. 線量当量率検査	輸送物の表面及び表面から 1m 離れた位置での線量当量率をサーベイメータ等で検査する。	ガンマ線量当量率が、表面 : 2 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 表面より 1 m の距離 : 100 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ をそれぞれ超えないこと。	3. 未臨界検査	輸送容器内のバスケットの外観を目視で検査する。	バスケットに異常な変形又は破損がないこと。	4. 吊上げ検査	輸送物を吊上げた後の状態において、トラン ion 部及びハンドリングベルトの外観を目視で検査する。	トラン ion 部及びハンドリングベルトに異常な変形又は破損がないこと。	5. 重量検査	輸送容器及び収納物の合計重量を計算により求め、基準値以下であることを検査する。	輸送物の重量が 19.5 トン以下であること。	6. 収納物検査	1) 燃料集合体の仕様を検査する。 2) 収納物（燃料集合体にチャンネルボックスが装着されている場合はその外観）に変形又は破損がないことを目視で検査する。 3) 燃料集合体外表面（チャンネルボックスが装着されている場合はその表面）のガンマ線線量当量率を測定し、管理基準値以下であることを検査する。 4) 輸送容器内に収納されているものを目視により確認する。	1) 収納物の仕様が車両運搬確認申請書に記載された条件又は記載予定の条件どおりであること。 2) 収納物に異常な変形又は破損がないことを目視で検査する。 3) 燃料集合体の部位に応じて、4 面の線量当量率の平均値が (n) 第 A.2 表に示す管理基準値を超えないこと。 4) 燃料集合体（チャンネルボックスを含む）、袋、梱包材、その他輸送容器構成部品以外のものが収納されていないこと。	7. 表面密度検査	スミヤ法等により、輸送物の表面密度を測定する。	α 線を放出する放射性物質 : 0.4 Bq/cm^2 を超えないこと。 α 線を放出しない放射性物質 : 4 Bq/cm^2 を超えないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・収納物の追加に伴う記載の見直し
検査項目	検査方法	合格基準																																																
1. 外観検査	輸送物の外観を目視により検査する。	輸送物の形状、塗装等に異常な傷又は割れがないこと。																																																
2. 線量当量率検査	輸送物の表面及び表面から 1m 離れた位置での線量当量率をサーベイメータ等で検査する。	ガンマ線量当量率が、表面 : 2 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 表面より 1 m の距離 : 100 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ をそれぞれ超えないこと。																																																
3. 未臨界検査	輸送容器内のバスケットの外観を目視で検査する。	バスケットに異常な変形又は破損がないこと。																																																
4. 吊上げ検査	輸送物を吊上げた後の状態において、トラン ion 部及びハンドリングベルトの外観を目視で検査する。	トラン ion 部及びハンドリングベルトに異常な変形又は破損がないこと。																																																
5. 重量検査	輸送容器及び収納物の合計重量を計算により求め、基準値以下であることを検査する。	輸送物の重量が 19.5 トン以下であること。																																																
6. 収納物検査	1) 収納燃料の仕様を検査する。 2) 収納物に変形又は破損がないことを目視で検査する。 3) 輸送容器内に収納されているものを目視により確認する。	1) 収納物の仕様が車両運搬確認申請書に記載された条件又は記載予定の条件どおりであること。 2) 収納物に異常な変形又は破損がないこと。 3) 燃料集合体（チャンネルボックスが装着されている場合はその外観）に変形又は破損がないことを目視で検査する。 4) 燃料集合体外表面（チャンネルボックスが装着されている場合はその表面）のガンマ線線量当量率を測定し、管理基準値以下であることを検査する。 5) 輸送容器内に収納されているものを目視により確認する。																																																
7. 表面密度検査	スミヤ法等により、輸送物の表面密度を測定する。	α 線を放出する放射性物質 : 0.4 Bq/cm^2 を超えないこと。 α 線を放出しない放射性物質 : 4 Bq/cm^2 を超えないこと。																																																
検査項目	検査方法	合格基準																																																
1. 外観検査	輸送物の外観を目視により検査する。	輸送物の形状、塗装等に異常な傷又は割れがないこと。																																																
2. 線量当量率検査	輸送物の表面及び表面から 1m 離れた位置での線量当量率をサーベイメータ等で検査する。	ガンマ線量当量率が、表面 : 2 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 表面より 1 m の距離 : 100 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ をそれぞれ超えないこと。																																																
3. 未臨界検査	輸送容器内のバスケットの外観を目視で検査する。	バスケットに異常な変形又は破損がないこと。																																																
4. 吊上げ検査	輸送物を吊上げた後の状態において、トラン ion 部及びハンドリングベルトの外観を目視で検査する。	トラン ion 部及びハンドリングベルトに異常な変形又は破損がないこと。																																																
5. 重量検査	輸送容器及び収納物の合計重量を計算により求め、基準値以下であることを検査する。	輸送物の重量が 19.5 トン以下であること。																																																
6. 収納物検査	1) 燃料集合体の仕様を検査する。 2) 収納物（燃料集合体にチャンネルボックスが装着されている場合はその外観）に変形又は破損がないことを目視で検査する。 3) 燃料集合体外表面（チャンネルボックスが装着されている場合はその表面）のガンマ線線量当量率を測定し、管理基準値以下であることを検査する。 4) 輸送容器内に収納されているものを目視により確認する。	1) 収納物の仕様が車両運搬確認申請書に記載された条件又は記載予定の条件どおりであること。 2) 収納物に異常な変形又は破損がないことを目視で検査する。 3) 燃料集合体の部位に応じて、4 面の線量当量率の平均値が (n) 第 A.2 表に示す管理基準値を超えないこと。 4) 燃料集合体（チャンネルボックスを含む）、袋、梱包材、その他輸送容器構成部品以外のものが収納されていないこと。																																																
7. 表面密度検査	スミヤ法等により、輸送物の表面密度を測定する。	α 線を放出する放射性物質 : 0.4 Bq/cm^2 を超えないこと。 α 線を放出しない放射性物質 : 4 Bq/cm^2 を超えないこと。																																																

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考								
	<p>(a) - 第 A.2 表 燃料集合体表面の線量当量率の管理基準</p> <table border="1" data-bbox="1067 389 1606 659"> <thead> <tr> <th data-bbox="1089 397 1292 436">部 位</th><th data-bbox="1292 397 1584 436">管理基準値^{1) 2)} (mSv/h)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1089 436 1292 484">燃料集合体の上部領域 (燃料上端から □ mm の範囲³⁾)</td><td data-bbox="1292 436 1584 484"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1089 484 1292 564">燃料集合体の中間部領域 (燃料上端から 212mm 以降、 燃料下端から □ mmまでの範囲⁴⁾)</td><td data-bbox="1292 484 1584 564"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1089 564 1292 611">燃料集合体の下部領域 (燃料下端から □ mm の範囲⁵⁾)</td><td data-bbox="1292 564 1584 611"></td></tr> </tbody> </table> <p>注 1) ハンドル部を除き、燃料集合体の 4 表面 (同じ長手方向位置の 4 面) での線量当量率の平均値に対する管理基準値</p> <p>注 2) チャンネルボックスが装着されている場合は、チャンネルボックス表面での線量当量率の管理基準値</p> <p>注 3) 上部タイプレート及び上部端栓の領域</p> <p>注 4) 燃料有効部及びブレナム部の領域</p> <p>注 5) 下部タイプレート及び下部端栓の領域</p>	部 位	管理基準値 ^{1) 2)} (mSv/h)	燃料集合体の上部領域 (燃料上端から □ mm の範囲 ³⁾)		燃料集合体の中間部領域 (燃料上端から 212mm 以降、 燃料下端から □ mmまでの範囲 ⁴⁾)		燃料集合体の下部領域 (燃料下端から □ mm の範囲 ⁵⁾)		<ul style="list-style-type: none"> ・知見の更新に関する説明の追加
部 位	管理基準値 ^{1) 2)} (mSv/h)									
燃料集合体の上部領域 (燃料上端から □ mm の範囲 ³⁾)										
燃料集合体の中間部領域 (燃料上端から 212mm 以降、 燃料下端から □ mmまでの範囲 ⁴⁾)										
燃料集合体の下部領域 (燃料下端から □ mm の範囲 ⁵⁾)										

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
	<p>A.3 取出し方法</p> <p>輸送容器からの収納物の取出し方法及び安全上必要な措置等を以下に示す。</p> <p>(1) 作業準備</p> <p>(a) 輸送容器及び収納物のハンドリングに使用するクレーン、吊具、その他治具等は、事前に点検し、健全であることを確認する。</p> <p>(b) 輸送容器の移動及び衝撃吸収カバーの [] を行い、輸送容器を燃料取出し作業位置に継置き又は横置きの状態で設置する。なお、継置き、横置きは収納物の取出し作業を実施する施設の要領に従う。</p> <p>(2) 燃料取出し作業</p> <p>(a) 蓋板の取扱い治具を用いて、蓋板締付けボルトを [] し、蓋板を [] す。</p> <p>(b) [] 取り外し、燃料集合体を輸送容器のロジメントから [] す。</p> <p>(c) 輸送容器内のバスケットの外観を目視で検査し、バスケットに異常な変形又は破損がないことを確認する。</p> <p>(d) 蓋板ガスケットの外観検査を行い、有害な傷等がないことを確認する。</p> <p>(e) 蓋板の取扱い治具を用いて、蓋板を輸送容器本体に設置し、蓋板締付けボルトを所定のトルクで [] する。</p> <p>A.4 空容器の準備</p> <p>空容器の準備段階で輸送容器の外表面の外観確認を行い、輸送容器本体、蓋、衝撃吸収カバーの形状、塗装等に異常な傷又は割れがないことを確認する。補修が必要な異常が認められた場合、補修後に当該箇所の再検査を行い、補修が確実に行われたことを確認する。</p> <p>[]、可動部及び圧力調整バルブの取付け状態、並びに、各部品の各部に異常が見られない場合、適宜、部品交換等を行なう。</p> <p>なお、A.1 装荷方法に記載されたクイックコネクションカバーのガスケット交換及びシール面の確認（A.1 () の (g) 及び (h)）について、必要に応じ、空容器の準備段階において事前に実施してもよい。</p> <p><small>注1) トランシオン取付けボルトについては、取付け部に [] による防水処理が施されており、通常はボルトの外観を確認できないが、当該箇所の防水処理の状態に異常が見られた場合、適宜、[] を取外しボルトの外観を確認する。</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・収納物の追加に伴う記載の見直し ・知見の更新に関する説明の追加

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考													
<p>(一)－B 保守条件</p> <p>定期自主検査は、(一)－第B.1表に記した方法により、原則として 1 年に 1 回以上（年間の使用回数が 10 回を超えるものにあっては、使用回数 10 回ごとに 1 回以上）実施する。</p> <p>ただし、輸送容器が前回の定期自主検査から使用されずに長期間保管されている場合、輸送容器外部のみを対象とした(一)－第B.2表に記した方法での定期自主検査を行い、当該輸送容器を使用する前に輸送容器内部を含めた(一)－第B.1表に記した方法での定期自主検査を行う。</p> <p>定期自主検査の結果、補修が必要と判断された場合、次回輸送に使用する前までに補修を行う。補修後には、当該箇所の再検査を行い、補修が確実に行われたことを確認する。</p> <p>(一)－第B.1表 定期自主検査要領</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">検査項目</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">検査方法</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">合格基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">1. 外観検査</td><td style="padding: 5px;">輸送容器の本体、蓋部及び衝撃吸収カバーの外観並びに輸送容器内のバスケットの外観を目視により検査する。</td><td style="padding: 5px;">有害な変形、傷、割れ等がないこと。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2. 未臨界検査</td><td style="padding: 5px;">輸送容器内部のバスケットを目視により検査する。</td><td style="padding: 5px;">バスケットの外観形状に異常がないこと。</td></tr> </tbody> </table> <p>(一)－第B.2 表 長期間保管時の定期自主検査要領</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">検査項目</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">検査方法</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">合格基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">1. 外観検査</td><td style="padding: 5px;">輸送容器の本体及び衝撃吸収カバーの外観を目視により検査する。</td><td style="padding: 5px;">有害な変形、傷、割れ等がないこと。</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(二)－(一)－A.4 の照合欄</p> <p style="text-align: center;">(一)－B－1</p> <p style="text-align: center;">(一)－B－1</p>	検査項目	検査方法	合格基準	1. 外観検査	輸送容器の本体、蓋部及び衝撃吸収カバーの外観並びに輸送容器内のバスケットの外観を目視により検査する。	有害な変形、傷、割れ等がないこと。	2. 未臨界検査	輸送容器内部のバスケットを目視により検査する。	バスケットの外観形状に異常がないこと。	検査項目	検査方法	合格基準	1. 外観検査	輸送容器の本体及び衝撃吸収カバーの外観を目視により検査する。	有害な変形、傷、割れ等がないこと。
検査項目	検査方法	合格基準													
1. 外観検査	輸送容器の本体、蓋部及び衝撃吸収カバーの外観並びに輸送容器内のバスケットの外観を目視により検査する。	有害な変形、傷、割れ等がないこと。													
2. 未臨界検査	輸送容器内部のバスケットを目視により検査する。	バスケットの外観形状に異常がないこと。													
検査項目	検査方法	合格基準													
1. 外観検査	輸送容器の本体及び衝撃吸収カバーの外観を目視により検査する。	有害な変形、傷、割れ等がないこと。													

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成30年8月17日付三原燃第18-393号をもって申請 (平成31年2月5日付三原燃第18-1013号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>B. 1 外観検査 定期自主検査において、輸送容器の本体、蓋部及び衝撃吸収カバー並びに輸送容器内のバスケットに有害な変形、傷、割れ等がないことを目視により検査する。</p> <p>B. 2 耐圧検査 製造過程において、輸送容器内部に所定の圧力を加えて、輸送容器本体の各部に永久変形等が発生しないことを検査する。 輸送容器の供用中は、定期自主検査の外観検査において、本体及び蓋部に耐圧性能に影響するような変形、傷、割れ等がないことを目視で検査する。</p> <p>B. 3 気密漏えい検査 製造過程において、圧力上昇法等により蓋板ガスケット部、クイックコネクションカバーガスケット部の二重Oリング部に対し、漏えい率を検査する。 輸送容器の供用中は、収納物の梱包作業ごとにガスケットを新品に交換する他、蓋板ガスケット及びシール面、クイックコネクションカバーガスケット及びシール面に密封性能に影響するような有害な変形、傷、割れ等のないことを目視により検査する。</p> <p>B. 4 遮蔽検査 燃料集合体を装荷した状態で、輸送容器各部の線量当量率を測定し、遮蔽性能に劣化のないことを確認する。 なお、当該検査は線量当量率検査として発送前検査時に実施する。</p> <p>B. 5 未臨界検査 定期自主検査において、輸送容器内のバスケットの外観形状に異常のないことを目視で検査する。</p> <p>B. 6 熱検査 収納物の発熱は無視できるため該当しない。</p> <p>B. 7 吊上検査 輸送容器を吊上げた後にトラニオン部及びハンドリングベルトの外観形状を目視で確認し異常な変形等がないことを検査する。</p> <p>(a) - B - 2</p>	<p>B. 1 外観検査 定期自主検査において、輸送容器の本体、蓋部及び衝撃吸収カバー並びに輸送容器内のバスケットに有害な変形、傷、割れ等がないことを目視により検査する。</p> <p>B. 2 耐圧検査 製造過程において、輸送容器内部に所定の圧力を加えて、輸送容器本体の各部に永久変形等が発生しないことを検査する。 輸送容器の供用中は、定期自主検査の外観検査において、本体及び蓋部に耐圧性能に影響するような変形、傷、割れ等がないことを目視で検査する。</p> <p>B. 3 気密漏えい検査 製造過程において、圧力上昇法等により蓋板ガスケット部、クイックコネクションカバーガスケット部の二重Oリング部に対し、漏えい率を検査する。 輸送容器の供用中は、収納物の梱包作業ごとにガスケットを新品に交換する他、蓋板ガスケット及びシール面、クイックコネクションカバーガスケット及びシール面に密封性能に影響するような有害な変形、傷、割れ等のないことを目視により検査する。</p> <p>B. 4 遮蔽検査 燃料集合体を装荷した状態で、輸送容器各部の線量当量率を測定し、遮蔽性能に劣化のないことを確認する。 なお、当該検査は線量当量率検査として発送前検査時に実施する。</p> <p>B. 5 未臨界検査 定期自主検査において、輸送容器内のバスケットの外観形状に異常のないことを目視で検査する。</p> <p>B. 6 熱検査 収納物の発熱は無視できるため該当しない。</p> <p>B. 7 吊上検査 輸送容器を吊上げた後にトラニオン部及びハンドリングベルトの外観形状を目視で確認し異常な変形等がないことを検査する。</p> <p>(a) - B - 2</p>	—

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>なお、当該検査は発送前検査時に実施する。</p> <p>B.8 作動確認検査 本輸送容器では、付属冷却システム、中性子遮蔽タンク及びその他の補助系は使用していないため該当しない。</p> <p>B.9 補助系の保守 本輸送容器には、補助系を設けていないため該当しない。</p> <p>B.10 密封装置の弁、ガスケット等の保守 本輸送容器に弁・バルブ等は設けていない。 密封境界を構成する蓋板ガスケット及びクイックコネクションカバーガスケットは、収納物の装荷の都度、新品に交換する。</p> <p>B.11 輸送容器の保管 輸送容器の保管は屋内で行うか、屋外に防水シートをかけて保管し、雨水がかからないようにする。</p> <p>B.12 記録の保管 本輸送容器供用中は、製作時検査記録、定期自主検査記録を保管する。</p> <p>B.13 その他 特になし。</p>	<p>なお、当該検査は発送前検査時に実施する。</p> <p>B.8 作動確認検査 本輸送容器では、付属冷却システム、中性子遮蔽タンク及びその他の補助系は使用していないため該当しない。</p> <p>B.9 補助系の保守 本輸送容器には、補助系を設けていないため該当しない。</p> <p>B.10 密封装置の弁、ガスケット等の保守 本輸送容器に弁・バルブ等は設けていない。 密封境界を構成する蓋板ガスケット及びクイックコネクションカバーガスケットは、収納物の装荷の都度、新品に交換する。</p> <p>B.11 輸送容器の保管 輸送容器の保管は屋内で行うか、屋外に防水シートをかけて保管し、雨水がかからないようにする。</p> <p>B.12 記録の保管 本輸送容器供用中は、製作時検査記録、定期自主検査記録を保管する。</p> <p>B.13 その他 特になし。</p>	

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>(a) 章 安全設計及び安全輸送に関する特記事項 特記事項なし。</p>	<p>■章 安全設計及び安全輸送に関する特記事項 本輸送物の安全設計、安全輸送に関する特記事項は以下のものとする。</p> <p>1. 木材の取扱いについて 安全性向上の観点から、技術材として使用する木材の経年変化に関する知見の拡充の取り組みの一環として、容器の使用に際しては、密度、輸送容器の使用履歴を蓄積し、木材温度が既往実績のある温度の範囲内となる環境温度で輸送を行う。</p> <p>2. 技術基準が変更となった場合及び新たな技術的知見が得られた場合の対応について 外運規則等の改正に伴い本輸送物に係る技術上の基準が変更となった場合及び新たな技術的知見が得られた場合は、設計への影響を評価し、必要に応じて設計変更承認申請の手続きを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載要領の変更に伴う記載の適正化 知見の更新に関する説明の追加

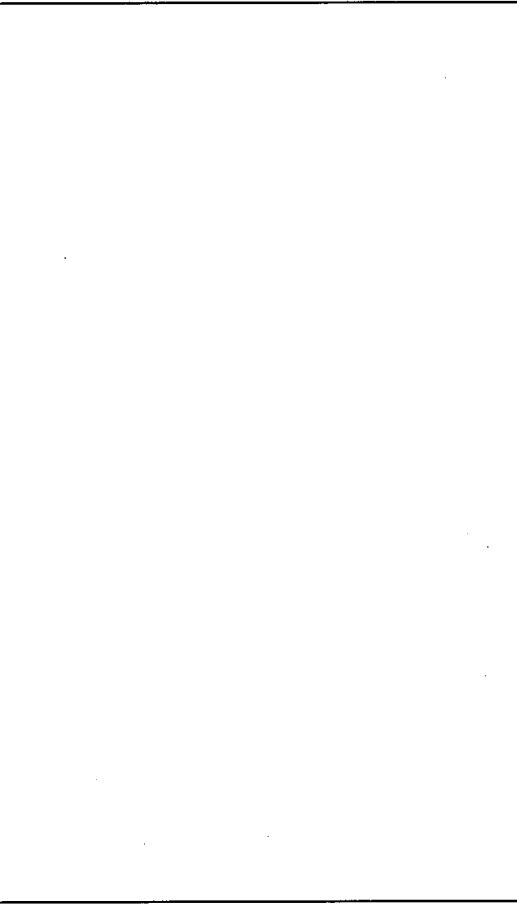
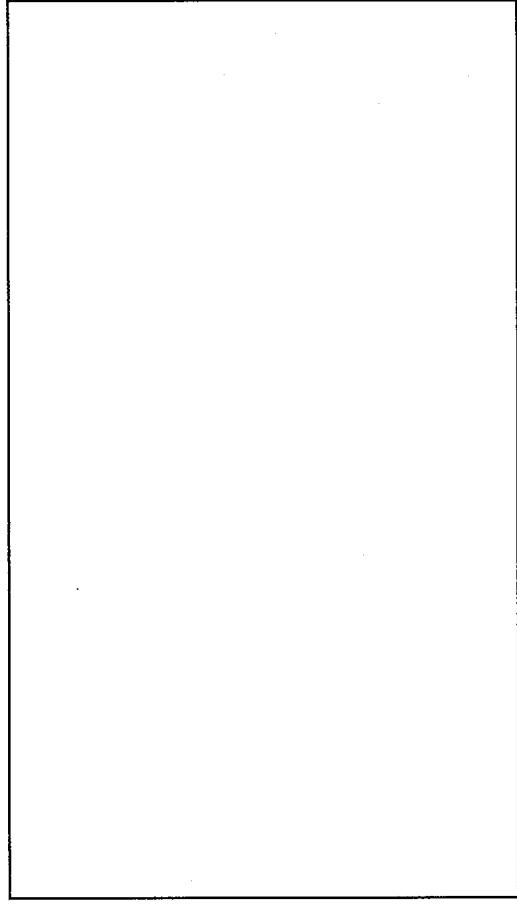
核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>参考 輸送容器の製作の方法の概要に関する説明</p> <p>参考-A 輸送容器の製作方法</p> <p>A.1 製作工程</p> <p>本輸送容器の製作に関する諸工程は、わち材料調達、成形、切断、溶接、熱処理、補修、検査及び試験は、原則として CODAP Code division 2 によって行う。</p> <p>以下に主要部品の製作工程及び手順を説明する。</p> <p>本体及び蓋部の製作工程をそれぞれ(參)一第 A.1 図及び(參)一第 A.2 図に示す。</p> <p>本体は、[]により組立てた内筒、[]した[]を[]することにより作られる。</p> <p>また、□プレートが[]取付けられる。</p> <p>[] [] []</p> <p>胴外板の外面は塗装が施される。</p> <p>内筒と胴ガセットと胴外板で囲まれた領域及び底板部にはレジンが□される。</p> <p>トランイオンは[]した後、本体へボルトで取付けられる。</p> <p>ハンドリングベルトは、[]ことにより作られ、本体に取付けられる。</p> <p>蓋部は、[]した蓋板とレジンを□した蓋部レジンカバーにより構成される。</p> <p>衝撃吸収カバーの製作工程を(參)一第 A.3 図に示す。</p> <p>前部・後部衝撃吸収カバーは、[]を□により組立て、[]材を充填した後、[]することにより作られる。</p> <p>前部衝撃吸収カバーには[]が組込まれる。また、[]</p> <p>前部・後部衝撃吸収カバーはボルトにより容器本体に装着される。</p> <p>バスケットの製作工程を(參)一第 A.4 図に示す。</p> <p>ロジメントは、□枚のボロン入りステンレス鋼板を[]することにより作られる、[]とともに組立てられる。</p> <p>[]には追加遮蔽板が配置され、[]アルミスペーサーがあるりは追加遮蔽板に□される。</p> <p>バスケットは[]によって□に固定される。</p> <p>参考-A-1</p>	<p>参考 輸送容器の製作の方法の概要に関する説明</p> <p>参考-A 輸送容器の製作方法</p> <p>A.1 製作工程</p> <p>本輸送容器の製作に関する諸工程は、原則として CODAP []によって行う。</p> <p>以下に主要部品の製作工程及び手順を説明する。</p> <p>本体の製作工程の例を(參)一第 A.1 図に示す。</p> <p>本体は、[]により組立てた内筒、[]した[]を[]することにより作られる。</p> <p>また、□プレートが[]取付けられる。</p> <p>[] [] []</p> <p>内筒と胴ガセットと胴外板で囲まれた領域及び底板部にはレジンが□される。</p> <p>トランイオンは[]した後、本体へボルトで取付けられる。</p> <p>胴外板の外面は塗装が施される。</p> <p>ハンドリングベルトは、[]ことにより作られ、本体に取付けられる。</p> <p>蓋部の製作工程の例を(參)一第 A.2 図に示す。</p> <p>蓋部は、[]した蓋板とレジンを□した蓋部レジンカバーにより構成される。</p> <p>衝撃吸収カバーの製作工程の例を(參)一第 A.3 図に示す。</p> <p>前部・後部衝撃吸収カバーは、[]を□組立て、[]材を充填した後、[]することにより作られる。前部衝撃吸収カバーには[]と[]が組込まれる。</p> <p>また、前部・後部衝撃吸収カバーの外面には、吊上げラグと端部[]が取付けられる。</p> <p>前部・後部衝撃吸収カバーはボルトにより容器本体に装着される。</p> <p>バスケットの製作工程の例を(參)一第 A.4 図に示す。</p> <p>ロジメントは、□枚のボロン入りステンレス鋼板を[]することにより作られる、[]とともに組立てられる。</p> <p>[]には追加遮蔽板が配置され、[]アルミスペーサーがあるりは追加遮蔽板に□される。</p> <p>バスケットは[]によって□に固定される。</p> <p>参考-A-1</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化

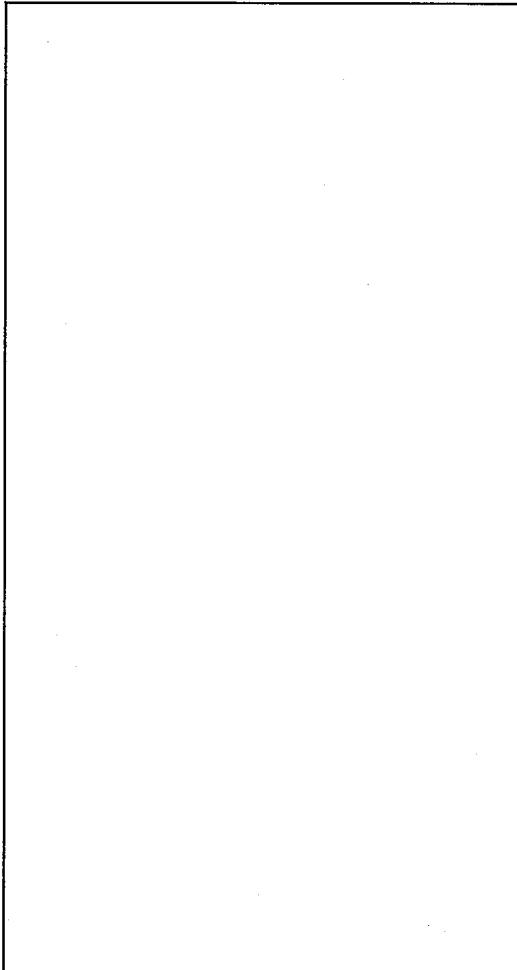
核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>参考-A-2</p> <p>(參)一第A.1図 輸送容器本体の製作工程</p>	<p>参考-A-2</p> <p>(參)一第A.1図 輸送容器本体の製作工程</p>	<ul style="list-style-type: none">記載の適正化

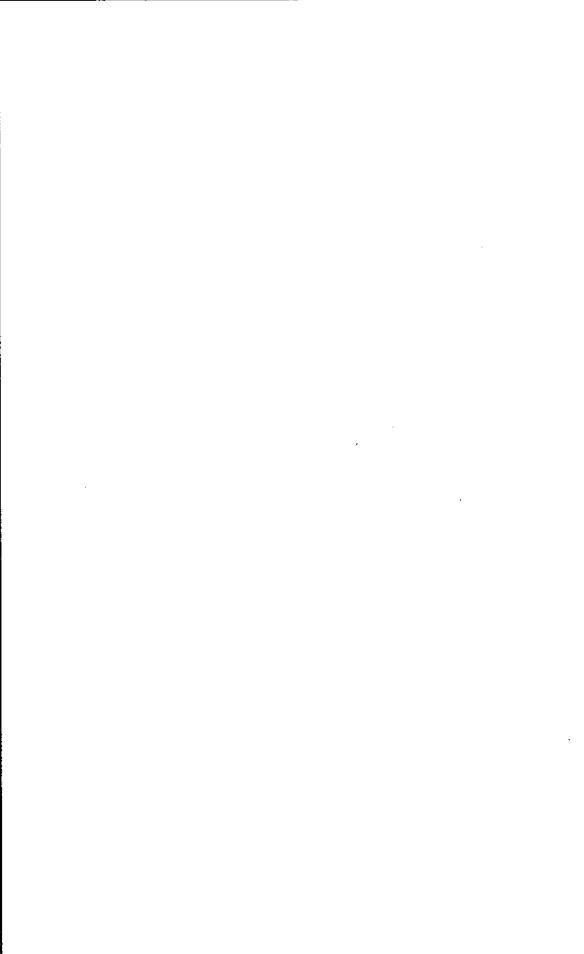
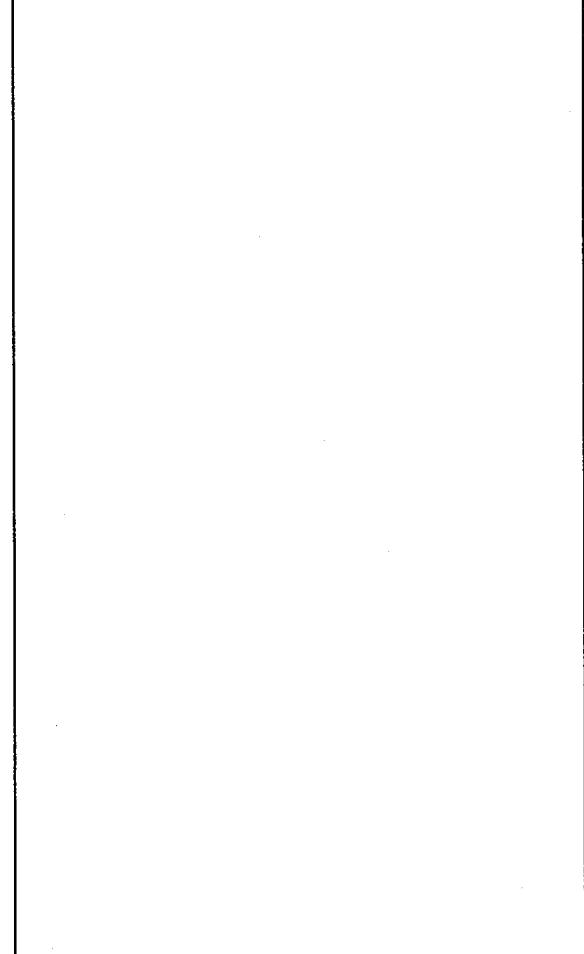
核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>参考-A-3</p> <p>(參)第一第A.2図 輸送容器蓋部の製作工程</p> 	<p>参考-A-3</p> <p>(參)第一第A.2図 輸送容器蓋部の製作工程</p> 	<ul style="list-style-type: none">記載の適正化

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
 <p data-bbox="505 1295 584 1310">参考-A-4</p> <p data-bbox="797 643 820 961">(參)一第A.3 図 輸送容器新規取カバーの製作工程</p>	 <p data-bbox="1292 1295 1359 1310">参考-A-4</p> <p data-bbox="1539 643 1561 961">(參)一第A.3 図 輸送容器新規取カバーの製作工程</p>	<ul style="list-style-type: none">記載の適正化

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>(参考) - 第 A-4 図 輸送容器ベースケートの製作工程</p>  <p>参考-A-5</p>	<p>(参考) - 第 A-4 図 輸送容器ベースケートの製作工程</p>  <p>参考-A-5</p>	<ul style="list-style-type: none">記載の適正化

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成30年8月17日付三原燃第18-393号をもって申請 (平成31年2月5日付三原燃第18-1013号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>A.2 材料の説明 主要な部品について、材料区分と適用規格を(參)第一表に示す。</p> <p>A.2.1 板材料 □ []においてそれぞれ使用されるステンレス鋼板は、□ []ステンレス鋼及び□ []ステンレス鋼であり、使用条件下における材料の腐食の問題はない。 □プレートには□ []を施し耐食性を増している。 これらの材料は、切断、穴あけ、曲げ、溶接等の各種製作法においても特性を失うことなく加工可能である。</p> <p>A.2.2 管材類 本容器に使用されている主な管材は、□ [] □ステンレス鋼管のチューブである。</p> <p>A.2.3 鋳造品、ボルト・ナット類 □ []に使用される鋳造材は、□ []ステンレス鋼であり使用条件下における材料の腐食の問題はない。 □ []の鋳造材であり使用条件下における材料の腐食の問題はない。 □ []の締付けに使用されるボルト材は合金鋼であり、□ []を施し耐食性を増している。</p> <p>A.2.4 溶接用電極・棒・ワイヤ 本輸送容器の溶接材料は□ []の規格に従う。 本輸送容器の主要部に使用される溶接材料の一例を(參)第一表に示す。 これらの溶接材料を用いることにより、いずれの溶接部も母材と同等以上の耐食性・強度が確保される。</p>	<p>A.2 材料の説明 主要な部品について、材料区分と適用規格を(參)第一表に示す。</p> <p>A.2.1 板材料 □ []においてそれぞれ使用されるステンレス鋼板は、□ []ステンレス鋼及び□ []ステンレス鋼であり、使用条件下における材料の腐食の問題はない。 また、□ []アルミニウム合金は、表面の不動態皮膜により使用条件下における材料の腐食の問題はない。 □プレートには□ []を施し耐食性を増している。 これらの材料は、切断、穴あけ、曲げ、溶接等の各種製作法においても特性を失うことなく加工可能である。</p> <p>A.2.2 管材類 本輸送容器に使用されている主な管材は、□ [] □ []ステンレス鋼のチューブであり、材料の腐食の問題はない。 また、この材料は、切断、穴あけ、溶接等の各種製作法においても特性を失うことなく加工可能である。</p> <p>A.2.3 鋳造品、ボルト・ナット類 □ []に使用される鋳造材は、□ []ステンレス鋼であり使用条件下における材料の腐食の問題はない。 □ []の鋳造材であり使用条件下における材料の腐食の問題はない。 □ []の締付けに使用されるボルト材は合金鋼であり、□ []を施し耐食性を増している。</p> <p>A.2.4 溶接用電極・棒・ワイヤ 本輸送容器の溶接材料は□ []の規格に従う。 本輸送容器の主要部に使用される溶接材料の一例を(參)第一表に示す。 これらの溶接材料を用いることにより、いずれの溶接部も母材と同等以上の耐食性・強度が確保される。</p>	<p>・記載の適正化</p>

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考																																																																																																			
<p>(参) 第A.1表 主要部品の材料区分と適用規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 品</th> <th>材料区分</th> <th>適 用 規 格¹⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>内筒、胴ガセット、胴外板</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ハンドリングベルト(上部/下部ベルト)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>□</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>上部フランジ、底板</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>トラニオン</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>蓋板</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>衝撃吸収カバー外板、□</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>蓋板締付けボルト</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>トラニオン取付けボルト</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>吊りハンドル、吊りハンドル取付けビン</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>連結ボルト</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ロジメント (バスケット)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>□ (バスケット)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>□ (バスケット)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>アルミスペーサー (バスケット)</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>1) 記載の規格材料又は相当品を用いる。</p> <p>参考-A-8</p>	部 品	材料区分	適 用 規 格 ¹⁾	内筒、胴ガセット、胴外板			ハンドリングベルト(上部/下部ベルト)			□			上部フランジ、底板			トラニオン			蓋板			衝撃吸収カバー外板、□			蓋板締付けボルト			トラニオン取付けボルト			吊りハンドル、吊りハンドル取付けビン			連結ボルト			ロジメント (バスケット)			□ (バスケット)			□ (バスケット)			アルミスペーサー (バスケット)			<p>(参) 第A.1表 主要部品の材料区分と適用規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 品</th> <th>材料区分</th> <th>適 用 規 格¹⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>内筒、胴ガセット、胴外板</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>上部フランジ、底板</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>トラニオン</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>トラニオン取付けボルト</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>□ (レール)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ハンドリングベルト(上部/下部ベルト)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>吊りハンドル、吊りハンドル取付けビン</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>連結ボルト</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>蓋板</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>蓋板締付けボルト</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ロジメント (バスケット)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>□ (バスケット)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>□ (バスケット)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>■加厚板 (バスケット)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>アルミスペーサー (バスケット)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>衝撃吸収カバー外板、□</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>1) 記載の規格材料又は相当品を用いる。</p> <p>参考-A-7</p>	部 品	材料区分	適 用 規 格 ¹⁾	内筒、胴ガセット、胴外板			上部フランジ、底板			トラニオン			トラニオン取付けボルト			□ (レール)			ハンドリングベルト(上部/下部ベルト)			吊りハンドル、吊りハンドル取付けビン			連結ボルト			蓋板			蓋板締付けボルト			ロジメント (バスケット)			□ (バスケット)			□ (バスケット)			■加厚板 (バスケット)			アルミスペーサー (バスケット)			衝撃吸収カバー外板、□			<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化
部 品	材料区分	適 用 規 格 ¹⁾																																																																																																			
内筒、胴ガセット、胴外板																																																																																																					
ハンドリングベルト(上部/下部ベルト)																																																																																																					
□																																																																																																					
上部フランジ、底板																																																																																																					
トラニオン																																																																																																					
蓋板																																																																																																					
衝撃吸収カバー外板、□																																																																																																					
蓋板締付けボルト																																																																																																					
トラニオン取付けボルト																																																																																																					
吊りハンドル、吊りハンドル取付けビン																																																																																																					
連結ボルト																																																																																																					
ロジメント (バスケット)																																																																																																					
□ (バスケット)																																																																																																					
□ (バスケット)																																																																																																					
アルミスペーサー (バスケット)																																																																																																					
部 品	材料区分	適 用 規 格 ¹⁾																																																																																																			
内筒、胴ガセット、胴外板																																																																																																					
上部フランジ、底板																																																																																																					
トラニオン																																																																																																					
トラニオン取付けボルト																																																																																																					
□ (レール)																																																																																																					
ハンドリングベルト(上部/下部ベルト)																																																																																																					
吊りハンドル、吊りハンドル取付けビン																																																																																																					
連結ボルト																																																																																																					
蓋板																																																																																																					
蓋板締付けボルト																																																																																																					
ロジメント (バスケット)																																																																																																					
□ (バスケット)																																																																																																					
□ (バスケット)																																																																																																					
■加厚板 (バスケット)																																																																																																					
アルミスペーサー (バスケット)																																																																																																					
衝撃吸収カバー外板、□																																																																																																					

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考												
<p>(参)一第A.2表 主要溶接材料の一例</p> <table border="1" data-bbox="269 429 842 1199"> <thead> <tr> <th data-bbox="269 429 505 460">溶接適用箇所</th> <th data-bbox="505 429 685 460">溶接のタイプ</th> <th data-bbox="685 429 842 460">適用規格¹⁾又は溶接材料銘柄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td data-bbox="269 460 842 1199"></td><td data-bbox="269 460 842 1199"></td><td data-bbox="269 460 842 1199"></td></tr> </tbody> </table> <p>1) 記載の規格材料又は相当品を用いる。</p> <p>参考-A-9</p>	溶接適用箇所	溶接のタイプ	適用規格 ¹⁾ 又は溶接材料銘柄				<p>(参)一第A.2表 主要溶接材料の一例</p> <table border="1" data-bbox="1044 429 1617 1159"> <thead> <tr> <th data-bbox="1044 429 1280 460">溶接適用箇所</th> <th data-bbox="1280 429 1460 460">溶接法</th> <th data-bbox="1460 429 1617 460">適用規格¹⁾又は溶接材料銘柄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td data-bbox="1044 460 1617 1159"></td><td data-bbox="1044 460 1617 1159"></td><td data-bbox="1044 460 1617 1159"></td></tr> </tbody> </table> <p>1) 記載の規格材料又は相当品を用いる。</p> <p>参考-A-8</p>	溶接適用箇所	溶接法	適用規格 ¹⁾ 又は溶接材料銘柄				<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化
溶接適用箇所	溶接のタイプ	適用規格 ¹⁾ 又は溶接材料銘柄												
溶接適用箇所	溶接法	適用規格 ¹⁾ 又は溶接材料銘柄												

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>A.2.5 特殊材料</p> <p>(1) 中性子遮蔽材</p> <p>中性子遮蔽材として、レジンが本体の内筒と胴ガセットと胴外板で囲まれた領域、底部及び蓋部レジンカバー内にそれぞれ□される。このレジンの□時の製作工程を A.4.2 に示す。</p> <p>(2) 緩衝材</p> <p>落下衝撃等の緩衝材として前部・後部衝撃吸収カバーに□材が使用される。□材は□、衝撃吸収カバーの中に密閉されるのでその性能が維持される。</p>	<p>A.2.5 特殊材料</p> <p>(1) 中性子遮蔽材</p> <p>中性子遮蔽材として、レジンが本体の内筒と胴ガセットと胴外板で囲まれた領域、底部及び蓋部レジンカバー内にそれぞれ□される。このレジンの□時の製作工程を A.4.2 に示す。</p> <p>(2) 緩衝材</p> <p>落下衝撃時の緩衝材として前部・後部衝撃吸収カバーに□材が使用される。使用される□は製作時に確認される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化

参考-A-7

参考-A-9

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>A.2.6 ミルシート</p> <p>受け入れられた材料についてはミルシートと照合し、規定どおりの材料であることを確認する。主要部品におけるミルシートの確認内容は次のとおりである。</p> <p>(1) 本体部品</p> <p>内筒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学成分 ・機械的性質 : [] ・非破壊検査結果 : [] <p>胴ガセット及び胴外板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学成分 ・機械的性質 : [] ・非破壊検査結果 : [] <p>上部フランジ及び底板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学成分 ・機械的性質 : [] ・非破壊検査結果 : [] <p>トランイオン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学成分 ・機械的性質 : [] ・非破壊検査結果 : [] <p>トランイオン取付けボルト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学成分 ・機械的性質 : [] ・非破壊検査結果 : [] <p>□プレート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学成分 <p>ハンドリングベルト(上部/下部ベルト)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学成分 ・機械的性質 : [] ・非破壊検査結果 : [] <p>吊りハンドル、吊りハンドル取付けビン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学成分 ・機械的性質 : [] 		

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>・非破壊検査結果 : []</p> <p>連結ボルト</p> <p>・化学成分</p> <p>・機械的性質 : []</p> <p>・非破壊検査結果 : []</p> <p>(2) 蓋部部品</p> <p>蓋板</p> <p>・化学成分</p> <p>・機械的性質 : []</p> <p>・非破壊検査結果 : []</p> <p>蓋板締付けボルト</p> <p>・化学成分</p> <p>・機械的性質 : []</p> <p>・非破壊検査結果 : []</p> <p>(3) バスケット部品</p> <p>ロジメント</p> <p>・化学成分</p> <p>・機械的性質 : []</p> <p>・非破壊検査結果 : []</p> <p>[]</p> <p>・化学成分</p> <p>・機械的性質 : []</p> <p>アルミスペーサー</p> <p>・化学成分</p> <p>・機械的性質 : []</p> <p>追加遮蔽板</p> <p>・化学成分</p> <p>[]</p> <p>・化学成分</p> <p>・機械的性質 : []</p> <p>(4) 前部・後部衝撃吸収カバー部品</p> <p>外板、[]</p>	<p>・機械的性質 : []</p> <p>・非破壊検査結果 : []</p> <p><input type="checkbox"/>プレート</p> <p>・化学成分</p> <p>ハンドリングベルト(上部/下部ベルト)</p> <p>・化学成分</p> <p>・機械的性質 : []</p> <p>・非破壊検査結果 : []</p> <p>吊りハンドル、吊りハンドル取付けピン</p> <p>・化学成分</p> <p>・機械的性質 : []</p> <p>・非破壊検査結果 : []</p> <p>連結ボルト</p> <p>・化学成分</p> <p>・機械的性質 : []</p> <p>・非破壊検査結果 : []</p> <p>(2) 蓋部部品</p> <p>蓋板</p> <p>・化学成分</p> <p>・機械的性質 : []</p> <p>・非破壊検査結果 : []</p> <p>蓋板締付けボルト</p> <p>・化学成分</p> <p>・機械的性質 : []</p> <p>・非破壊検査結果 : []</p> <p>(3) バスケット部品</p> <p>ロジメント</p> <p>・化学成分</p> <p>・機械的性質 : []</p> <p>・非破壊検査結果 : []</p> <p>[]</p> <p>・化学成分</p>	<p>・記載の適正化</p>

参考-A-11

参考-A-10

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成30年8月17日付三原燃第18-393号をもって申請 (平成31年2月5日付三原燃第18-1013号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>・化学成分 ・機械的性質 : []</p> <p>[]</p> <p>・化学成分 ・機械的性質 : []</p> <p>A.2.7 材料の欠陥部の修理 欠陥の修理及び検査は原則として CODAP 規格に従う。 たとえば []</p> <p>A.2.8 材料の切断 本輸送容器を製作するにあたり、素材として鍛造材、板材などが使われており、最終寸法へ加工する過程で切断が行われる。材料の切断について以下に述べる。 ・鍛造材 : [] は厚肉の鍛造材であり、[] [] ・板材 : [] [] などに使用されるステンレス鋼板は [] により板取りを行う。その後、機械加工により開先加工する。機械加工により開先加工できない形状の部分は [] により開先加工した後 [] により寸法を整える。</p> <p>A.2.9 材料の成型 本輸送容器は各種の部材から構成されているが、素材に要求される品質及び形状により各種の成型方法が採用される。 素材の購入にあたっては、材料仕様書を発行し、品質要求をあらかじめ明確にする。素材の製造部門では、これらの品質要求を満たすように製造方法を計画し製造する。 [] 材料の成型について以下に述べる。 ・鍛造材 : [] など大型の部材は、品質上の各種要求を満足させることができるプロセスに従い、[] 成形される。 [] は [] から機械加工により成型される。</p>	<p>・機械的性質 : []</p> <p>[]</p> <p>・化学成分 ・機械的性質 : []</p> <p>追加遮蔽板 ・化学成分 アルミスペーサー ・化学成分 ・機械的性質 : []</p> <p>(4) 前部・後部衝撃吸収カバー部品 外板 : [] ・化学成分 ・機械的性質 : []</p> <p>A.2.7 材料の欠陥部の修理 欠陥の修理及び検査は原則として CODAP 規格に従う。 たとえば []</p> <p>A.2.8 材料の切断 本輸送容器を製作するにあたり、素材として鍛造材、板材 [] が使われており、最終寸法へ加工する過程で切断が行われる。材料の切断について以下に述べる。 ・鍛造材 : [] は厚肉の鍛造材であり、[] [] ・板材 : [] [] などに使用されるステンレス鋼板は [] により板取りを行う。その後、機械加工により開先加工する。機械加工により開先加工できない形状の部分は [] により開先加工した後 [] により寸法を整える。</p> <p>A.2.9 材料の成型 本輸送容器は各種の部材から構成されているが、素材に要求される品質及び形状により</p>	<p>・記載の適正化</p>

参考-A-12

参考-A-11

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>・板材 : [] など本輸送容器の製作に使用されている板材のうち、曲げ加工を必要とする部材は [] [] 加工が可能であり、この方法が採用される。</p>	<p>各種の成形方法が採用される。 材料の成形の例について以下に記述する。</p> <p>・鍛造材 : [] など大型の部材は、品質上の各種要求を満足させることができるプロセスに従い、[] 成形される。 [] は [] から機械加工により成型される。</p> <p>・板材 : [] など本輸送容器の製作に使用されている板材のうち、曲げ加工を必要とする部材は、[] [] 加工が採用される。</p>	<p>・記載の適正化</p>

参考-A-13

参考-A-12

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>A.3 溶接</p> <p>A.3.1 溶接方法及び材料</p> <p>本容器の溶接は、NF EN [] か NF EN ISO [] 又は同等の規格に従って実施した溶接施工法確認試験に合格した施工法により行う。</p> <p>輸送容器の溶接には以下の溶接法が用いられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被覆アーケ溶接 (SMAW) 同溶接は、被覆剤を塗った溶接棒と被溶接部の間に発生させたアーケの熱を利用して溶接する方法である。また、同溶接は手動溶接であるため、溶接棒を使用する。 ・ガスタンクステンアーケ溶接 (GTAW、通称 TIG 溶接) 同溶接は、タンクステン金属電極と溶接物の間に発生させたアーケで溶接線を溶かして溶接する方法であり、電極の周囲からアルゴンガス等を流してシールドを行う。手動溶接、自動溶接ともに適用可能である。 ・電子ビーム溶接 (EBW) 同溶接は、真空中で発生させた高速の電子ビームを当て、その衝撃発熱を利用して溶接する方法である。 ・プラズマアーケ溶接 (PAW) 同溶接は、拘束されたアーケプラズマを熱源として用いる非消耗電極式ガスシールドアーケ溶接法である。 また、電極の周囲からアルゴンガス等を流してシールドを行う。 ・ガスシールドフラックス入りワイヤメタルアーケ溶接 (FCAW) 同溶接は半自動溶接の一種であって、消耗フラックス入りワイヤを電動機その他の機械的装置により連続的に供給し、このワイヤを電極として母材との間にアーケを発生させて溶接を行う方法であり、電極の周囲から CO₂ ガス等を流してシールドを行う。 <p>各溶接材料については A.2.4 に示したとおりである。</p> <p>A.3.2 溶接機の管理及び作業員資格</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 溶接機の管理 溶接機は保守計画にしたがって定期的に保守、点検が行われる。 (2) 作業員資格 輸送容器に関するすべての作業員（溶接士）は、溶接士技量認定試験に合格していかなければならない。技量認定試験は NF EN [] 又は同等の規格に従って行われる。 	<p>A.3 溶接</p> <p>A.3.1 溶接方法及び材料</p> <p>本容器の溶接は、NF EN [] か NF EN ISO [] 又は同等の規格に従って実施した溶接施工法確認試験に合格した施工法により行う。</p> <p>輸送容器の溶接には以下の溶接方法()又はそれらの組合せが用いられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被覆アーケ溶接 (SMAW) 同溶接は、被覆剤を塗った溶接棒と被溶接部の間に発生させたアーケの熱を利用して溶接する方法である。また、同溶接は手動溶接であるため、溶接棒を使用する。 ・ガスタンクステンアーケ溶接 (GTAW、通称 TIG 溶接) 同溶接は、タンクステン金属電極と溶接物の間に発生させたアーケで溶接線を溶かして溶接する方法であり、電極の周囲からアルゴンガス等を流してシールドを行う。手動溶接、自動溶接ともに適用可能である。 ・電子ビーム溶接 (EBW) 同溶接は、真空中で発生させた高速の電子ビームを当て、その衝撃発熱を利用して溶接する方法である。 ・プラズマアーケ溶接 (PAW) 同溶接は、拘束されたアーケプラズマを熱源として用いる非消耗電極式ガスシールドアーケ溶接法である。 また、電極の周囲からアルゴンガス等を流してシールドを行う。 ・ガスシールドフラックス入りワイヤメタルアーケ溶接 (FCAW) 同溶接は半自動溶接の一種であって、消耗フラックス入りワイヤを電動機その他の機械的装置により連続的に供給し、このワイヤを電極として母材との間にアーケを発生させて溶接を行う方法であり、電極の周囲から CO₂ ガス等を流してシールドを行う。 <p>各溶接材料については A.2.4 に示したとおりである。</p> <p>A.3.2 溶接機の管理及び溶接士資格</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 溶接機の管理 溶接機は保守計画にて定期的に保守、点検が行われる。 (2) 溶接士資格 輸送容器に関するての溶接士は、溶接士技量認定試験に合格していかなければならない。技量認定試験は NF EN [] 又は同等の規格に従って行われる。 	<p>参考-A-14</p> <p>参考-A-13</p> <p>・記載の適正化</p>

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

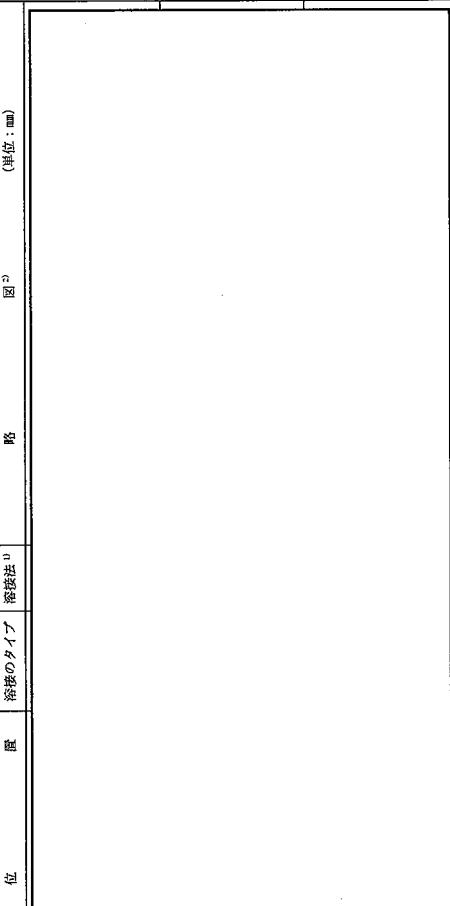
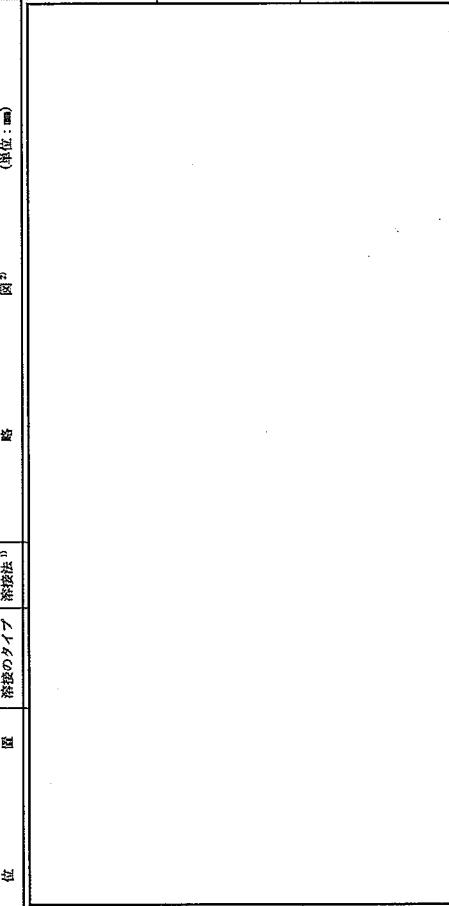
前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>A. 3.3 溶接の主要事項に関する説明</p> <p>溶接部の(1)最低予熱温度、(2)最高層間温度、(3)開先等の主要寸法及び形状、(4)溶接表面の洗浄、(5)溶接後の溶接位置の許容範囲、(6)溶接部の仕上げについて、以下に述べる。</p> <p>(1) 最低予熱温度 ステンレス鋼部品の溶接では []</p> <p>(2) 最高層間温度 この管理は高い層間温度による割れの発生を避けるために行うものである。ステンレス鋼板の溶接の場合、必要に応じて [] 最高層間温度を設定する。</p> <p>(3) 開先等の主要寸法及び形状 本輸送容器の主な溶接部の開先寸法及び形状の一例を(參)一第A.3表に示す。</p> <p>(4) 溶接表面の洗浄 溶接部における融合不良及び溶接後の割れを防止するため、溶接前に溶接部表面の酸化物や油等の異物の除去作業を行う。この方法には、機械的方法（グラインダー、ワイヤーブラシ使用）と化学的方法（アセトン使用）とがあり、これらの方法を使用して洗浄を行っている。</p> <p>(5) 溶接後の溶接位置の許容範囲 溶接後の溶接位置の余盛り及び溶接状態は、CODAP 規格で定められた許容範囲内であることが必要である。</p> <p>(6) 溶接部の仕上げ 溶接完了後、溶接部表面に付着したスパッタを除去し、溶接ビードの凹凸を滑らかに仕上げるために [] を行う。</p> <p>A. 3.4 溶接欠陥の修理</p> <p>溶接検査の結果、割れ、ピンホール、プローホール、スラグ巻き込み等の欠陥が発見され、それらが合格基準に満たない溶接部は、品質管理に示された方法により処置する。</p> <p>次に欠陥の修理手順について述べる。</p> <p>① [] により欠陥を除去する。</p> <p>② 欠陥が完全に除去されたことを、[] により確認する。</p> <p>③ 修理溶接が必要な場合は、その溶接施工法が溶接施工法確認試験に合格していることを確認した後、技量認定された溶接士により施工される。</p>	<p>A. 3.3 溶接の主要事項に関する説明</p> <p>溶接部の(1)最低予熱温度、(2)最高層間温度、(3)開先等の主要寸法及び形状、(4)溶接表面の洗浄、(5)溶接後の溶接位置の許容範囲、(6)溶接部の仕上げについて、以下に述べる。</p> <p>(1) 最低予熱温度 ステンレス鋼部品の溶接では []</p> <p>(2) 最高層間温度 この管理は高い層間温度による割れの発生を避けるために行うものである。ステンレス鋼板の溶接の場合、必要に応じて [] 最高層間温度を設定する。</p> <p>(3) 開先等の主要寸法及び形状 本輸送容器の主な溶接部の開先寸法及び形状の一例を(參)一第A.3表に示す。</p> <p>(4) 溶接表面の洗浄 溶接部における融合不良及び溶接後の割れを防止するため、溶接前に溶接部表面の酸化物や油等の異物の除去作業を行う。この方法には、機械的方法（グラインダー、ワイヤーブラシ使用）と化学的方法（アセトン使用）とがあり、これらの方法を使用して洗浄を行っている。</p> <p>(5) 溶接後の溶接位置の許容範囲 溶接後の溶接位置の余盛り及び溶接状態は、[] として CODAP 規格で定められた許容範囲内であることが必要である。</p> <p>(6) 溶接部の仕上げ 溶接完了後、溶接部表面に付着したスパッタを除去し、溶接ビードの凹凸を滑らかに仕上げるために [] を行う。</p> <p>A. 3.4 溶接欠陥の修理</p> <p>溶接検査の結果、割れ、ピンホール、プローホール、スラグ巻き込み等の欠陥が発見され、それらが合格基準に満たない溶接部は、品質管理に示された方法により処置する。</p> <p>次に欠陥の修理手順について述べる。</p> <p>① [] により欠陥を除去する。</p> <p>② 欠陥が完全に除去されたことを、[] により確認する。</p> <p>③ 修理溶接が必要な場合は、その溶接施工法が溶接施工法確認試験に合格していることを確認した後、技量認定された溶接士により施工される。</p>	<p style="text-align: center;">• 記載の適正化</p>

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>④ 修理溶接完了後、A.3.3 の(6)で述べた方法により溶接部の仕上げを行う。 ⑤ 修理溶接部は、最初に欠陥を発見した溶接検査法により再検査され、その合否を確認する。</p> <p>参考一A-16</p> <p>A.3.5 溶接後の熱処理 該当せず。</p> <p>A.3.6 特殊溶接 該当せず。</p> <p>A.3.7 溶接の品質保証計画・その他 溶接は原則として EN [] 又は NF EN ISO [] の規格に従って行う溶接施工法確認試験に合格した施工法で溶接士技能認定試験に合格した溶接士（自動溶接の場合は溶接機オペレーター）により行う。 すべての溶接時には、溶接部位、溶接要領書番号、作業日時、溶接士名等を記録し、これを溶接作業及び溶接士の管理に使用する。 溶接完了後は溶接検査を実施し、溶接部の健全性を確認する。</p> <p>参考一A-22</p>	<p>とを確認した後、技量認定された溶接士により施工される。 ④ 修理溶接完了後、A.3.3 の(6)で述べた方法により溶接部の仕上げを行う。 ⑤ 修理溶接部は、最初に欠陥を発見した溶接検査法により再検査され、その合否を確認する。</p> <p>A.3.5 溶接後の熱処理 該当せず。</p> <p>A.3.6 特殊溶接 該当せず。</p> <p>A.3.7 溶接の記録、その他 溶接は原則として EN [] 又は NF EN ISO [] の規格に従って行う溶接施工法確認試験に合格した施工法で溶接士技能認定試験に合格した溶接士（自動溶接の場合は溶接機オペレーター）により行う。 [] の溶接時には、溶接部位、溶接要領書番号、作業日時、溶接士名等を記録し、これを溶接作業及び溶接士の管理に使用する。 溶接完了後は溶接検査を実施し、溶接部の健全性を確認する。</p>	<p>・記載の適正化</p>

参考一A-15

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考																
<p>(参考) 第 A.3 表 溶接施工法の一例 (1/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>位</th> <th>置</th> <th>溶接のタイプ</th> <th>溶接法</th> <th>略</th> <th>図²</th> <th>図¹</th> <th>(単位: mm)</th> </tr> </thead> </table> <p>1) 溶接法の略号については A.3.1 頃参照。 2) 施工の開先形状は一例を示す。</p> 	位	置	溶接のタイプ	溶接法	略	図 ²	図 ¹	(単位: mm)	<p>(参考) 第 A.3 表 溶接施工法の一例 (1/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>位</th> <th>置</th> <th>溶接のタイプ</th> <th>溶接法</th> <th>略</th> <th>図²</th> <th>図¹</th> <th>(単位: mm)</th> </tr> </thead> </table> <p>1) 溶接法の略号については A.3.1 頃参照。 2) 施工の開先形状は一例を示す。</p> 	位	置	溶接のタイプ	溶接法	略	図 ²	図 ¹	(単位: mm)	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化
位	置	溶接のタイプ	溶接法	略	図 ²	図 ¹	(単位: mm)											
位	置	溶接のタイプ	溶接法	略	図 ²	図 ¹	(単位: mm)											

参考-A-17

参考-A-16

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考												
<p>(※) - 第 A.3 表 溶接施工法の一例 (2/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>位 置</th> <th>溶接のタイプ</th> <th>溶接法①</th> <th>溶接法②</th> <th>図 ③</th> <th>(単位 : mm)</th> </tr> </thead> </table> <p>参考-A-18</p> <p>1) 溶接法の略号については A.3.1 項参照。 2) 試図の開先形状は一例を示す。</p>	位 置	溶接のタイプ	溶接法①	溶接法②	図 ③	(単位 : mm)	<p>(※) - 第 A.3 表 溶接施工法の一例 (2/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>位 置</th> <th>溶接のタイプ</th> <th>溶接法①</th> <th>溶接法②</th> <th>図 ③</th> <th>(単位 : mm)</th> </tr> </thead> </table> <p>参考-A-17</p> <p>1) 溶接法の略号については A.3.1 項参照。 2) 試図の開先形状は一例を示す。</p>	位 置	溶接のタイプ	溶接法①	溶接法②	図 ③	(単位 : mm)	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化
位 置	溶接のタイプ	溶接法①	溶接法②	図 ③	(単位 : mm)									
位 置	溶接のタイプ	溶接法①	溶接法②	図 ③	(単位 : mm)									

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考												
<p>(參)一第 A.3 表 溶接施工法の一例 (3/5)</p> <table border="1" data-bbox="316 330 849 1239"> <thead> <tr> <th data-bbox="316 330 361 1239">位</th> <th data-bbox="361 330 406 1239">盤</th> <th data-bbox="406 330 451 1239">溶接のタイプ</th> <th data-bbox="451 330 496 1239">溶接法¹⁾</th> <th data-bbox="496 330 541 1239">図²⁾</th> <th data-bbox="541 330 586 1239">(単位 : mm)</th> </tr> </thead> </table> <p>1) 溶接法の略号については A.3.1 項参照。 2) 断面の開先形状は一例を示す。</p> <p>参考-A-19</p>	位	盤	溶接のタイプ	溶接法 ¹⁾	図 ²⁾	(単位 : mm)	<p>(參)一第 A.3 表 溶接施工法の一例 (3/5)</p> <table border="1" data-bbox="1096 330 1629 1239"> <thead> <tr> <th data-bbox="1096 330 1141 1239">位</th> <th data-bbox="1141 330 1186 1239">盤</th> <th data-bbox="1186 330 1231 1239">溶接のタイプ</th> <th data-bbox="1231 330 1276 1239">溶接法¹⁾</th> <th data-bbox="1276 330 1321 1239">図²⁾</th> <th data-bbox="1321 330 1366 1239">(単位 : mm)</th> </tr> </thead></table> <p>1) 溶接法の略号については A.3.1 項参照。 2) 断面の開先形状は一例を示す。</p> <p>参考-A-18</p>	位	盤	溶接のタイプ	溶接法 ¹⁾	図 ²⁾	(単位 : mm)	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化
位	盤	溶接のタイプ	溶接法 ¹⁾	図 ²⁾	(単位 : mm)									
位	盤	溶接のタイプ	溶接法 ¹⁾	図 ²⁾	(単位 : mm)									

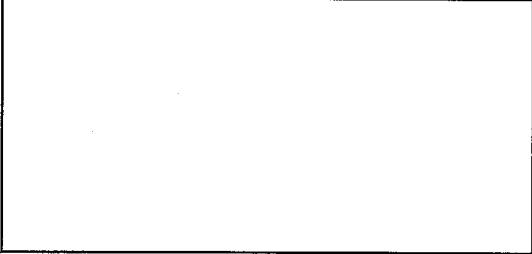
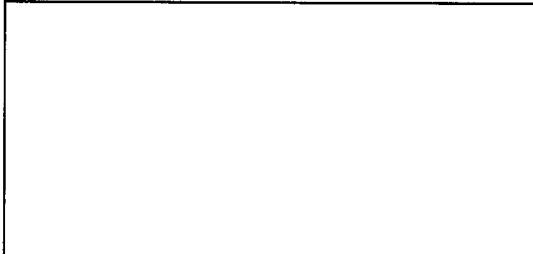
核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考																												
<p>(参考) - 第 A.3 表 溶接施工法の一例 (4/5)</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <thead> <tr> <th>位</th> <th>置</th> <th>溶接のタイプ</th> <th>溶接法</th> <th>図 1</th> <th>図 2</th> <th>(単位 : mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="height: 80px;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 溶接法の略号については A.3.1 項参照。 2) 廓図の開先形状は一例を示す。</p> <p>参考-A-20</p>	位	置	溶接のタイプ	溶接法	図 1	図 2	(単位 : mm)								<p>(参考) - 第 A.3 表 溶接施工法の一例 (4/5)</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <thead> <tr> <th>位</th> <th>置</th> <th>溶接のタイプ</th> <th>溶接法</th> <th>図 1</th> <th>図 2</th> <th>(単位 : mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="height: 80px;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 溶接法の略号については A.3.1 項参照。 2) 廓図の開先形状は一例を示す。</p> <p>参考-A-19</p>	位	置	溶接のタイプ	溶接法	図 1	図 2	(単位 : mm)								<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化
位	置	溶接のタイプ	溶接法	図 1	図 2	(単位 : mm)																								
位	置	溶接のタイプ	溶接法	図 1	図 2	(単位 : mm)																								

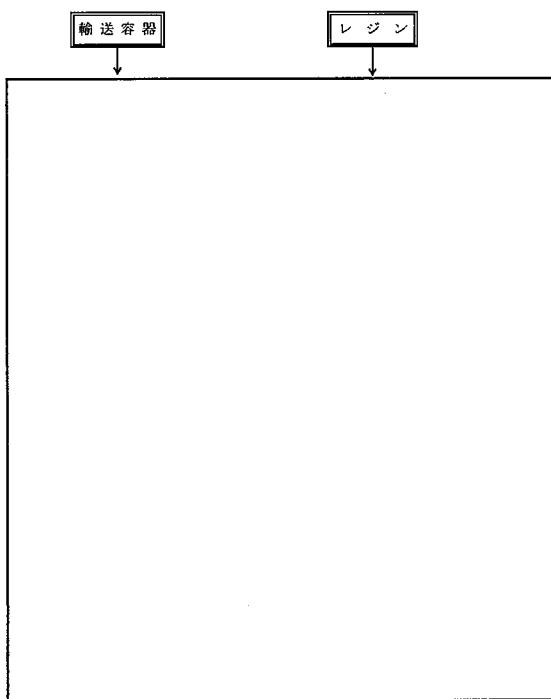
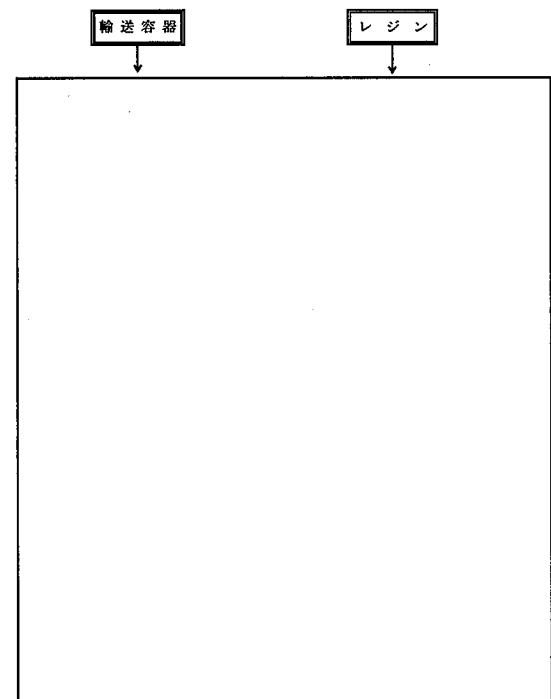
核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考														
<p>(参考) 第 A.3 表 溶接施工法の一例 (5/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>位</th><th>置</th><th>溶接のタイプ</th><th>溶接法</th><th>図 1</th><th>図 2</th><th>(単位 : mm)</th></tr> </thead> </table> <p>1) 溶接法の略号については A.3.1 項参照。 2) 詳図の開先形状は一例を示す。</p> <p>参考 - A - 21</p>	位	置	溶接のタイプ	溶接法	図 1	図 2	(単位 : mm)	<p>(参考) 第 A.3 表 溶接施工法の一例 (5/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>位</th><th>置</th><th>溶接のタイプ</th><th>溶接法</th><th>図 1</th><th>図 2</th><th>(単位 : mm)</th></tr> </thead> </table> <p>1) 溶接法の略号については A.3.1 項参照。 2) 詳図の開先形状は一例を示す。</p> <p>参考 - A - 20</p>	位	置	溶接のタイプ	溶接法	図 1	図 2	(単位 : mm)	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化
位	置	溶接のタイプ	溶接法	図 1	図 2	(単位 : mm)										
位	置	溶接のタイプ	溶接法	図 1	図 2	(単位 : mm)										

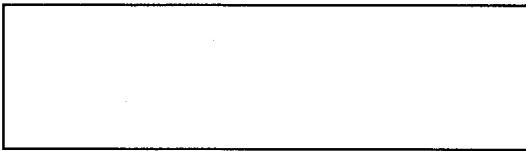
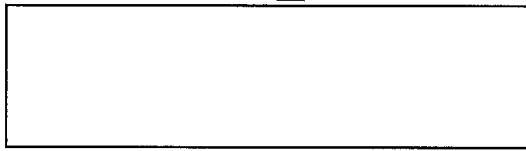
核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成30年8月17日付三原燃第18-393号をもって申請 (平成31年2月5日付三原燃第18-1013号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>A.4 遮蔽体の製作法</p> <p>本輸送容器の主な遮蔽体は、ステンレス鋼の内筒、胴外板及び底板、チタン合金の蓋板、アルミニウム合金の追加遮蔽板、並びに本体胴部と底部及び蓋部に□されるレジンにより構成される。</p> <p>各遮蔽体の製作法について以下に述べる。</p> <p>A.4.1 ステンレス鋼、チタン合金、アルミニウム合金</p> <p>内筒及び胴外板はステンレス鋼の□により組立てる。底板及び蓋板はそれぞれステンレス鋼及びチタン合金の□から作られる。また、バスケットの追加遮蔽板はアルミニウム合金の□から作られる。これらは主としてガンマ線遮蔽体として使用される。これらの部品のうち、□の底板、蓋板についてはそれぞれ□を行い、遮蔽性能に影響を及ぼすような欠陥がないことを確認する。</p> <p>A.4.2 レジン</p> <p>本体の内筒と胴ガセットと胴外板で閉まれた領域□、底部及び蓋部レジンカバー内には中性子遮蔽体としてレジンが□される。</p> <p>胴部へのレジン□の概略工程を(參)第一A.5図に、レジンの素材を(參)第一A.4表に示す。</p> <p>本体胴部へのレジン□は、次の手順で行われる。</p> 	<p>A.4 遮蔽体の製作法</p> <p>本輸送容器の主な遮蔽体は、ステンレス鋼の内筒、胴外板及び底板、チタン合金の蓋板、アルミニウム合金の追加遮蔽板、並びに本体胴部と底部及び蓋部に□されるレジンにより構成される。</p> <p>各遮蔽体の製作法について以下に述べる。</p> <p>A.4.1 ステンレス鋼、チタン合金、アルミニウム合金</p> <p>内筒及び胴外板はステンレス鋼の□により組立てる。底板及び蓋板はそれぞれステンレス鋼及びチタン合金の□から作られる。また、バスケットの追加遮蔽板はアルミニウム合金の□から作られる。これらは主としてガンマ線遮蔽体として使用される。これらの部品のうち、□の底板、蓋板についてはそれぞれ□を行い、遮蔽性能に影響を及ぼすような欠陥がないことを確認する。</p> <p>A.4.2 レジン</p> <p>本体の内筒と胴ガセットと胴外板で閉まれた領域□、底部及び蓋部レジンカバー内には中性子遮蔽体としてレジンが□される。</p> <p>胴部へのレジン□の概略工程を(參)第一A.5図に、レジンの素材を(參)第一A.4表に示す。</p> <p>本体胴部へのレジン□は、次の手順で行われる。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化

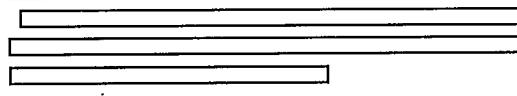
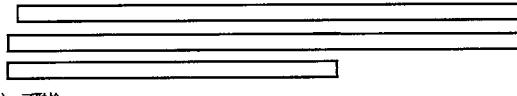
核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
 <p>(參) - 第 A.5 図 レジン□の概略工程(胴部レジン)</p> <p>参考-A-24</p>	 <p>(參) - 第 A.5 図 レジン□の概略工程(胴部レジン)</p> <p>参考-A-22</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化

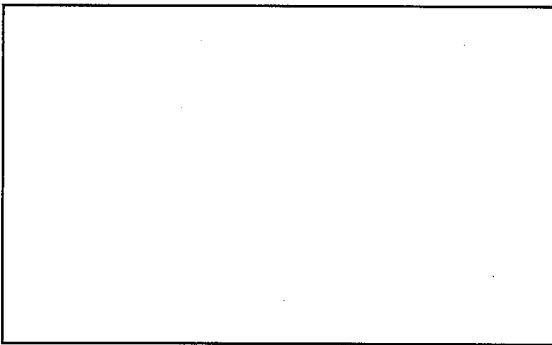
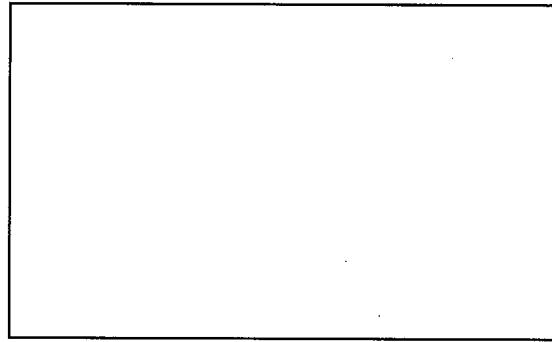
核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成30年8月17日付三原燃第18-393号をもって申請 (平成31年2月5日付三原燃第18-1013号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考												
<p>また、底部及び蓋部レジンカバーへのレジン□は、次の手順で行われる。</p>  <p>(参) - 第A.4表 レジンの素材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>素 材</th> <th>重量比 (%)</th> <th>代表的な製品名^①</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 記載の製品又は相当品を用いる。</p> <p>参考-A-25</p>	素 材	重量比 (%)	代表的な製品名 ^①				<p>また、底部及び蓋部レジンカバーへのレジン□は、次の手順で行われる。</p>  <p>(参) - 第A.4表 レジンの素材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>素 材</th> <th>重量比 (%)</th> <th>代表的な製品名^①</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 記載の製品又は相当品を用いる。</p> <p>参考-A-23</p>	素 材	重量比 (%)	代表的な製品名 ^①				
素 材	重量比 (%)	代表的な製品名 ^①												
素 材	重量比 (%)	代表的な製品名 ^①												

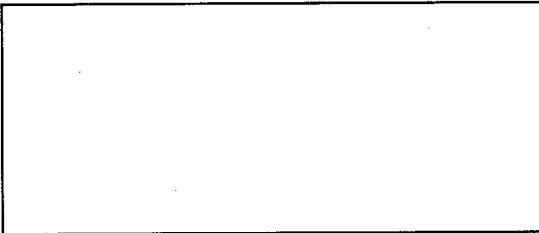
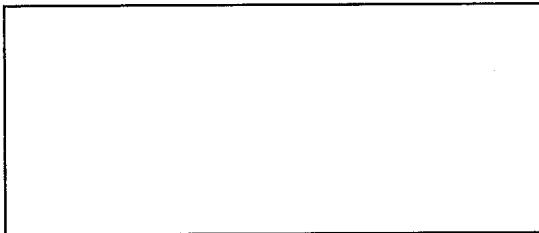
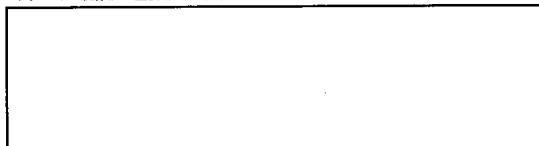
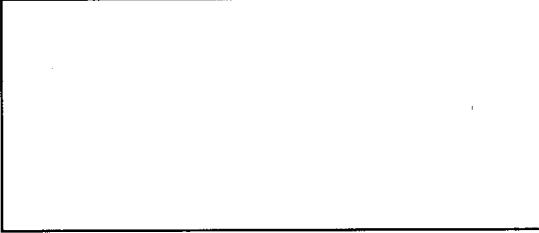
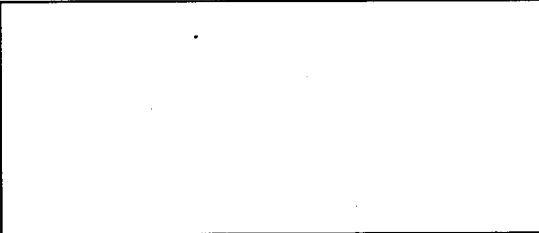
核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>A.5 弁等付属機器の製作法</p> <p>本輸送容器には、蓋部にクイックコネクションが、また、本体及び蓋部、前部・後部衝撃吸収カバーには圧力調整バルブが組込まれている。さらに、本体胴部及び前部・後部衝撃吸収カバーには可融栓が組み込まれている。</p> <p>クイックコネクション部及び圧力調整用バルブ、可融栓の製作法について以下に記述する。</p> <p>(1) クイックコネクション部</p> <p>クイックコネクションを取付ける貫通孔は、蓋板の約□方向に配置されている。</p> <p>クイックコネクション部の詳細を(參)第一A.6 図に示し、以下にその製作方法を述べる。</p> <p>① 貫通孔</p> <p>クイックコネクションを取付ける貫通孔は、□により所定の寸法に機械加工される。</p> <p>② クイックコネクションカバー</p> <p>クイックコネクションカバーは□により所定の寸法に仕上げて製作する。</p> <p>③ クイックコネクション</p> <p>クイックコネクションはステンレス鋼を機械加工により所定の寸法に仕上げて製作する。</p> <p>(2) 圧力調整用バルブ</p> <p>圧力調整用バルブは、本体胴外板□及び底部レジンカバー□、断熱カバー□、蓋部レジンカバー□、前部・後部衝撃吸収カバー□□に組込まれる。</p>  <p>(3) 可融栓</p> <p>可融栓は本体胴部□及び前部・後部衝撃吸収カバー□に組込まれる。</p> <p>本体胴部では胴外板□に取付けられ、衝撃吸収カバーでは□□に取付けられる。</p>	<p>A.5 弁等付属機器の製作法</p> <p>本輸送容器には、蓋部にクイックコネクションが、また、本体及び蓋部、前部・後部衝撃吸収カバーには圧力調整バルブが組込まれている。さらに、本体胴部及び前部・後部衝撃吸収カバーには可融栓が□まれている。</p> <p>クイックコネクション部及び圧力調整用バルブ、可融栓の製作法について以下に記述する。</p> <p>(1) クイックコネクション部</p> <p>クイックコネクションを取付ける貫通孔は、蓋板の約□方向に配置されている。</p> <p>クイックコネクション部の詳細を(參)第一A.6 図に示し、以下にその製作方法を述べる。</p> <p>① 貫通孔</p> <p>クイックコネクションを取付ける貫通孔は、□により所定の寸法に機械加工される。</p> <p>② クイックコネクションカバー</p> <p>クイックコネクションカバーは□により所定の寸法に仕上げて製作する。</p> <p>③ クイックコネクション</p> <p>クイックコネクションはステンレス鋼を機械加工により所定の寸法に仕上げて製作する。</p> <p>(2) 圧力調整用バルブ</p> <p>圧力調整用バルブは、本体胴外板□及び底部レジンカバー□、断熱カバー□、蓋部レジンカバー□、前部・後部衝撃吸収カバー□□に組込まれる。</p>  <p>(3) 可融栓</p> <p>可融栓は本体胴部□及び前部・後部衝撃吸収カバー□に組込まれる。</p> <p>本体胴部では胴外板□に取付けられ、衝撃吸収カバーでは□□に取付けられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化

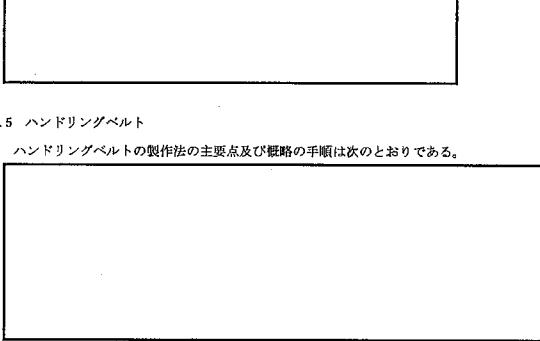
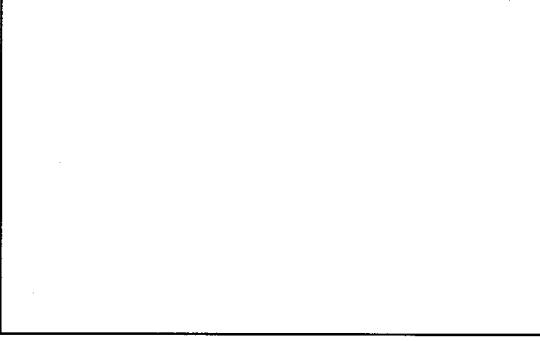
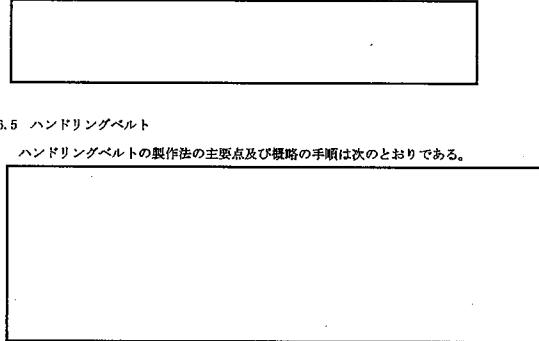
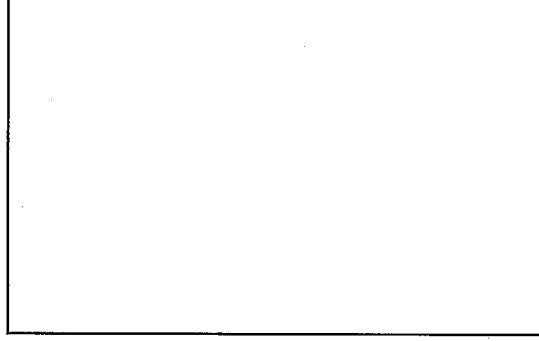
核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成30年8月17日付三原燃第18-393号をもって申請 (平成31年2月5日付三原燃第18-1013号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>(4) ガスケット</p> <p>本体・蓋板接合部及び蓋板・クイックコネクションカバー接合部に使用されているガスケットはすべてOリングであり、その材質はEPDMである。</p> <p>これらのOリングは金型を用いて成型した後、加硫を行って仕上げる。</p>  <p>(単位:mm)</p> <p>(參) 第A.6図 クイックコネクション部詳細図</p> <p>参考-A-27</p>	<p>(4) ガスケット</p> <p>本体・蓋板接合部及び蓋板・クイックコネクションカバー接合部に使用されているガスケットは■でOリングであり、その材質はEPDMである。</p> <p>これらのOリングは金型を用いて成型した後、加硫を行って仕上げる。</p>  <p>(単位:mm)</p> <p>(參) 第A.6図 クイックコネクション部詳細図</p> <p>参考-A-25</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化

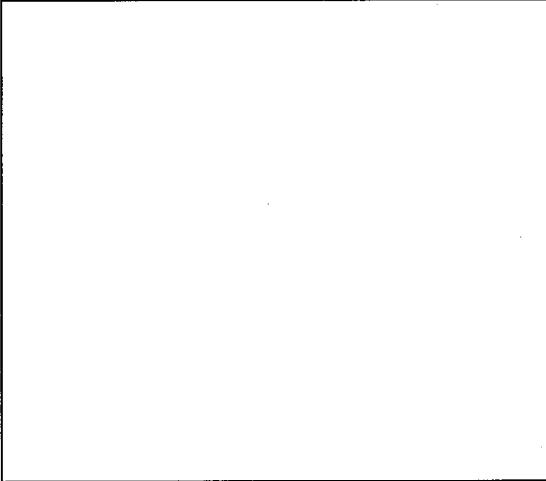
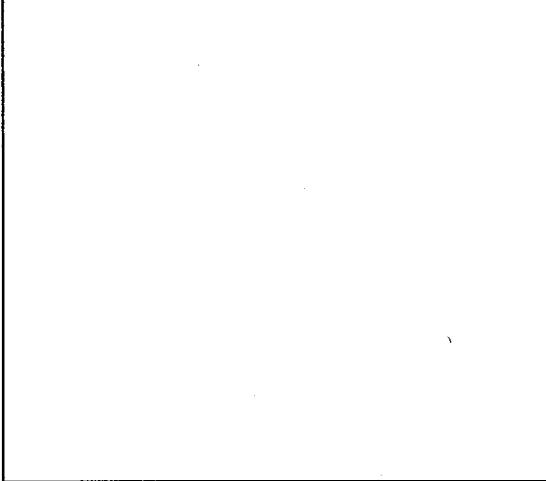
核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>A.6 組立等その他の製作法 本輸送容器の主要部分の製作法の一例を以下に述べる。</p> <p>A.6.1 上部フランジ 上部フランジの製作法の主要点及び概略の手順は次のとおりである。</p>  <p>A.6.2 底板 底板の製作法の主要点及び概略の手順は次のとおりである。</p>  <p>A.6.3 トランイオン トランイオン製作法の主要点及び概略の手順は次のとおりである。</p>  <p>参考-A-28</p>	<p>A.6 組立等その他の製作法 本輸送容器の主要部分の製作法の一例を以下に述べる。</p> <p>A.6.1 上部フランジ 上部フランジの製作法の主要点及び概略の手順は次のとおりである。</p>  <p>A.6.2 底板 底板の製作法の主要点及び概略の手順は次のとおりである。</p>  <p>A.6.3 トランイオン トランイオン製作法の主要点及び概略の手順は次のとおりである。</p>  <p>参考-A-26</p>	

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>A.6.4 □プレート □プレートの製作法の主要点及び概略の手順は次のとおりである。</p>  <p>A.6.5 ハンドリングベルト ハンドリングベルトの製作法の主要点及び概略の手順は次のとおりである。</p>  <p>A.6.6 本体 本体の製作法の主要点及び概略の手順は次のとおりである。</p>  <p>参考-A-29</p>	<p>A.6.4 □プレート □プレートの製作法の主要点及び概略の手順は次のとおりである。</p>  <p>A.6.5 ハンドリングベルト ハンドリングベルトの製作法の主要点及び概略の手順は次のとおりである。</p>  <p>A.6.6 本体 本体の製作法の主要点及び概略の手順は次のとおりである。</p>  <p>参考-A-27</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化

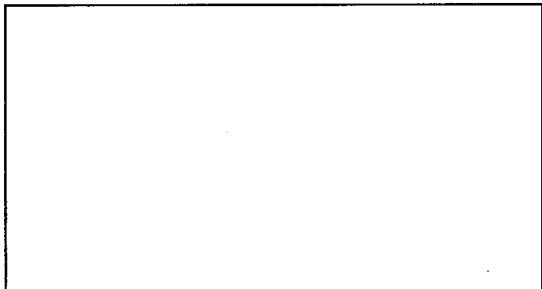
核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
		<ul style="list-style-type: none">・記載の適正化

A. 6.7 蓋部

(1) 蓋板

蓋板の製作法の主要点及び概略の手順は次のとおりである。

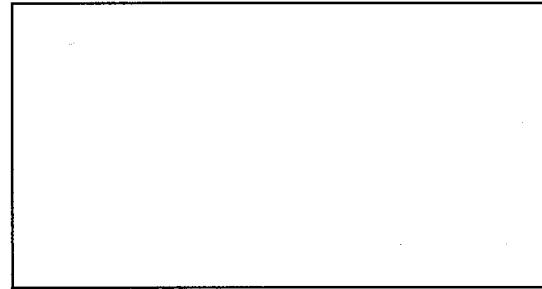


参考-A-30

A. 6.7 蓋部

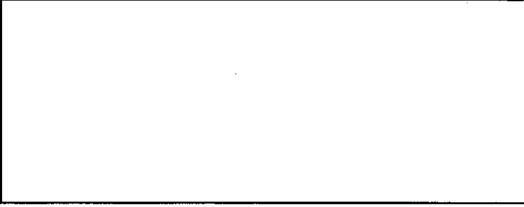
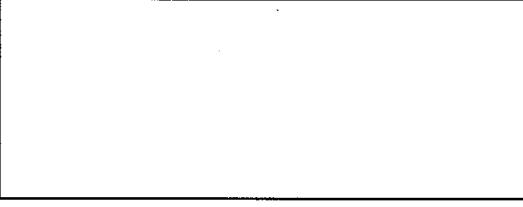
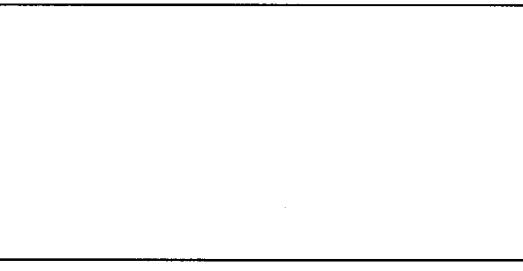
(1) 蓋板

蓋板の製作法の主要点及び概略の手順は次のとおりである。



参考-A-28

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>(2) 蓋部レジン</p> <p>蓋部レジンの製作法の主要点及び概略の手順は次のとおりである。</p> 	<p>(2) 蓋部レジン</p> <p>蓋部レジンの製作法の主要点及び概略の手順は次のとおりである。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化
<p>A.6.8 前部・後部衝撃吸収カバー</p> <p>前部・後部衝撃吸収カバーの製作法の主要点及び概略の手順は次のとおりである。</p> 	<p>A.6.8 前部・後部衝撃吸収カバー</p> <p>前部・後部衝撃吸収カバーの製作法の主要点及び概略の手順は次のとおりである。</p> 	
<p>A.6.9 バスケット</p> <p>バスケットの製作法の主要点及び概略の手順は次のとおりである。</p> 	<p>A.6.9 バスケット</p> <p>バスケットの製作法の主要点及び概略の手順は次のとおりである。</p> 	

参考-A-31

参考-A-29

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>A. 6.10 組立て</p> <p>各部品は、製作が終了した段階で異常がない仕上がりであることを確認した後、組立てを行う。概要を以下に示す。</p> <p>① バスケットを [] する。</p> <p>② 蓋部をアイボルトによって吊上げて本体上に置き、蓋板締付けボルトを所定のトルクで締付ける。</p> <p>③ 前部・後部衝撃吸収カバーをそれぞれの吊上げラグを使用して吊上げ、容器本体に取付ける。その後衝撃吸収カバー締付けボルトを所定のトルクで締付ける。</p> <p>参考-A-32</p>	<p>A. 6.10 組立て</p> <p>各部品は、製作が終了した段階で異常がない仕上がりであることを確認した後、組立てを行う。概要を以下に示す。</p> <p>① バスケットを [] する。</p> <p>② 蓋部をアイボルトによって吊上げて本体上に置き、蓋板締付けボルトを所定のトルクで締付ける。</p> <p>③ 前部・後部衝撃吸収カバーをそれぞれの吊上げラグを使用して吊上げ、容器本体に取付ける。その後衝撃吸収カバー締付けボルトを所定のトルクで締付ける。</p> <p>参考-A-30</p>	<p>—</p>

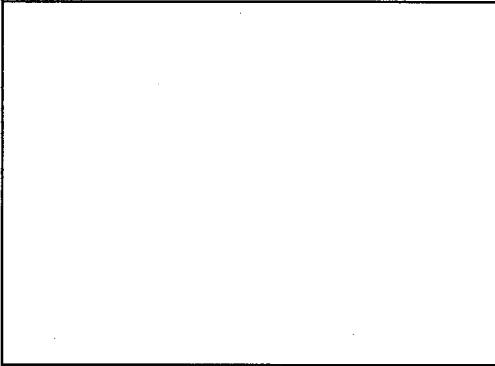
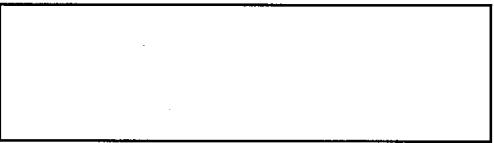
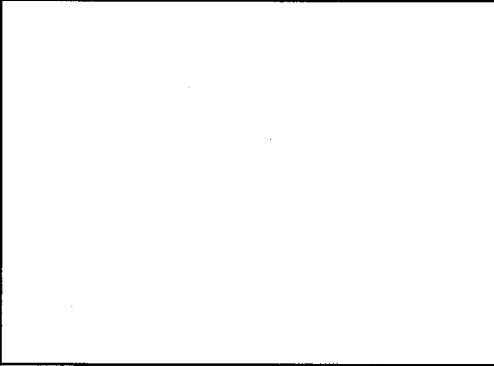
核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考																																																																																																																																		
<p>参考-B 輸送容器の検査方法</p> <p>輸送容器の製作中及び製作完了後、輸送容器の製作中及び製作完了後、(p) 章で述べられている各解析とその要求値を満たすように製作されていることを確認するために各種検査を行う。</p> <p>B.1 検査項目と検査方法</p> <p>MX-6 型輸送容器に適用する検査項目とその実施時期を(參)一第B.1表に示す。なお、本輸送容器には、作動確認検査の対象となるバルブや装置は含まれないことから、作動確認検査は対象外としている。</p> <p>以下に各検査の方法等について述べる。</p> <p style="text-align: center;">(參)一第B.1表 検査項目と実施時期</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">機 器 検査項目</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">本 体</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">蓋 部</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">バケット</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">前部・後部衝撃 吸収カバー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">① 材 料 検 査</td> <td style="padding: 2px;">製作中</td> <td style="padding: 2px;">製作中</td> <td style="padding: 2px;">製作中</td> <td style="padding: 2px;">製作中</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">② 尺 法 検 査</td> <td style="padding: 2px;">製作中及び 製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">③ 溶 接 検 査</td> <td style="padding: 2px;">製作中</td> <td style="padding: 2px;">製作中</td> <td style="padding: 2px;">製作中</td> <td style="padding: 2px;">製作中</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">④ 外 観 検 査</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">⑤ 耐 圧 検 査</td> <td style="padding: 2px;">製作中</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">—</td> <td style="padding: 2px;">—</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">⑥ 気密漏えい検査</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">—</td> <td style="padding: 2px;">—</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">⑦ 遮蔽性能検査</td> <td style="padding: 2px;">製作中</td> <td style="padding: 2px;">製作中</td> <td style="padding: 2px;">—</td> <td style="padding: 2px;">—</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">⑧ 遮蔽寸法検査</td> <td style="padding: 2px;">製作中</td> <td style="padding: 2px;">製作中</td> <td style="padding: 2px;">製作中</td> <td style="padding: 2px;">—</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">⑨ 吊上げ荷重検査</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">—</td> <td style="padding: 2px;">—</td> <td style="padding: 2px;">—</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">⑩ 重 量 検 査</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">⑪ 未 障 界 検 査</td> <td style="padding: 2px;">—</td> <td style="padding: 2px;">—</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">—</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">⑫ 取扱い検査</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">本体製作完了後</td> <td style="padding: 2px;">本体製作完了後</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">参考-B-1</p>	機 器 検査項目	本 体	蓋 部	バケット	前部・後部衝撃 吸収カバー	① 材 料 検 査	製作中	製作中	製作中	製作中	② 尺 法 検 査	製作中及び 製作完了時	製作完了時	製作完了時	製作完了時	③ 溶 接 検 査	製作中	製作中	製作中	製作中	④ 外 観 検 査	製作完了時	製作完了時	製作完了時	製作完了時	⑤ 耐 圧 検 査	製作中	製作完了時	—	—	⑥ 気密漏えい検査	製作完了時	製作完了時	—	—	⑦ 遮蔽性能検査	製作中	製作中	—	—	⑧ 遮蔽寸法検査	製作中	製作中	製作中	—	⑨ 吊上げ荷重検査	製作完了時	—	—	—	⑩ 重 量 検 査	製作完了時	製作完了時	製作完了時	製作完了時	⑪ 未 障 界 検 査	—	—	製作完了時	—	⑫ 取扱い検査	製作完了時	製作完了時	本体製作完了後	本体製作完了後	<p>参考-B 輸送容器の検査方法</p> <p>輸送容器の製作中及び製作完了後、(p) 章で述べられている各解析とその要求値を満たすように製作されていることを確認するために各種検査を行う。</p> <p>B.1 検査項目と検査方法</p> <p>MX-6 型輸送容器に適用する検査項目とその実施時期を(參)一第B.1表に示す。なお、本輸送容器には、作動確認検査の対象となるバルブや装置は含まれないことから、作動確認検査は対象外としている。</p> <p>以下に各検査の方法等について述べる。</p> <p style="text-align: center;">(參)一第B.1表 検査項目と実施時期</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">機 器 検査項目</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">本 体</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">蓋 部</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">バケット</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">前部・後部衝撃 吸収カバー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">① 材 料 検 査</td> <td style="padding: 2px;">製作中</td> <td style="padding: 2px;">製作中</td> <td style="padding: 2px;">製作中</td> <td style="padding: 2px;">製作中</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">② 尺 法 検 査</td> <td style="padding: 2px;">製作中及び 製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">③ 溶 接 検 査</td> <td style="padding: 2px;">製作中</td> <td style="padding: 2px;">製作中</td> <td style="padding: 2px;">製作中</td> <td style="padding: 2px;">製作中</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">④ 外 観 検 査</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">⑤ 耐 圧 検 査</td> <td style="padding: 2px;">製作中</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">—</td> <td style="padding: 2px;">—</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">⑥ 気密漏えい検査</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">—</td> <td style="padding: 2px;">—</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">⑦ 遮蔽性能検査</td> <td style="padding: 2px;">製作中</td> <td style="padding: 2px;">製作中</td> <td style="padding: 2px;">—</td> <td style="padding: 2px;">—</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">⑧ 遮蔽寸法検査</td> <td style="padding: 2px;">製作中</td> <td style="padding: 2px;">製作中</td> <td style="padding: 2px;">製作中</td> <td style="padding: 2px;">—</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">⑨ 吊上げ荷重検査</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">—</td> <td style="padding: 2px;">—</td> <td style="padding: 2px;">—</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">⑩ 重 量 検 査</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">⑪ 未 障 界 検 査</td> <td style="padding: 2px;">—</td> <td style="padding: 2px;">—</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">—</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">⑫ 取扱い検査</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">製作完了時</td> <td style="padding: 2px;">本体製作完了後</td> <td style="padding: 2px;">本体製作完了後</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">参考-B-1</p>	機 器 検査項目	本 体	蓋 部	バケット	前部・後部衝撃 吸収カバー	① 材 料 検 査	製作中	製作中	製作中	製作中	② 尺 法 検 査	製作中及び 製作完了時	製作完了時	製作完了時	製作完了時	③ 溶 接 検 査	製作中	製作中	製作中	製作中	④ 外 観 検 査	製作完了時	製作完了時	製作完了時	製作完了時	⑤ 耐 圧 検 査	製作中	製作完了時	—	—	⑥ 気密漏えい検査	製作完了時	製作完了時	—	—	⑦ 遮蔽性能検査	製作中	製作中	—	—	⑧ 遮蔽寸法検査	製作中	製作中	製作中	—	⑨ 吊上げ荷重検査	製作完了時	—	—	—	⑩ 重 量 検 査	製作完了時	製作完了時	製作完了時	製作完了時	⑪ 未 障 界 検 査	—	—	製作完了時	—	⑫ 取扱い検査	製作完了時	製作完了時	本体製作完了後	本体製作完了後	<p>・記載の適正化</p>
機 器 検査項目	本 体	蓋 部	バケット	前部・後部衝撃 吸収カバー																																																																																																																																
① 材 料 検 査	製作中	製作中	製作中	製作中																																																																																																																																
② 尺 法 検 査	製作中及び 製作完了時	製作完了時	製作完了時	製作完了時																																																																																																																																
③ 溶 接 検 査	製作中	製作中	製作中	製作中																																																																																																																																
④ 外 観 検 査	製作完了時	製作完了時	製作完了時	製作完了時																																																																																																																																
⑤ 耐 圧 検 査	製作中	製作完了時	—	—																																																																																																																																
⑥ 気密漏えい検査	製作完了時	製作完了時	—	—																																																																																																																																
⑦ 遮蔽性能検査	製作中	製作中	—	—																																																																																																																																
⑧ 遮蔽寸法検査	製作中	製作中	製作中	—																																																																																																																																
⑨ 吊上げ荷重検査	製作完了時	—	—	—																																																																																																																																
⑩ 重 量 検 査	製作完了時	製作完了時	製作完了時	製作完了時																																																																																																																																
⑪ 未 障 界 検 査	—	—	製作完了時	—																																																																																																																																
⑫ 取扱い検査	製作完了時	製作完了時	本体製作完了後	本体製作完了後																																																																																																																																
機 器 検査項目	本 体	蓋 部	バケット	前部・後部衝撃 吸収カバー																																																																																																																																
① 材 料 検 査	製作中	製作中	製作中	製作中																																																																																																																																
② 尺 法 検 査	製作中及び 製作完了時	製作完了時	製作完了時	製作完了時																																																																																																																																
③ 溶 接 検 査	製作中	製作中	製作中	製作中																																																																																																																																
④ 外 観 検 査	製作完了時	製作完了時	製作完了時	製作完了時																																																																																																																																
⑤ 耐 圧 検 査	製作中	製作完了時	—	—																																																																																																																																
⑥ 気密漏えい検査	製作完了時	製作完了時	—	—																																																																																																																																
⑦ 遮蔽性能検査	製作中	製作中	—	—																																																																																																																																
⑧ 遮蔽寸法検査	製作中	製作中	製作中	—																																																																																																																																
⑨ 吊上げ荷重検査	製作完了時	—	—	—																																																																																																																																
⑩ 重 量 検 査	製作完了時	製作完了時	製作完了時	製作完了時																																																																																																																																
⑪ 未 障 界 検 査	—	—	製作完了時	—																																																																																																																																
⑫ 取扱い検査	製作完了時	製作完了時	本体製作完了後	本体製作完了後																																																																																																																																

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>(1) 材料検査</p> <p>a. 目的 輸送容器主要部の各材料について、所定の性能を満足していることを確認する。</p> <p>b. 確認項目・方法 各材料について、所定の性能を満足していることをミルシート等により確認する。 レジンについては、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]を確認する。</p> <p>(2) 寸法検査</p> <p>a. 目的 輸送容器の主要寸法が所定の法公差あるいは最小許容寸法を満足していることを確認する。</p> <p>b. 検査方法 巻尺、ノギス、マイクロメーター等を用いて、各部の寸法を測定する。</p> <p>c. 判定基準 各部の寸法が指定された寸法公差あるいは最小許容寸法を満足していること。</p> <p>(3) 溶接検査</p> <p>a. 開先検査 (a) 検査方法 ① 開先面の外観検査 ② 開先部の寸法検査 (b) 判定基準 ① 開先表面及びその近傍にスケール、錆、油分等の溶接上有害なものがないこと。 ② 開先寸法が所定の公差内に入っていること。</p> <p>b. 液体浸透探傷検査 (a) 検査方法 溶接部に対して液体浸透探傷検査を行う。</p>	<p>(1) 材料検査</p> <p>a. 目的 輸送容器主要部の各材料について、所定の性能を満足していることを確認する。</p> <p>b. 確認項目・方法 各材料について、材料の化学成分、機械的性質等をミルシート等により確認する。 レジンについては、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]を確認する。</p> <p>(2) 寸法検査</p> <p>a. 目的 輸送容器の主要寸法が所定の寸法公差あるいは最小許容寸法を満足していることを確認する。</p> <p>b. 検査方法 巻尺、ノギス、マイクロメーター等を用いて、各部の寸法を測定する。</p> <p>c. 判定基準 各部の寸法が指定された寸法公差あるいは最小許容寸法を満足していること。</p> <p>(3) 溶接検査</p> <p>a. 開先検査 (a) 検査方法 ① 開先面の外観検査 ② 開先部の寸法検査 (b) 判定基準 ① 開先表面及びその近傍にスケール、錆、油分等の溶接上有害なものがないこと。 ② 開先寸法が所定の公差内に入っていること。</p> <p>b. 液体浸透探傷検査 (a) 検査方法 溶接部に対して液体浸透探傷検査を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成30年8月17日付三原燃第18-393号をもって申請 (平成31年2月5日付三原燃第18-1013号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>(b) 判定基準 以下の指示模様がないこと。</p>  <p>c. 放射線透過検査 (a) 検査方法 溶接部に対して放射線透過検査を行う。 (b) 判定基準 以下の欠陥指示がないこと。</p>  <p>(d) 外観検査 a. 目的 輸送容器に使用上支障のある異常が無いことを確認する。 b. 検査方法 各部位について、外観を目視により確認する。</p> <p>参考-B-3</p>	<p>(b) 判定基準 以下の指示模様がないこと。</p>  <p>c. 放射線透過検査 (a) 検査方法 溶接部に対して放射線透過検査を行う。 (b) 判定基準 以下の欠陥指示がないこと。</p>  <p>(d) 外観検査 a. 目的 輸送容器に使用上支障のある異常が■いことを確認する。 b. 検査方法 各部位について、外観を目視により確認する。</p> <p>参考-B-3</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>c. 判定基準 使用上支障のある傷、割れ、変形等の異常がないこと。</p> <p>(5) 耐圧検査</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 目的 容器が耐圧性能を有することを確認する。 b. 検査方法 容器内部に所定の圧力を加えた後、目視による外観検査を行う。 なお、本検査は、容器内にバスケットが未装荷の状態で行う。 c. 判定基準 異常な変形、ひび、割れ等がないこと。 <p>(6) 気密漏えい検査</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 二重Oリング部の気密漏えい検査 <ul style="list-style-type: none"> (a) 目的 二重Oリング部の密封性能を確認する。 (b) 検査方法 <ul style="list-style-type: none"> i. 蓋板の二重Oリング部 [REDACTED]蓋板の 二重Oリング部からの漏えい率を測定する。 ii. クイックコネクションカバーの二重Oリング部 [REDACTED]クイック コネクションカバーの二重Oリング部からの漏えい率を測定する。 (c) 判定基準 蓋板の二重Oリング部及びクイックコネクションカバーの二重Oリング部からの漏えい率の合計が [REDACTED] MPa・cm³/s を超えないこと。 b. 密封容器の気密漏えい検査 <ul style="list-style-type: none"> (a) 目的 内筒、底板及び上部フランジで構成される密封境界の密封性能を確認する。 (b) 対象箇所 内筒、底板及び上部フランジで構成される密封境界 	<p>c. 判定基準 使用上支障のある傷、割れ、変形等の異常がないこと。</p> <p>(5) 耐圧検査</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 目的 容器が耐圧性能を有することを確認する。 b. 検査方法 容器内部に所定の圧力を加えた後、目視による外観検査を行う。 なお、本検査は、容器内にバスケットが未装荷の状態で行う。 c. 判定基準 異常な変形、ひび、割れ等がないこと。 <p>(6) 気密漏えい検査</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 二重Oリング部の気密漏えい検査 <ul style="list-style-type: none"> (a) 目的 二重Oリング部の密封性能を確認する。 (b) 検査方法 <ul style="list-style-type: none"> i. 蓋板の二重Oリング部 [REDACTED]蓋板の 二重Oリング部からの漏えい率を測定する。 ii. クイックコネクションカバーの二重Oリング部 [REDACTED]クイック コネクションカバーの二重Oリング部からの漏えい率を測定する。 (c) 判定基準 蓋板の二重Oリング部及びクイックコネクションカバーの二重Oリング部からの漏えい率の合計が [REDACTED] MPa・cm³/s を超えないこと。 b. 密封容器の気密漏えい検査 <ul style="list-style-type: none"> (a) 目的 内筒、底板及び上部フランジで構成される密封 [REDACTED] の密封性能を確認する。 (b) 検査方法 [REDACTED]を行い漏えい率を測定する。 	<p>・記載の適正化</p>

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>(c) 検査方法</p> <p>█████を行い漏えい率を測定する。</p> <p>(d) 判定基準</p> <p>密封容器全体からの漏えい率が █████ MPa・cm³/s を超えないこと。</p> <p>(7) 遮蔽性能検査</p> <p>a. ガンマ線遮蔽性能検査</p> <p>(a) 目的</p> <p>主要なガンマ線遮蔽体のうち底板及び蓋板について、遮蔽性能に影響を及ぼす欠陥がないことを確認する。</p> <p>(b) 検査方法</p> <p>各素材の█████検査の結果により確認する。</p> <p>(c) 判定基準</p> <p>各素材の█████検査の結果が合格基準を満足していること。</p> <p>b. 中性子遮蔽性能検査</p> <p>(a) 目的</p> <p>主要な中性子遮蔽体であるレジンの遮蔽性能を確認する。</p> <p>(b) 検査方法</p> <p>レジンの材料検査及び中性子遮蔽寸法検査の結果により確認する。</p> <p>(c) 判定基準</p> <p>レジンの材料検査及び中性子遮蔽寸法検査の結果が合格基準を満足していること。</p> <p>(8) 遮蔽寸法検査</p> <p>a. ガンマ線遮蔽寸法検査</p> <p>(a) 目的</p> <p>主要なガンマ線遮蔽体の遮蔽寸法を確認する。</p> <p>(b) 検査方法</p> <p>ノギス、マイクロメーター等を用いて、内筒、胴外板、底板、蓋板及びバスケットの追加遮蔽板の遮蔽寸法を測定する。</p> <p>(c) 判定基準</p> <p>各部の寸法が指定された寸法公差あるいは最小許容寸法を満足していること。</p>	<p>(e) 判定基準</p> <p>密封容器全体からの漏えい率が █████ MPa・cm³/s を超えないこと。</p> <p>(7) 遮蔽性能検査</p> <p>a. ガンマ線遮蔽性能検査</p> <p>(a) 目的</p> <p>主要なガンマ線遮蔽体のうち底板及び蓋板について、遮蔽性能に影響を及ぼす欠陥がないことを確認する。</p> <p>(b) 検査方法</p> <p>底板及び蓋板について、素材の█████検査の結果を材料検査記録により確認する。</p> <p>(c) 判定基準</p> <p>底板及び蓋板について、材███検査の結果が合格であること。</p> <p>b. 中性子遮蔽性能検査</p> <p>(a) 目的</p> <p>主要な中性子遮蔽体であるレジンの遮蔽性能を確認する。</p> <p>(b) 検査方法</p> <p>レジンの材料検査及び中性子遮蔽寸法検査の結果により確認する。</p> <p>(c) 判定基準</p> <p>レジンの材料検査及び中性子遮蔽寸法検査の結果が合格基準を満足していること。</p> <p>(8) 遮蔽寸法検査</p> <p>a. ガンマ線遮蔽寸法検査</p> <p>(a) 目的</p> <p>主要なガンマ線遮蔽体の遮蔽寸法を確認する。</p> <p>(b) 検査方法</p> <p>ノギス、マイクロメーター等を用いて、内筒、胴外板、底板、蓋板及びバスケットの追加遮蔽板の遮蔽寸法を測定する。</p> <p>(c) 判定基準</p> <p>各部の寸法が指定された寸法公差あるいは最小許容寸法を満足していること。</p>	<p>・記載の適正化</p>

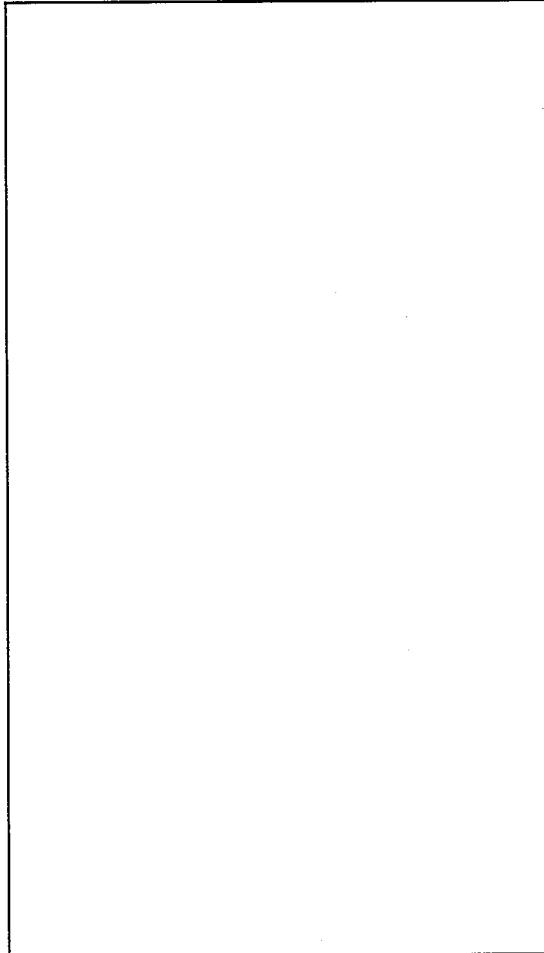
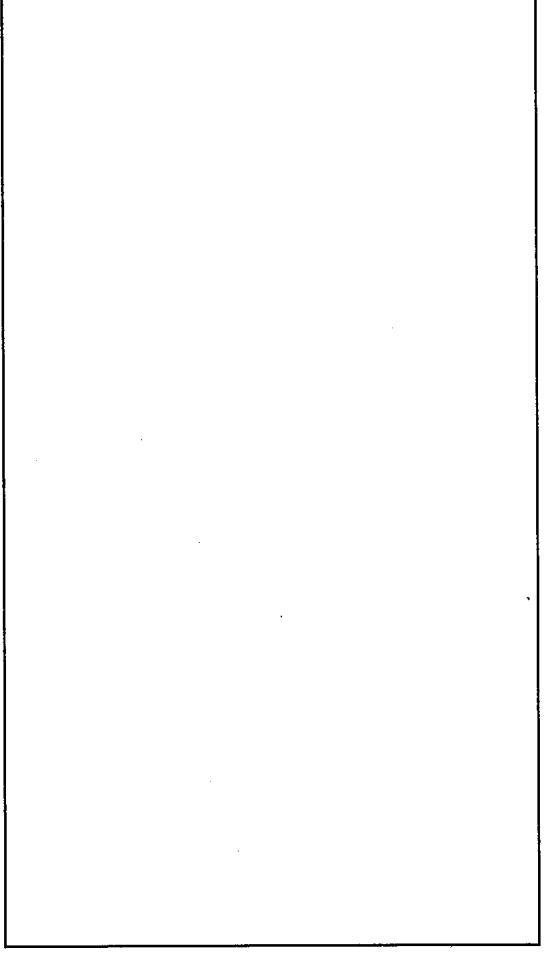
核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>b. 中性子遮蔽寸法検査</p> <p>(a) 目 的 主要な中性子遮蔽体の遮蔽寸法を確認する。</p> <p>(b) 検査方法 ノギス、マイクロメーター等を用いて、胴部レジン、蓋部レジン及び底部レジンの遮蔽寸法を測定する。</p> <p>(c) 判定基準 各部の寸法が指定された最小許容寸法を満足していること。</p> <p>(9) 吊上げ荷重検査</p> <p>a. 目 的 輸送容器の吊上げ時に、前部・後部トラニオン及び前部・後部ハンドリングベルトに使用上支障のある欠陥が発生しないことを確認する。</p> <p>b. 検査方法</p> <p>(a) 前部・後部トラニオン 各トラニオンに所定の荷重を□分間以上負荷し、荷重を解放した後、トラニオン及びトラニオン近傍の外観を目視により検査する。</p> <p>(b) 前部・後部ハンドリングベルト 各ハンドリングベルトに所定の荷重を□分間以上負荷し、荷重を解放した後、ハンドリングベルト及びハンドリングベルト近傍の外観を目視により検査する。</p> <p>c. 判定基準 使用上支障のある異常な変形がないこと。</p> <p>(10) 重量検査</p> <p>a. 目 的 輸送容器の重量を測定し、総重量が規定値以下であることを確認する。</p> <p>b. 検査方法 各部品の重量を重量計により測定し、これらを合計して輸送容器の総重量を求める。</p> <p>c. 判定基準 輸送容器の総重量が□トン以下であること。</p>	<p>b. 中性子遮蔽寸法検査</p> <p>(a) 目 的 主要な中性子遮蔽体の遮蔽寸法を確認する。</p> <p>(b) 検査方法 ノギス、マイクロメーター等を用いて、胴部レジン、蓋部レジン及び底部レジンの遮蔽寸法を測定する。</p> <p>(c) 判定基準 各部の寸法が指定された最小許容寸法を満足していること。</p> <p>(9) 吊上げ荷重検査</p> <p>a. 目 的 輸送容器の吊上げ時に、前部・後部トラニオン及び前部・後部ハンドリングベルトに使用上支障のある欠陥が発生しないことを確認する。</p> <p>b. 検査方法</p> <p>(a) 前部・後部トラニオン 各トラニオンに所定の荷重を□分間以上負荷し、荷重を解放した後、トラニオン外観を目視により検査する。</p> <p>(b) 前部・後部ハンドリングベルト 各ハンドリングベルトに所定の荷重を□分間以上負荷し、荷重を解放した後、ハンドリングベルト外観を目視により検査する。</p> <p>c. 判定基準 使用上支障のある異常な変形がないこと。</p> <p>(10) 重量検査</p> <p>a. 目 的 輸送容器の重量を測定し、総重量が規定値以下であることを確認する。</p> <p>b. 検査方法 各部品の重量を重量計により測定し、これらを合計して輸送容器の総重量を求める。</p> <p>c. 判定基準 輸送容器の総重量が□トン以下であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成30年8月17日付三原燃第18-393号をもって申請 (平成31年2月5日付三原燃第18-1013号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>(11) 未臨界検査</p> <p>a. 目的</p> <p>ロジメント材料の化学成分、ロジメントの寸法及びバスケットの外観を検査し、未臨界性能に問題がないことを確認すること。</p> <p>b. 検査方法</p> <p>(a) 化学成分検査</p> <p>ロジメントに用いられる材料であるボロン入りステンレス鋼に対し、ボロンの含有量を [] 確認する。</p> <p>(b) 寸法検査</p> <p>ノギス、マイクロメーター等を用いて、ロジメントの寸法を測定する。</p> <p>(c) 外観検査</p> <p>バスケットの外観を目視により確認する。</p> <p>c. 判定基準</p> <p>(a) 化学成分検査</p> <p>ボロン入りステンレス鋼のボロン含有量が [] %以上であること。</p> <p>(b) 寸法検査</p> <p>各部の寸法が指定された寸法公差あるいは最小許容寸法を満足していること。</p> <p>(c) 外観検査</p> <p>バスケットに傷、割れ、変形等の異常がないこと。</p> <p>(12) 取扱い検査</p> <p>a. 目的</p> <p>輸送容器を取扱う際に、支障が生じないことを確認すること。</p> <p>b. 検査方法</p> <p>輸送容器に対して各種の取扱い操作を行う。</p> <p>c. 判定基準</p> <p>各種の取扱い操作性に支障がなく、安全に操作が行えること。</p> <p>B.2 検査工程</p> <p>MX-6型輸送容器の標準的な検査工程を(参)一第B.1図に示す。</p> <p>参考-B-7</p>	<p>(11) 未臨界検査</p> <p>a. 目的</p> <p>ロジメント材料の化学成分、ロジメントの寸法及びバスケットの外観を検査し、未臨界性能に問題がないことを確認すること。</p> <p>b. 検査方法</p> <p>(a) 化学成分検査</p> <p>ロジメントに用いられる材料であるボロン入りステンレス鋼に対し、ボロンの含有量を [] 確認する。</p> <p>(b) 寸法検査</p> <p>ノギス、マイクロメーター等を用いて、ロジメントの寸法を測定する。</p> <p>(c) 外観検査</p> <p>バスケットの外観を目視により確認する。</p> <p>c. 判定基準</p> <p>(a) 化学成分検査</p> <p>ボロン入りステンレス鋼のボロン含有量が [] %以上であること。</p> <p>(b) 寸法検査</p> <p>各部の寸法が指定された寸法公差あるいは最小許容寸法を満足していること。</p> <p>(c) 外観検査</p> <p>バスケットに傷、割れ、変形等の異常がないこと。</p> <p>(12) 取扱い検査</p> <p>a. 目的</p> <p>輸送容器を取扱う際に、支障が生じないことを確認すること。</p> <p>b. 検査方法</p> <p>輸送容器に対して各種の取扱い操作を行う。</p> <p>c. 判定基準</p> <p>各種の取扱い操作性に支障がなく、安全に操作が行えること。</p> <p>B.2 検査工程</p> <p>MX-6型輸送容器の標準的な検査工程を(参)一第B.1図に示す。</p> <p>参考-B-7</p>	—

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
 <p data-bbox="799 708 822 950">(参考)-第B.1図 輸送容器の検査工程</p> <p data-bbox="525 1283 608 1304">参考-B-8</p>	 <p data-bbox="1590 708 1613 950">(参考)-第B.1図 輸送容器の検査工程</p> <p data-bbox="1312 1283 1395 1304">参考-B-8</p>	<p data-bbox="1739 390 1761 406">-</p>

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>(ハ) 章 品質マネジメントの基本方針</p> <p>(ハ)-A 品質マネジメントシステム</p> <p>三菱原子燃料㈱（以下「MNF」という）は、顧客の要求事項、法令の技術上の基準等に適合することを確実にするための手段として ISO9001（2015 年版）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、維持する。</p> <p>A. 1 品質マニュアル</p> <p>(1) 品質マニュアル</p> <p>品質マニュアルは、ISO9001（2015 年版）の要求事項を文書化した第 1 階層の文書であり、品質方針及び品質目標を明確にするとともに輸送容器に係る調達・設計・製作・使用（「取扱い」を含む）・保守等までの各段階で必要な品質保証活動の実施基準を明確にしたものである。</p> <p>社長が定めた品質方針を受け、安全・品質保証部が品質マニュアルの作成、改訂、発行等の管理を行う。</p> <p>(2) 品質保証計画</p> <p>安全・品質保証部及び関連部門は、輸送容器が顧客の要求、法令の技術上の基準、設計承認申請書の設計仕様、容器承認申請書の製作方法等に適合することを確実にするために、品質マニュアルに基づき、又、適宜次の事項を考慮して輸送容器の設計、製作、調達、使用（「取扱い」を含む）、保守等に関する品質保証計画を確立し、文書化する。なお、安全・品質保証部、製造部、調達室、総務部、燃料・炉心技術部及び輸送・サービス部の発行する要領書等は本品質保証計画を構成する。</p> <p>① 関係する各部門は、輸送容器の設計、製作、調達、使用、保守等の管理に関し、部門内の責任体制を明確にする。また、輸送・サービス部及び燃料・炉心技術部は必要に応じ、輸送容器の設計、製作、使用、保守等の業務の一部について、適切な品質マネジメントシステムを有する専門会社から役務の提供を受け、合理的な業務の遂行を図る。</p> <p>② 輸送・サービス部及び燃料・炉心技術部は、輸送容器の製造、保守に関し、業務の適切な段階で、適切な検査を行うため、あらかじめ輸送容器の製造及び性能維持に係る検査要領書を策定し実施する。また、輸送・サービス部及び燃料・炉心技術部は、輸送容器製造者等が作成する検査要領書に基づき検査を実施させる場合には、当該検査に係る MNF の要求事項を輸送容器製造者等に提示し、輸送容器製造者等が作成する検査要領書に MNF の要求事項が適切に反映されていることを審査、承認し、これに従い輸送容器製造者等が検査を実施していることを確認する。</p> <p>(ハ)-1</p>	<p>（イ）章 輸送容器に係る品質管理の方法等（設計に係るものに限る。）に関する説明</p> <p>(イ)-A 品質マネジメントシステム</p> <p>三菱原子燃料㈱（以下「MNF」という）は、顧客の要求事項、法令の技術上の基準等に適合することを確実にするための手段として ISO9001（2015 年版）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、維持する。</p> <p>A. 1 品質マニュアル</p> <p>(1) 品質マニュアル</p> <p>品質マニュアルは、ISO9001（2015 年版）の要求事項を文書化した第 1 階層の文書であり、品質方針及び品質目標を明確にするとともに輸送容器に係る調達・設計・製作・使用（「取扱い」を含む）・保守等までの各段階で必要な品質保証活動の実施基準を明確にしたものである。</p> <p>社長が定めた品質方針を受け、安全・品質保証部が品質マニュアルの作成、改訂、発行等の管理を行う。</p> <p>(2) 品質保証計画</p> <p>安全・品質保証部及び関連部門は、輸送容器が顧客の要求、法令の技術上の基準、設計承認申請書 設計承認申請書の設計仕様、容器承認申請書の製作方法等に適合することを確実にするために、品質マニュアルに基づき、又、適宜次の事項を考慮して輸送容器の設計、製作、調達、使用（「取扱い」を含む）・保守等に関する品質保証計画を確立し、文書化する。なお、安全・品質保証部、製造部、調達室、総務部及び輸送・サービス部の発行する要領書等は本品質保証計画を構成する。</p> <p>① 関係する各部門は、輸送容器の設計、製作、調達、使用、保守等の管理に関し、部門内の責任体制を明確にする。また、輸送・サービス部は必要に応じ、輸送容器の設計、製作、使用、保守等の業務の一部について、適切な品質マネジメントシステムを有する専門会社から役務の提供を受け、合理的な業務の遂行を図る。</p> <p>② 輸送・サービス部は、輸送容器の製作、保守に関し、業務の適切な段階で、適切な検査を行いうため、あらかじめ輸送容器の製作及び性能維持に係る検査要領書を策定し実施する。また、輸送・サービス部は、輸送容器製造者（以下「製造者」といふ）等が作成する検査要領書に基づき検査を実施させる場合には、当該検査に係る MNF の要求事項を容器製造者等に提示し、容器製造者等が作成する検査要領書に MNF の要求事項が適切に反映されていることを審査、承認し、これに従い容器製造者等が検査を実施していることを確認する。</p> <p>(イ)-1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品質マネジメントシステムの最新の状況を反映

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>認する。</p> <p>③ 輸送・サービス部及び燃料・炉心技術部は、上記②の検査要領書に、合否判定基準を記載する。</p> <p>④ 各部門は、品質保証計画に従った、効果的な要領書（要領書、手順書及び指示書）を作成し、これらに従い品質保証活動を遂行する。要領書等で規定する範囲及び内容の詳しさは、業務の複雑さ、業務の遂行方法及び業務を遂行する作業者の技能及び訓練の度合いにより決定する。</p> <p>⑤ 安全・品質保証部は、輸送容器の設計、製作、調達、使用、保守等に係る品質に影響を与える品質記録を明確にし、品質記録の作成及び保管の要領を明確にする。</p> <p>(3) 品質方針及び品質目標 ① 品質方針 社長は次のとおり製品品質方針を定める。</p> <p><製品品質方針> 三菱原子燃料株式会社（MNF）は、企業理念、経営方針及び社員行動指針に基づき、MNF、グループ会社及び協力会社の全ての社員が、品質の向上を図り、企業責任を果たし、社会に貢献するよう、以下の方針に従い、業務を確実に推進します。</p> <p>(1) 原子力安全に及ぼす製品の影響を正しく理解し、高い品質の実現に向け徹底した品質管理、積極的な不適合未然防止、技術伝承に取組むことにより、原子力安全を最優先させる文化を醸成します。</p> <p>(2) 世界最高レベルの品質を確保するため、品質マネジメントシステムを継続的に改善するとともに、社会の変化に迅速、柔軟に対応し、持続的成長を実現するため、革新的な発想で新たなプロセスを創造します。</p> <p>(3) 社会の動向及びお客様の意向を的確に把握して、開発・設計・調達・製造・販売・輸送・サービスなどの一貫した事業展開のメリットを活かし、安全性と信頼性の高い製品・サービスを供給することにより、新たな価値を創造できる組織を目指します。</p> <p>また、社長は、上記製品品質方針達成を確実にするため、担当役員を管理責任者とし、必要な資源を配するとともに、品質マネジメントシステムを具体的に展開する。</p>	<p>③ 各部門は、品質保証計画に従った、効果的な要領書（要領書、手順書及び指示書）を作成し、これらに従い品質保証活動を遂行する。要領書等で規定する範囲及び内容の詳しさは、業務の複雑さ、業務の遂行方法及び業務を遂行する作業者の技能及び訓練の度合いにより決定する。</p> <p>④ 安全・品質保証部は、輸送容器の設計、製作、調達、使用、保守等に係る品質に影響を与える品質記録を明確にし、品質記録の作成及び保管の要領を明確にする。</p> <p>(3) 品質方針及び品質目標 ① 品質方針 社長は次のとおり製品品質方針を定める。</p> <p><製品品質方針> 三菱原子燃料株式会社（MNF）は、MHI グループの一員として、企業理念、経営方針及び社員行動指針に基づき、MNF、グループ会社及び協力会社のメンバー全員が事業の重要性を理解のもと、一丸となって安全を最優先に、品質の向上を図り、企業責任を果たして日本の原子力産業に貢献し、顧客のみならず社会全体から信頼されるよう業務を確実に推進します。</p> <p>(1) 安全最優先 一人ひとりが原子力安全に及ぼす製品の影響を正しく理解し、ルールの遵守の徹底と高い品質の実現に向けた品質管理、積極的な不適合未然防止、技術伝承に取組むことにより、原子力安全を最優先させる文化を醸成します。</p> <p>(2) 継続的改善 世界最高レベルの品質を確保するため、品質マネジメントシステムを継続的に改善するとともに、社会の変化に迅速、柔軟に対応し、持続的成長を実現するため、革新的な発想で新たなプロセスを創造します。</p> <p>(3) 顧客価値創造 社会の動向及びお客様の意向を的確に把握の上、三菱グループの原子燃料会社としてその期待を超える、安全性と信頼性の高い製品・サービスを提供するとともに新たな価値を創造する。さらに、納期・品質を守り、原子力エネルギーの安定供給に貢献することで、社会からの信頼を高めるとともに、お客様の満足の向上を目指します。</p> <p>また、社長は、上記製品品質方針達成を確実にするため、担当役員を管理責任者とし、必要な資源を配るとともに、品質マネジメントシステムを具体的に展開する。</p> <p>② 品質目標 関係する各部門長は、品質方針を達成するため達成度が評価可能な品質目標を設</p>	<p>・品質マネジメントシステムの最新の状況を反映</p>

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>② 品質目標</p> <p>関係する各部門長は、品質方針を達成するため達成度が評価可能な品質目標を設定するとともに、設定した品質目標に対して品質マネジメントシステムの継続的改善のためのプロセスとして、達成状況を評価し、管理責任者の承認を受ける。</p> <p>(4) マネジメントレビュー</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムが品質方針、品質目標を満足し、効果的に運用されていることを確認するために、定期的に製品品質マネジメントレビュー会議を開催し、品質マネジメントシステムの見直しを行う。</p> <p>マネジメントレビューは、下記のような項目について行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 内部監査及び外部監査の結果 ② 顧客からのフィードバック ③ プロセスの成果を含む実施状況及び製品の適合性及び品質傾向 ④ 予防処置及び是正処置の状況 ⑤ 安全文化を醸成するための活動の実施状況 ⑥ 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ事項 ⑦ 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 ⑧ その他 <p>A. 2 文書及びデータの管理</p> <p>(1) 文書及びデータの管理範囲</p> <p>輸送容器の品質に係る文書及びデータに適用する。</p> <p>対象とする文書は、品質マニュアルを含め契約仕様書、図面、発注仕様書、品質保証計画書、作業要領書、検査要領書等をいい、JIS 等公的規格の外部文書も含む。</p> <p>(2) 文書及びデータの承認及び発行</p> <p>① 文書及びデータは、発行に先立ち各部門において権限のある者（部門長が検討、承認を任せた者）がその適切性について検討、承認を行う。</p> <p>なお、輸送容器の構造が変更され使用又は作業に影響する場合は、発注仕様書等について関連部門のレビューを受ける。</p> <p>② 文書の最新版の状態を、台帳等により管理し、次のことを確実に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 適切な文書・版の利用 (b) 無効及び/又は廃止文書の処分 (c) 保持する廃止文書の適切な識別 <p>(3) 文書及びデータの変更</p> <p>① 変更によって影響を受ける範囲の洗い出し</p>	<p>定するとともに、設定した品質目標に対して品質マネジメントシステムの継続的改善のためのプロセスとして、達成状況を評価し、管理責任者の承認を受ける。</p> <p>(4) マネジメントレビュー</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムが品質方針、品質目標を満足し、効果的に運用されていることを確認するために、定期的に製品品質マネジメントレビュー会議を開催し、品質マネジメントシステムの見直しを行う。</p> <p>マネジメントレビューは、下記のような項目について行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 内部監査及び外部監査の結果 ② 顧客からのフィードバック ③ プロセスの成果を含む実施状況及び製品の適合性及び品質傾向 ④ 行方不明 及び是正処置の状況 ⑤ 安全文化を醸成するための活動の実施状況 ⑥ 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ事項 ⑦ 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 ⑧ その他 <p>A. 2 文書及びデータの管理範囲</p> <p>(1) 文書及びデータの管理範囲</p> <p>輸送容器の品質に係る文書及びデータに適用する。</p> <p>対象とする文書は、品質マニュアルを含め契約仕様書、図面、発注仕様書、品質保証計画書、作業要領書、検査要領書等をいい、JIS 等公的規格の外部文書も含む。</p> <p>(2) 文書及びデータの承認及び発行</p> <p>① 文書及びデータは、発行に先立ち各部門において権限のある者（部門長が検討、承認を任せた者）がその適切性について検討、承認を行う。</p> <p>なお、輸送容器の構造が変更され使用又は作業に影響する場合は、発注仕様書等について関連部門のレビューを受ける。</p> <p>② 文書の最新版の状態を、台帳等により管理し、次のことを確実に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 適切な文書・版の利用 (b) 無効及び/又は廃止文書の処分 (c) 保持する廃止文書の適切な識別 <p>(3) 文書及びデータの変更</p> <p>① 変更によって影響を受ける範囲の洗い出し</p> <p>② 輸送容器の 行方不明 仕様に関する文書を体系化する。</p> <p>③ 上位の文書に変更があった場合、その変更が下位の文書に確実に反映される</p>	<p>・品質マネジメントシステムの最新の状況を反映</p>

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>(a) 輸送容器の製造仕様に関する文書を体系化する。</p> <p>(b) 上位の文書に変更があった場合、その変更が下位の文書に確実に反映されるよう、上記文書体系に基づき順次影響の有無を確認する。確認の結果、輸送容器の製造仕様に影響の恐れがある場合は、輸送容器所有者又は輸送容器製造者に対して変更を通知し、影響の有無の確認を指示する。</p> <p>② 変更の実施</p> <p>(a) 変更の影響が「有」となった文書は、リストアップし改訂版発行をフォローする。</p> <p>(b) 文書データの変更是、発行時と同様の手続きに従って実施する。</p> <p>(c) 関係部門は、確認者及び承認者に対し根拠となる裏付け情報を提示し、変更を実施する。また、変更の内容を文書中又は添付文書で明確にする。</p> <p>(d) 変更を要する文書について、下流側文書が順次必要に応じて改訂、発行されるよう速やかに改訂版を発行する。</p> <p>なお、輸送容器の製造仕様に影響がある場合は、輸送容器所有者又は輸送容器製造者に対して該当文書の改訂及び改訂版の提示を指示する。</p> <p>A. 3 品質記録の管理</p> <p>(1) 品質記録の種類</p> <p>各部門は下記の代表を参考に管理すべき記録の範囲を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マネジメントレビューの記録 ・品質文書（品質保証計画、標準書、要領書等） ・契約内容レビューの記録 ・発注仕様書、図面等 ・検査記録（製造時検査、定期自主検査、発送前検査） ・監査記録（内部、調達先） ・不適合報告書及び是正処置報告 ・教育・訓練記録 <p>(2) 品質記録の保管</p> <p>① 品質記録は読み易く、保管中の劣化、損傷及び紛失防止に適した環境で保管する。</p> <p>② 品質記録は容易に検索できる状態で維持する。</p> <p>③ 品質記録の保管期間を明確に定める。</p> <p>(3) 品質記録の廃棄処分</p> <p>各担当部門は、保管期間の過ぎた品質記録を処分する。品質記録については、焼却またはシュレッダー等で切断して廃棄する。</p>	<p>ように、上記文書体系に基づき順次影響の有無を確認する。確認の結果、輸送容器の製造仕様に影響の恐れがある場合は、輸送容器所有者（以下「容器所有者」といふ）又は容器製造者に対して変更を通知し、影響の有無の確認を指示する。</p> <p>② 変更の実施</p> <p>(a) 変更の影響が「有」となった文書は、リストアップし改訂版発行をフォローする。</p> <p>(b) 文書データの変更是、発行時と同様の手続きに従って実施する。</p> <p>(c) 関係部門は、確認者及び承認者に対し根拠となる裏付け情報を提示し、変更を実施する。また、変更の内容を文書中又は添付文書で明確にする。</p> <p>(d) 変更を要する文書について、下流側文書が順次必要に応じて改訂、発行されるよう速やかに改訂版を発行する。</p> <p>なお、輸送容器の製造仕様に影響がある場合は、容器所有者又は容器製造者に対して該当文書の改訂及び改訂版の提示を指示する。</p> <p>A. 3 品質記録の管理</p> <p>(1) 品質記録の種類</p> <p>各部門は下記の代表を参考に管理すべき記録の範囲を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マネジメントレビューの記録 ・品質文書（品質保証計画、標準書、要領書等） ・契約内容レビューの記録 ・発注仕様書、図面等 ・検査記録（定期検査、定期自主検査、発送前検査） ・監査記録（内部、調達先） ・不適合報告書及び是正処置報告 ・教育・訓練記録 <p>(2) 品質記録の保管</p> <p>① 品質記録は読み易く、保管中の劣化、損傷及び紛失防止に適した環境で保管する。</p> <p>② 品質記録は容易に検索できる状態で維持する。</p> <p>③ 品質記録の保管期間を明確に定める。</p> <p>(3) 品質記録の廃棄処分</p> <p>各担当部門は、保管期間の過ぎた品質記録を処分する。品質記録については、焼却またはシュレッダー等で切断して廃棄する。</p>	<p>・品質マネジメントシステムの最新の状況を反映</p>

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>(ハ) -B 申請者の責任</p> <p>輸送容器の設計、製作、使用、保守等の業務に関する品質保証体制を (ハ) - 第 1 図に示す。MNF の責任の下に輸送容器の製造について、供給能力を有すると評価した輸送容器製造者に輸送容器所有者を経由、又は直接委託する。輸送容器の保守、維持管理の一部については、必要に応じ、供給能力を有する輸送容器の保守管理会社に業務委託する。</p> <p>MNF の品質保証組織を (ハ) - 第 2 図に示す。また、MNF における各部門の業務及び責任を以下に示す。各部門の活動における最終的責任者は部長とする。</p> <p>(1) 社長</p> <p>社長は、次の事項について責任と権限を有する。</p> <p>① 顧客の要求事項を満足する品質を確保するために、品質保証に係る各職制の責任と権限を明確にした組織を確立するとともに、予算、人、設備等の経営資源を適切に配置すること。</p> <p>② 品質方針を設定し文書化すること。</p> <p>③ 管理責任者を任命し、品質保証活動に対する責任と権限を与える。</p> <p>(2) 管理責任者（担当役員）</p> <p>管理責任者は、社長より命を受けた担当役員であり、他の責任と関係なく、次の事項について責任と権限を有する。</p> <p>① 品質保証計画を確立し推進する。</p> <p>② 以下の 5 項目を含む品質に関する総括的な責任を有するとともに、品質保証計画が有効且つ効果的であることを評価する。改善が必要な場合には適切な行動を起こす。</p> <p>(a) 製品、プロセス及び品質マネジメントシステムに関する不適合の発生を防止する行動を起こすこと。</p> <p>(b) 製品、プロセス及び品質マネジメントシステムに関する問題を明確に記録すること。</p> <p>(c) 所定の方法により解決策を開始、勧告又は提供すること。</p> <p>(d) 解決策の実施を検証すること。</p> <p>(e) 不適合を是正するまで、当該品の次工程への払出しをホールドすること。</p> <p>③ 上記①、②の実施状況及び改善の必要性の有無を社長に報告する。</p> <p>④ 組織全体に対して顧客要求事項を達成する重要性について認識を高めるよう、それぞれの組織を指導する。</p> <p>(3) 安全・品質保証部</p> <p>安全・品質保証部は、組織上他の部門から独立し、次の責任及び権限を有する。</p> <p style="text-align: center;">(ハ)-5</p>	<p>(イ) -B 申請者の責任</p> <p>輸送容器の設計、製作、販売、保守等の業務に関する品質保証体制を (イ) - 第 1 図に示す。MNF の責任の下に輸送容器の販売について、供給能力を有すると評価した容器製造者に容器所有者を経由、又は直接委託する。輸送容器の保守、維持管理の一部署については、必要に応じ、供給能力を有する輸送容器の保守管理会社に業務委託する。</p> <p>MNF の品質保証組織を (イ) - 第 2 図に示す。また、MNF における各部門の業務及び責任を以下に示す。各部門の活動における最終的責任者は部長とする。</p> <p>(1) 社長</p> <p>社長は、次の事項について責任と権限を有する。</p> <p>① 顧客の要求事項を満足する品質を確保するために、品質保証に係る各職制の責任と権限を明確にした組織を確立するとともに、予算、人、設備等の経営資源を適切に配置すること。</p> <p>② 品質方針を設定し文書化すること。</p> <p>③ 管理責任者を任命し、品質保証活動に対する責任と権限を与える。</p> <p>(2) 管理責任者（担当役員）</p> <p>管理責任者は、社長より命を受けた担当役員であり、他の責任と関係なく、次の事項について責任と権限を有する。</p> <p>① 品質保証計画を確立し推進する。</p> <p>② 以下の 5 項目を含む品質に関する総括的な責任を有するとともに、品質保証計画が有効且つ効果的であることを評価する。改善が必要な場合には適切な行動を起こす。</p> <p>(a) 製品、プロセス及び品質マネジメントシステムに関する不適合の発生を防止する行動を起こすこと。</p> <p>(b) 製品、プロセス及び品質マネジメントシステムに関する問題を明確に記録すること。</p> <p>(c) 所定の方法により解決策を開始、勧告又は提供すること。</p> <p>(d) 解決策の実施を検証すること。</p> <p>(e) 不適合を是正するまで、当該品の次工程への払出しをホールドすること。</p> <p>③ 上記①、②の実施状況及び改善の必要性の有無を社長に報告する。</p> <p>④ 組織全体に対して顧客要求事項を達成する重要性について認識を高めるよう、それぞれの組織を指導する。</p> <p>(3) 安全・品質保証部</p> <p>安全・品質保証部は、組織上他の部門から独立し、次の責任及び権限を有する。</p> <p style="text-align: center;">(イ)-5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品質マネジメントシステムの最新の状況を反映

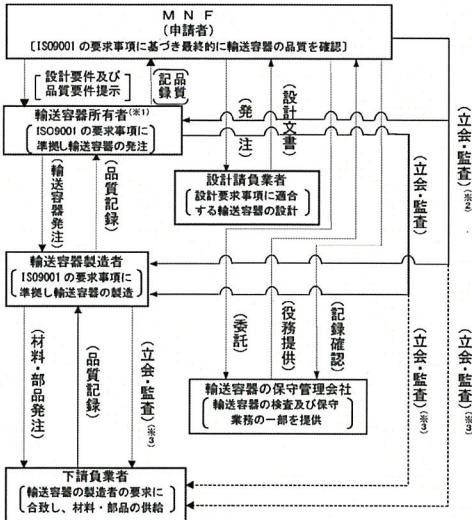
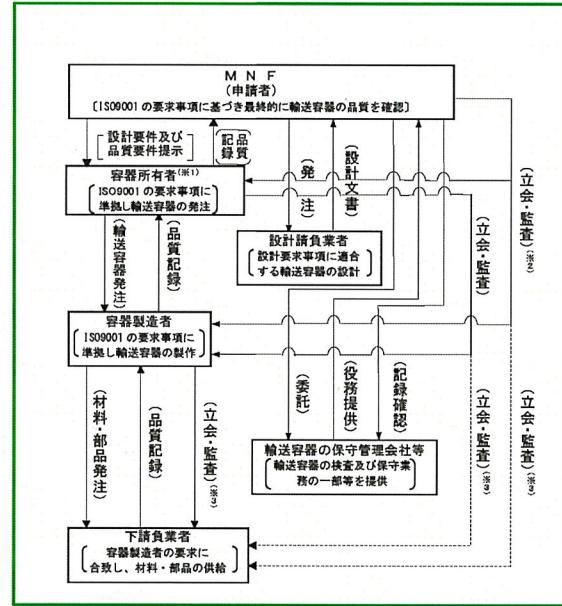
核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>① 品質マネジメントシステムの立案と推進</p> <p>② 内部品質監査の実施及び基正処置の指示</p> <p>③ 輸送容器調達先の評価の取りまとめ及び認定</p> <p>④ 輸送容器調達先に対する品質監査の実施及び基正処置の指示</p> <p>⑤ 不適合報告書の承認、必要に応じ作業の停止指示並びに基正処置及び予防処置の承認</p> <p>⑥ 教育・訓練の実施</p> <p>⑦ 製品梱包及び現地確認検査並びに六ふっ化ウランシリングの洗浄・リテスト及び蒸発・保管工程（以下「使用段階」という）で見つけられた輸送容器の不具合事項の報告及び基正処置の承認</p> <p>⑧ 輸送・サービス部</p> <p>輸送・サービス部は、次の責任及び権限を有する。</p> <p>① 輸送容器に係る許認可申請業務</p> <p>② 框燃料輸送物の発送前検査及び運搬に関する確認申請</p> <p>③ 容器の受入及び有効期限管理</p> <p>④ 輸送容器に係る許認可申請添付書類等の作成（燃料・炉心技術部の作成書類を除く）</p> <p>⑤ 輸送容器の維持管理</p> <p>⑥ 不適合報告書作成並びに基正処置及び予防処置の検討</p> <p>⑦ 教育・訓練の実施</p> <p>⑧ 輸送容器の構成部品に係る発注仕様書等の作成及び検査の実施</p> <p>⑨ 使用段階における輸送容器の管理（製造部による管理を除く）</p> <p>⑩ 燃料・炉心技術部</p> <p>燃料・炉心技術部は、次の責任及び権限を有する。</p> <p>① 輸送容器の設計に係る発注仕様書等の作成</p> <p>② 輸送容器の設計に係る図面、解説書等設計文書の審査、承認</p> <p>③ 輸送容器の製作に係る設計要件及び品質要件の作成又は発注仕様書等の作成</p> <p>④ 製作用承認申請図書（製作用図面、検査要領書等）の承認</p> <p>⑤ 輸送容器の製作に係る検査</p> <p>⑥ 輸送容器に係る許認可申請添付書類等の作成（設計、製作の技術に関するもの）</p> <p>⑦ 設計に係る契約内容の確認</p> <p>⑧ 輸送容器調達先の技術的能力の評価</p> <p>⑨ 製造部</p> <p>製造部は、次の責任及び権限を有する。</p>	<p>① 品質マネジメントシステムの立案と推進</p> <p>② 内部品質監査の実施及び基正処置の指示</p> <p>③ 輸送容器調達先の評価の取りまとめ及び認定</p> <p>④ 輸送容器調達先に対する品質監査の実施及び基正処置の指示</p> <p>⑤ 不適合報告書の承認、必要に応じ作業の停止指示並びに基正処置及び予防処置の承認</p> <p>⑥ 教育・訓練の実施</p> <p>⑦ 製品梱包及び現地確認検査並びに六ふっ化ウランシリングの洗浄・リテスト（定期自主検査）及び蒸発・保管工程（以下「使用段階」という）で見つけられた輸送容器の不具合事項の報告及び基正処置の承認</p> <p>⑧ 輸送・サービス部</p> <p>輸送・サービス部は、次の責任及び権限を有する。</p> <p>① 輸送容器に係る許認可申請業務</p> <p>② 框燃料輸送物の発送前検査（役務調達を含む）及び運搬に関する確認申請</p> <p>③ 容器の受入及び有効期限管理</p> <p>④ 輸送容器の維持管理（役務調達を含む）</p> <p>⑤ 不適合報告書作成並びに基正処置及び予防処置の検討</p> <p>⑥ 教育・訓練の実施</p> <p>⑦ 使用段階における輸送容器の管理（製造部による管理を除く）</p> <p>⑧ 設計に係る契約内容の確認</p> <p>⑨ 輸送容器調達先の技術的能力の評価</p> <p>⑩ 輸送容器の設計に係る発注仕様書等の作成</p> <p>⑪ 輸送容器の設計に係る図面、解説書等設計文書の審査、承認</p> <p>⑫ 輸送容器に係る許認可申請添付書類等の作成</p> <p>⑬ 輸送容器の製作に係る設計要件及び品質要件の作成又は発注仕様書等の作成</p> <p>⑭ 制作用承認申請図書（製作用図面、検査要領書等）の承認</p> <p>⑮ 輸送容器の製作に係る検査</p> <p>⑯ 輸送容器の構成部品に係る発注仕様書等の作成及び検査の実施</p> <p>⑰ 製造部</p> <p>製造部は、次の責任及び権限を有する。</p> <p>① 六ふっ化ウランシリングの洗浄</p> <p>② 六ふっ化ウランシリング（リラスル）（5年定期自主検査）</p> <p>③ 使用段階（原料貯蔵・蒸発工程）における六ふっ化ウランシリングの管理</p>	<p>・品質マネジメントシステムの最新の状況を反映</p>

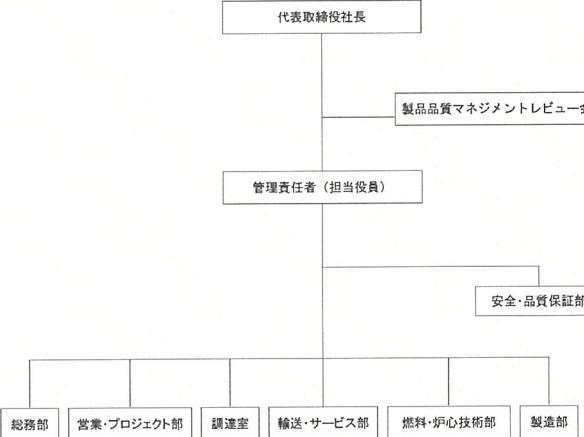
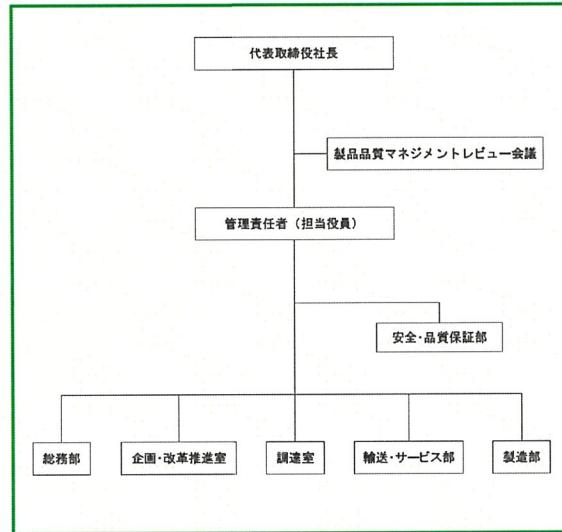
核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>① 六ふっ化ウランシリングの洗浄</p> <p>② 六ふっ化ウランシリング 5 年定期検査（以下「リテスト」という）</p> <p>③ 使用段階（原料貯蔵・蒸発工程）における六ふっ化ウランシリングの管理</p> <p>④ 使用段階（製品梱包）における輸送容器の管理</p> <p>（7） 総務部 総務部は、次の責任及び権限を有する。</p> <p>① 教育・訓練計画の管理、運営</p> <p>② 要員の管理</p> <p>（8） 調達室 調達室は、次の責任と権限を有する。</p> <p>① 契約の締結</p> <p>② 輸送容器及びその構成部品の設計、製作及び調達に係る発注</p> <p>③ 輸送容器の使用及び保守に係る発注</p> <p>（9） 営業・プロジェクト部 営業・プロジェクト部は、次の責任と権限を有する。</p> <p>① 輸送容器への顧客要求事項の確認</p>	<p>④ 使用段階（製品梱包）における輸送容器の管理</p> <p>（10） 総務部 総務部は、次の責任及び権限を有する。</p> <p>① 教育・訓練計画の管理、運営</p> <p>② 要員の管理</p> <p>（11） 調達室 調達室は、次の責任と権限を有する。</p> <p>① 契約の締結</p> <p>② 輸送容器及びその構成部品の設計、製作及び調達に係る発注</p> <p>③ 輸送容器の使用及び保守に係る発注</p> <p>（12） 企画・改革推進室 企画・改革推進室は、次の責任と権限を有する。</p> <p>① 輸送容器への顧客要求事項の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品質マネジメントシステムの最新の状況を反映

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
 <p>(※ 1) MNF が輸送容器を直接発注する場合は、図の容器所有者の欄は除く。 (※ 2) 輸送容器を新規製作する場合に限る。 (※ 3) 必要に応じ実施。</p> <p>(ハ) 第1図 輸送容器の設計、製作、調達、保守等の品質体制</p>	 <p>(※ 1) MNF が輸送容器を直接発注する場合は、図の容器所有者の欄は除く。 (※ 2) 輸送容器を新規製作する場合に限る。 (※ 3) 必要に応じ実施。</p> <p>(イ) 第1図 輸送容器の設計、製作、調達、保守等の品質体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> 品質マネジメントシステムの最新の状況を反映

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
 <pre> graph TD RD[代表取締役社長] --- QM[製品品質マネジメントレビュー会議] QM --- MGR[管理責任者（担当役員）] MGR --- QMB[安全・品質保証部] QMB --- GM[総務部] QMB --- PM[営業・プロジェクト部] QMB --- TR[講堂] QMB --- SS[輸送・サービス部] QMB --- FT[燃料・炉心技術部] QMB --- M[製造部] </pre> <p>(ハ) 第2図 MNFの輸送容器の品質に関する組織</p>	 <pre> graph TD RD[代表取締役社長] --- QM[製品品質マネジメントレビュー会議] QM --- MGR[管理責任者（担当役員）] MGR --- QMB[安全・品質保証部] QMB --- GM[総務部] QMB --- PM[営業・プロジェクト部] QMB --- TR[講堂] QMB --- SS[輸送・サービス部] QMB --- FT[燃料・炉心技術部] QMB --- M[製造部] </pre> <p>(イ) 第2図 MNFの輸送容器の品質に関する組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品質マネジメントシステムの最新の状況を反映

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>(ハ)－C 教育・訓練</p> <p>輸送容器関連で品質に影響する業務に従事する者に対し必要な教育・訓練を行う。 なお、輸送容器製造者等についても、同様に教育・訓練が行われることを確認する。</p> <p>(1) 実施要領</p> <p>輸送容器の品質に影響を与える業務に従事する者に対し教育・訓練を下記のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教育・訓練を行うために計画を立てる。 ② 教育・訓練を実施し記録を維持する。 ③ 輸送容器製造者に対し、品質保証計画に基づき実施するよう要求し、実施させる。 <p>(ハ)－10</p>	<p>(イ)－C 教育・訓練</p> <p>輸送容器関連で品質に影響する業務に従事する者に対し必要な教育・訓練を行う。 なお、容器製造者等についても、同様に教育・訓練が行われることを確認する。</p> <p>(1) 実施要領</p> <p>輸送容器の品質に影響を与える業務に従事する者に対し教育・訓練を下記のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教育・訓練を行うために計画を立てる。 ② 教育・訓練を実施し記録を維持する。 ③ 容器製造者に対し、品質保証計画に基づき実施するよう要求し、実施させる。 <p>(イ)－10</p>	

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>(ハ) - D 設計管理</p> <p>輸送容器の設計が設計要求事項に適合することを確実にするため、次の事項を実施する。</p> <p>D. 1 社外委託に係る設計管理</p> <p>(1) 設計管理</p> <p>① 燃料・炉心技術部は、輸送容器の設計請負業者（以下「設計者」という）に発注する際に、顧客の要求事項、法令の技術上の基準、性能・機能上の要求事項等を踏まえた設計仕様を発注仕様書に明記し、設計者に提示する。</p> <p>② 燃料・炉心技術部は、新設計・新技术又は特殊材料を採用する場合には、設計要求事項を設計者に十分理解させるため、必要に応じ設計者及び材料メーカーとの間で、安全性と仕様の関連、仕様決定の背景等についての情報交換を行う。</p> <p>③ 燃料・炉心技術部は、設計者が作成する設計文書（図面、計算書、解析書等）に設計要求事項が適切に反映されていることを審査する。</p> <p>(2) 設計検証</p> <p>燃料・炉心技術部は、上記設計結果に基づき、新設計・新技术又は特殊材料を採用する場合には、必要に応じ実証試験、代替計算等により設計検証が行われていることを審査する。</p> <p>(3) 設計変更</p> <p>燃料・炉心技術部は、設計仕様を変更する場合、変更の内容を文書により設計者に提示する。</p> <p>燃料・炉心技術部は設計仕様の変更に伴い設計者に設計を変更させる場合、又は設計者が自ら設計変更を行う場合、設計者が作成する設計文書（図面、計算書、解析書等）に要求事項が適切に反映されていることを審査する。また、燃料・炉心技術部は、関係する組織に設計変更に関する内容を文書により伝達する。</p> <p>D. 2 社内での設計に係る設計管理</p> <p>(1) 設計の計画</p> <p>設計計画については核燃料物質等長期輸送計画を基に輸送容器の設計要求事項をまとめ輸送容器の設計を行う。</p>	<p>(イ) - D 設計管理</p> <p>輸送容器の設計が設計要求事項に適合することを確実にするため、次の事項を実施する。</p> <p>D. 1 社外委託に係る設計管理</p> <p>(1) 設計管理</p> <p>① 輸送・サービス部は、輸送容器の設計請負業者に発注する際に、顧客の要求事項、法令の技術上の基準、性能・機能上の要求事項等を踏まえた設計仕様を発注仕様書に明記し、設計請負業者に提示する。</p> <p>② 輸送・サービス部は、新設計・新技术又は特殊材料を採用する場合には、設計要求事項を輸送容器の設計請負業者に十分理解させるため、必要に応じ設計請負業者及び材料メーカーとの間で、安全性と仕様の関連、仕様決定の背景等についての情報交換を行う。</p> <p>③ 輸送・サービス部は、輸送容器の設計請負業者が作成する設計文書（図面、計算書、解析書等）に設計要求事項が適切に反映されていることを審査する。</p> <p>(2) 設計検証</p> <p>輸送・サービス部は、上記設計結果に基づき、新設計・新技术又は特殊材料を採用する場合には、必要に応じ実証試験、代替計算等により設計検証が行われていることを審査する。</p> <p>(3) 設計変更</p> <p>輸送・サービス部は、設計仕様を変更する場合、変更の内容を文書により設計請負業者に提示する。</p> <p>輸送・サービス部は設計仕様の変更に伴い輸送容器の設計請負業者に設計を変更させる場合、又は輸送容器の設計請負業者が自ら設計変更を行う場合、設計請負業者が作成する設計文書（図面、計算書、解析書等）に要求事項が適切に反映されていることを審査する。また、輸送・サービス部は、関係する組織に設計変更に関する内容を文書により伝達する。</p> <p>D. 2 社内での設計に係る設計管理</p> <p>(1) 設計の計画</p> <p>設計計画については核燃料物質等長期輸送計画を基に輸送容器の設計要求事項をまとめ輸送容器の設計を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 品質マネジメントシステムの最新の状況を反映

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>(2) 設計へのインプット</p> <p>輸送容器に求められる要求事項の内容を確認する。燃料・炉心技術部は設計を行うに当たり輸送容器に求められる要求事項の確認結果に基づき、文書化した設計前提条件及び適用される法令・規則並びにその他の要求事項を含んだ設計インプット情報を文書化し、要求事項が適切であることの確認を行う。適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報を基にレビューしてインプットとする。インプット情報は記録する。</p> <p>(3) 設計者からのアウトプット</p> <p>輸送容器設計のアウトプット（仕様書、図面、試験検査要領書等）は、輸送容器に求められる安全性、輸送方法とのインターフェイス及び適用される法令・規則並びに安全解析書等の要求事項を満足するものであること。これらは燃料・炉心技術部が承認する。更に、アウトプット情報には、設計要求事項、合否判定基準、製作、取扱い、検査に関する特性も盛り込む。</p> <p>(4) 設計のレビュー</p> <p>輸送容器設計のアウトプットが要求事項を満足しているかどうかを確認する。レビューの結果、発見した問題を明確にして必要な処置を行う。レビューにおいては、関係する担当者（設計者）の他に、必要に応じて他の業務担当者を置く。</p> <p>(5) 設計の検証</p> <p>燃料・炉心技術部は、輸送容器設計者からのアウトプットが輸送容器設計へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることの検証を行う。検証の結果は記録する。</p> <p>(6) 設計の妥当性確認</p> <p>燃料・炉心技術部は、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために設計の妥当性確認を行う。妥当性の確認結果は記録する。</p> <p>(7) 設計の変更管理</p> <p>① 設計変更管理</p> <p>燃料・炉心技術部は、設計変更内容を明確にし、文書化し、内容をレビューする。 燃料・炉心技術部は、設計変更内容が調達先へ影響を与える場合、関係者に文書で通知し、周知する。</p> <p>② 仕様変更の管理</p>	<p>(2) 設計へのインプット</p> <p>輸送容器に求められる要求事項の内容を確認する。輸送・サービス部は設計を行うに当たり輸送容器に求められる要求事項の確認結果に基づき、文書化した設計前提条件及び適用される法令・規則並びにその他の要求事項を含んだ設計インプット情報を文書化し、要求事項が適切であることの確認を行う。適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報を基にレビューしてインプットとする。インプット情報は記録する。</p> <p>(3) 設計者からのアウトプット</p> <p>輸送容器設計のアウトプット（仕様書、図面、試験検査要領書等）は、輸送容器に求められる安全性、輸送方法とのインターフェイス及び適用される法令・規則並びに安全解析書等の要求事項を満足するものであること。これらは輸送・サービス部が承認する。更に、アウトプット情報には、設計要求事項、合否判定基準、製作、取扱い、検査に関する特性も盛り込む。</p> <p>(4) 設計のレビュー</p> <p>輸送容器設計のアウトプットが要求事項を満足しているかどうかを確認する。レビューの結果、発見した問題を明確にして必要な処置を行う。レビューにおいては、関係する担当者（設計者）の他に、必要に応じて他の業務担当者を置く。</p> <p>(5) 設計の検証</p> <p>輸送・サービス部は、輸送容器設計者からのアウトプットが輸送容器設計へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることの検証を行う。検証の結果は記録する。</p> <p>(6) 設計の妥当性確認</p> <p>輸送・サービス部は、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために設計の妥当性確認を行う。妥当性の確認結果は記録する。</p> <p>(7) 設計の変更管理</p> <p>① 設計変更管理</p> <p>輸送・サービス部は、設計変更内容を明確にし、文書化し、内容をレビューする。 輸送・サービス部は、設計変更内容が調達先へ影響を与える場合、関係者に文書で通知し、周知する。</p> <p>② 仕様変更の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品質マネジメントシステムの最新の状況を反映

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>② 仕様変更の管理</p> <p>燃料・炉心技術部は、輸送容器製作段階で仕様変更を行う場合、他への影響を考慮するとともに変更内容を明確にして、計画書の見直し、レビュー、検証及び妥当性の確認を行う。仕様変更内容は記録する。</p>	<p>■ 途送・サービス面は、輸送容器製作段階で仕様変更を行う場合、他への影響を考慮するとともに変更内容を明確にして、計画書の見直し、レビュー、検証及び妥当性の確認を行う。仕様変更内容は記録する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 品質マネジメントシステムの最新の状況を反映

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>(ハ)－E 輸送容器の製造発注</p> <p>輸送容器が顧客の要求事項、法令に定める技術上の基準、設計承認申請書の設計仕様及び容器承認申請書の製作方法等の要求事項に適合することを確実にするために、次の事項を実施する。</p> <p>1. 容器製造者の評価</p> <p>製造に関する能力については、安全・品質保証部の責任において必要に応じて次の事項を考慮して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 輸送容器の製造に関する技術・要員及び製造設備 ② 輸送容器所有者及び輸送容器製造者の品質方針、品質保証計画及びそれらの実施状況 ③ 輸送容器又は類似のものに関する供給実績 ④ 輸送容器又は類似のものに関する使用実績及び品質に関する記録 ⑤ 試作品、サンプル等の評価（類似品がない場合） <p>2. 容器製造者への品質マネジメントシステム要求事項</p> <p>燃料・炉心技術部は、輸送容器所有者又は輸送容器製造者への製造発注に当たって、燃料・炉心技術部の責任において必要に応じ、次の要求事項について、仕様書等の文書で明確に指示し、実施させるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 輸送容器所有者又は輸送容器製造者の業務範囲 ② 設計、製作、検査、適用法令等の技術的 requirement 事項 ③ 品質保証計画書の提出に関する事項 ④ 品質監査、検査等のための輸送容器製造者への立入りに関する事項 ⑤ 文書の提出並びに記録の保管に関する事項 ⑥ 輸送容器製造者が、MNF の製造発注する製品について品質管理を実施するための組織、手順等を規定する品質管理計画を策定し、実施すること。品質管理計画は、「<u>輸送容器の製作の方法に係る品質マネジメント指針について</u>」（平成 20 年 6 月 20 日付「平成 20・06・10 原院 1 号」別添）の「III 容器製造者による品質マネジメントの内容」に適合するものであること。 輸送容器製造者が輸送容器の一部の製造を下請負契約者に発注する場合は、輸送容器製造者の品質管理計画には、下請負契約者に対する品質マネジメントシステム要求事項を含むこと。 <p>(ハ)－14</p>	<p>(イ)－E 輸送容器の製造発注</p> <p>輸送容器が顧客の要求事項、法令に定める技術上の基準、<u>設計承認申請書</u>の設計仕様及び容器承認申請書の製作方法等の要求事項に適合することを確実にするために、次の事項を実施する。</p> <p>1. 容器製造者の評価</p> <p><u>○</u>に関する能力については、安全・品質保証部の責任において必要に応じて次の事項を考慮して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 輸送容器の<u>○</u>に関する技術及<u>○</u>要員<u>○</u>に製作設備 ② 容器所有者及び容器製造者の品質方針、品質保証計画及び<u>○</u>の実施状況 ③ 輸送容器又は類似のものに関する供給実績 ④ 輸送容器又は類似のものに関する使用実績及び品質に関する記録 ⑤ 試作品、サンプル等の評価（類似品がない場合） <p>2. 容器製造者への品質マネジメントシステム要求事項</p> <p><u>○</u>は、容器所有者又は容器製造者への<u>○</u>発注に当たって、<u>○</u>の<u>○</u>の責任において必要に応じ、次の要求事項について、仕様書等の文書で明確に指示し、実施させるようする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 容器所有者又は容器製造者の業務範囲 ② 設計、製作、検査、適用法令等の技術的 requirement 事項 ③ 品質保証計画書の提出に関する事項 ④ 品質監査、検査等のための容器製造者への立入りに関する事項 ⑤ 文書の提出並びに記録の保管に関する事項 ⑥ 容器製造者が、MNF の<u>○</u>発注する製品について品質管理を実施するための組織、手順等を規定する品質管理計画を策定し、実施すること。品質管理計画は、「<u>○</u>の製作の方法に係る品質マネジメント指針」（<u>○</u>の品質マネジメントの内容等の外における運搬に係る機器・材料輸送物設計承認及び容器承認等に関する申請手順ガイド）の別添（令和 2 年 6 月 26 日（原規認第 2002964 号）にて改正）の「III 容器製造者による品質マネジメントの内容」に適合するものであること。 容器製造者が輸送容器の一部の<u>○</u>を下請負契約者に発注する場合は、容器製造者の品質管理計画には、下請負契約者に対する品質マネジメントシステム要求事項 <p>(イ)－14</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品質マネジメントシステムの最新の状況を反映

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>⑦ MNF 及び規制当局の職員が、輸送容器所有者、輸送容器製造者及びその下請負契約者先等において、輸送容器の製造時の検査や品質管理状態の確認を行うことができる。</p> <p>⑧ 輸送容器所有者が行う輸送容器製造者の選定に係る基準について MNF が審査し、承認できるように措置すること。 又は、輸送容器製造者及び下請負契約者の選定基準について MNF が審査及び承認し、選定状況等も確認できるように措置すること。</p> <p>⑨ 輸送容器の製造に携わる事業者間の責任関係を契約等により明確にするための措置を講じること。</p> <p>⑩ MNF が示す安全上重要な材料仕様値等について、輸送容器所有者、輸送容器製造者及びその下請負契約者にその数値の意味と重要性を十分理解させるための措置を講じること。</p> <p>⑪ 輸送容器の製造に当たって、安全上の重要度が高く特殊な材料を採用する場合は、予め製造に係る加工・分析・検査方法について、輸送容器の製造に携わる各事業者間における情報交換や技術的検討が十分行われるための措置を講じること。</p> <p>⑫ 輸送容器の製造が複数の事業者にまたがる工程では、作業指示や納期などの取り決めを明確にし、緊密な連携を図るための措置を講じること。</p> <p>⑬ 輸送容器の製造において、不適合が発生して、手直し等を行う場合は、MNF に文書で通知し、取扱いの指示を受けるように処置すること。 また、再発を防止するために、是正処置及び予防処置の手順を定め、維持すること。</p> <p>⑭ 輸送容器製造者の特殊工程に関しては、工程条件等を手順に定めること。また、製造のプロセスにおいて重要な変更があった場合、輸送容器製造者及び下請負契約者等の調達先の変更があった場合は、MNF に速やかに報告し、承認を受けるよう措置すること。</p> <p>⑮ 輸送容器所有者及び輸送容器製造者が下請負契約者に対して、次の事項を行いうように措置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 下請負を行う能力の評価を行うこと。 (b) MNF が輸送容器所有者及び輸送容器製造者に対して要求した事項を下請負契約者に指示し、実施させること。 (c) 輸送容器所有者が輸送容器製造者及び下請負契約者に対して、及び輸送容器製造者が下請負契約者に対して MNF の要求事項が満足されていることを品質監査及び検査により検証すること。 	<p>項目を含むこと。</p> <p>⑦ MNF 及び規制当局の職員が、容器所有者、容器製造者及びその下請負契約者先等において、輸送容器の製造時の検査や品質管理状態の確認を行うことができる。</p> <p>⑧ 容器所有者が行う容器製造者の選定に係る基準について MNF が審査し、承認できるように措置すること。 又は、容器製造者及び下請負契約者の選定基準について MNF が審査及び承認し、選定状況等も確認できるように措置すること。</p> <p>⑨ 輸送容器の製造に携わる事業者間の責任関係を契約等により明確にするための措置を講じること。</p> <p>⑩ MNF が示す安全上重要な材料仕様値等について、容器所有者、容器製造者及びその下請負契約者にその数値の意味と重要性を十分理解させるための措置を講じること。</p> <p>⑪ 輸送容器の製造に当たって、安全上の重要度が高く特殊な材料を採用する場合は、あらかじめ品質に係る加工・分析及び検査方法について、輸送容器の製造に携わる各事業者間における情報交換や技術的検討が十分行われるための措置を講じること。</p> <p>⑫ 輸送容器の製造が複数の事業者にまたがる工程では、作業指示や納期などの取り決めを明確にし、緊密な連携を図るための措置を講じること。</p> <p>⑬ 輸送容器の製造において、不適合が発生して、手直し等を行う場合は、MNF に文書で通知し、取扱いの指示を受けるように処置すること。 また、再発を防止するために、是正処置及び予防処置の手順を定め、維持すること。</p> <p>⑭ 容器製造者の特殊工程に関しては、工程条件等を手順に定めること。また、(イ)のプロセスにおいて重要な変更があった場合、容器製造者及び下請負契約者等の調達先の変更があった場合は、MNF に速やかに報告し、承認を受けるよう措置すること。</p> <p>⑮ 容器所有者及び容器製造者が下請負契約者に対して、次の事項を行いうように措置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 下請負を行う能力の評価を行うこと。 (b) MNF が容器所有者及び容器製造者に対して要求した事項を下請負契約者に指示し、実施させること。 (c) 容器所有者が容器製造者及び下請負契約者に対して、及び容器製造者が下請 	<ul style="list-style-type: none"> ・品質マネジメントシステムの最新の状況を反映

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>ただし、下請負契約者が次の場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 輸送容器承認の検査項目と関係がないと認められる下請負である場合 (b) 輸送容器製造者等が立会検査を行うことにより、直接管理する場合 (c) JIS 等の公的規格や公的資格制度により製造が行われる場合であって、差支えないと認められる場合 (d) 検査の確認項目が簡易なものや汎用品であって、受入れ時の検収で十分と認められる場合 <p>なお、輸送容器の全部又は一部が既に製作された輸送容器を調達する場合は、安全・品質保証部は、当該輸送容器の製造者が「輸送容器の製作の方法に係る品質マネジメント指針について」(平成 20 年 6 月 20 日付「平成 20・03・10 原院 1 号」別添)の「III 容器製造者による品質マネジメントの内容」に適合、又は、それと同等の品質マネジメントシステム (ISO9001 等) を有していることを記録等により確認する。</p> <p>3. 輸送容器の製作に係る検査及び品質監査による検証</p> <p>輸送容器が調達要求事項に適合していることを検証するために、次の事項を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 安全・品質保証部は、品質保証計画書で提示された仕組みの実施状況の確認を目的に次のように品質監査を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期：最初のロットの完成検査ができるようになった時点及び前回の監査から 3 年以上経過して製造する場合。 ・監査項目：工程管理、識別管理、検査・試験に関連した管理項目、下請負契約者に対する管理、不適合品の管理、是正処置及び予防処置、統計的手法等製造に直接関連する項目について ・実施要領：検査計画を監査通知として被監査組織に連絡 監査は、要確認事項をリストアップしたチェックシートに基づいて実施 <p>品質監査に当たっては、品質監査要領及び品質監査計画を策定し、これに従い実施する。</p> <p>また、輸送容器製造者の下請負契約者への品質監査状況を把握し、安全・品質保証部の責任において必要に応じ下請負契約者に対し直接品質監査を行う。</p>	<p>負契約者に対して MNF の要求事項が満足されていることを品質監査及び検査により検証すること。</p> <p>ただし、下請負契約者が次の場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 容器承認の検査項目と関係がないと認められる下請負である場合 (b) 容器製造者等が立会検査を行うことにより、直接管理する場合 (c) JIS 等の公的規格や公的資格制度により製造が行われる場合であって、差支えないと認められる場合 (d) 検査の確認項目が簡易なものや汎用品であって、受入れ時の検収で十分と認められる場合 <p>なお、輸送容器の全部又は一部が既に製作された輸送容器を調達する場合は、安全・品質保証部は、当該輸送容器の製造者が「<u>輸送容器の製作の方法に係る品質マネジメント指針」(「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に係る核燃料輸送物資計承認及び容器承認等に関する申請手段ガイド」の別添(令和 2 年 2 月 26 日「原規則第 2002204 号」)にて制定、令和 3 年 11 月 13 日「新規則第 2011188 号」にて改訂)の「III 容器製造者による品質マネジメントの内容」に適合、又は、<u>それと同等の品質マネジメントシステム (ISO9001 等) を有していることを記録等により確認する。</u></u></p> <p>3. 輸送容器の製作に係る検査及び品質監査による検証</p> <p>輸送容器が調達要求事項に適合していることを検証するために、次の事項を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 安全・品質保証部は、品質保証計画書で提示された仕組みの実施状況の確認を目的に次のように品質監査を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期：最初のロットの完成検査ができるようになった時点及び前回の監査から 3 年以上経過して実施する場合。 ・監査項目：工程管理、識別管理、検査・試験に関連した管理項目、下請負契約者に対する管理、不適合品の管理、是正処置及び予防処置、統計的手法等監査に直接関連する項目について ・実施要領：検査計画を監査通知として被監査組織に連絡 監査は、要確認事項をリストアップしたチェックシートに基づいて実施 <p>品質監査に当たっては、品質監査要領及び品質監査計画を策定し、これに従い実施す</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品質マネジメントシステムの最新の状況を反映

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>(2) 燃料・炉心技術部は、輸送容器の検査に当たって、安全上の重要性等を考慮しつつ、公的規格、公的資格制度の有無及び特殊工程条件、輸送容器所有者、輸送容器製造者及び下請負契約者の品質管理の状況等を勘査して、実施要領等の文書を作成し、立会確認、記録確認を行う。</p> <p>なお、輸送容器の全部又は一部が既に製作された輸送容器を調達する場合は、当該容器が適切に製作されたものであることを検証するため、安全・品質保証部及び燃料・炉心技術部は製作時の品質活動状況及び検査結果に関する記録等の確認を行う他、必要に応じ輸送容器に対する追加検査又は再検査を行う。</p>	<p>る。</p> <p>また、容器製造者の下請負契約者への品質監査状況を把握し、安全・品質保証部の責任において必要に応じ下請負契約者に対し直接品質監査を行う。</p> <p>(2) 輸送・サービス部は、輸送容器の検査に当たって、安全上の重要性等を考慮しつつ、公的規格、公的資格制度の有無及び特殊工程条件、容器所有者、容器製造者及び下請負契約者の品質管理の状況等を勘査して、実施要領等の文書を作成し、立会確認及早記録確認を行う。</p> <p>なお、輸送容器の全部又は一部が既に製作された輸送容器を調達する場合は、当該容器が適切に製作されたものであることを検証するため、安全・品質保証部及び輸送・サービス部は製作時の品質活動状況及び検査結果に関する記録等の確認を行う他、必要に応じ輸送容器に対する追加検査又は再検査を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品質マネジメントシステムの最新の状況を反映

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
<p>(ハ) - F 取扱い及び保守</p> <p>F. 1 維持管理</p> <p>(1) 輸送・サービス部は、該当する輸送物安全解析書(SAR)の記載事項を含む要件を明確にした要領書を作成し、要領書に基づいて輸送容器の定期検査及び保守を行う。このうち輸送容器の維持管理に係る定期検査及び保守役務の一部については、必要に応じ供給能力を有する輸送容器の保守管理会社に業務委託する。</p> <p>(2) 定期自主検査及び保守の結果は所定の期間保管する。</p> <p>(3) 社外に輸送容器に係る定期検査及び保守役務の一部を委託した場合、輸送・サービス部は委託先から提出された輸送容器の定期検査及び保守点検記録を確認することにより委託先の実施状況を検証する。</p> <p>(4) 輸送容器の定期自主検査及び保守において不適合品が発見された場合は、不適合品の管理並びに是正処置及び予防処置に従って必要な措置を行う。</p> <p>(5) 安全・品質保証部は、輸送・サービス部に対し定期的に内部監査を行い、輸送容器の維持管理の実施状況を確認する。</p> <p>F. 2 発送前検査</p> <p>(1) 輸送・サービス部は、輸送に先立ち、要件を明確にした要領に従い、輸送物の発送前検査を行う。また、官庁等による発地等での立会又は安全確認が実施される場合は、輸送・サービス部はこれを受検する。</p> <p>(2) 輸送・サービス部は、輸送に先立ち、車両運搬確認申請を行なう。申請に際しては、使用する輸送容器が承認容器であること並びに定められた定期自主検査に合格していることを確認する。但し、承認容器を用いない輸送の場合は、車両運搬確認申請書の記載内容に一致した容器であることを確認する。</p> <p>(3) 発送前検査結果は所定の期間保管する。</p> <p>(4) 発送前検査において不適合が発見された場合は、不適合品の管理並びに是正処置及び予防処置に従って必要な措置を行う。</p>	<p>(イ) - F 取扱い及び保守</p> <p>F. 1 維持管理</p> <p>(1) 輸送・サービス部は、該当する輸送物安全解析書(SAR)の記載事項を含む要件を明確にした要領書を作成し、要領書に基づいて輸送容器の定期自主検査及び保守を行う。このうち輸送容器の維持管理に係る定期自主検査及び保守役務の一部については、必要に応じ供給能力を有する輸送容器の保守管理会社に業務委託する。</p> <p>(2) 定期自主検査及び保守の結果は所定の期間保管する。</p> <p>(3) 社外に輸送容器に係る定期自主検査及び保守役務の一部を委託した場合、輸送・サービス部は委託先から提出された輸送容器の定期自主検査及び保守点検記録を確認することにより委託先の実施状況を検証する。</p> <p>(4) 輸送容器の定期自主検査及び保守において不適合品が発見された場合は、不適合品の管理並びに是正処置及び予防処置に従って必要な措置を行う。</p> <p>(5) 安全・品質保証部は、輸送・サービス部に対し定期的に内部監査を行い、輸送容器の維持管理の実施状況を確認する。</p> <p>F. 2 発送前検査</p> <p>(1) 輸送・サービス部は、輸送に先立ち、要件を明確にした要領に従い、輸送物の発送前検査を行う。また、官庁等による発地等での立会又は安全確認が実施される場合は、輸送・サービス部はこれを受検する。</p> <p>(2) 輸送・サービス部は、輸送に先立ち、車両運搬確認申請を行なう。申請に際しては、使用する輸送容器が承認容器であること並びに定められた定期自主検査に合格していることを確認する。但し、承認容器を用いない輸送の場合は、車両運搬確認申請書の記載内容に一致した容器であることを確認する。</p> <p>(3) 発送前検査結果は所定の期間保管する。</p> <p>(4) 発送前検査において不適合が発見された場合は、不適合品の管理並びに是正処置及び予防処置に従って必要な措置を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品質マネジメントシステムの最新の状況を反映

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成 30 年 8 月 17 日付三原燃第 18-393 号をもって申請 (平成 31 年 2 月 5 日付三原燃第 18-1013 号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
	<p>① G. 調査、分析及び改善</p> <p>G. 1 内部品質監査</p> <p>① 品質監査室は、MNF の運営のうち、輸送容器開運の品質に影響を及ぼす業務活動について、品質保証活動の実施状況とその妥当性について検証するためを行う。 内部品質監査は以下のとおり行う。</p> <p>② 安全・品質保証部は、品質保証活動の状況及び重要性について、内部監査を実行する。なお、監査員は、監査に関する要領に従い資格を認定された者から指名される。</p> <p>③ 内部監査は、品質に関する活動を行っている部門に対し、原則として年 1 回実行する。</p> <p>G. 2 不適合品の管理</p> <p>① 不適合品の処置手順</p> <p>輸送容器の製作者にて不適合品が発生した場合は、以下の用語に沿って不適合品の発用防止を図る。</p> <p>① 輸送・サービス部は、調達先に詳細な文書で報告させる。</p> <p>② 輸送・サービス部、調作者と連絡を取り合い、発生事例を指認する。</p> <p>③ 輸送・サービス部は、安全・品質保証部及び関係部門とともに調達先からの報告内容の検討、評価を行い、処置を決定し調達先に文書で指示する。</p> <p>④ 輸送・サービス部は、輸送容器について修理又は手直しをした場合は、各部に於いて立会検査又は記録確認を行う。</p> <p>② 不適合品の作成</p> <p>不適合品に対しては、不適合品の識別表示を取り付けるか又は物理的に隔離する。</p> <p>③ 不適合の実施及び保管の解除</p> <p>不適合品に対しては、処置の実施後不適合品の識別表示を解除する前に、再検査を行う。</p> <p>④ 不適合報告</p> <p>輸送・サービス部は、調達先に対し、次の不適合報告を指示する。</p> <p>① 不適合内容の確認及び社内関係部門（品質保証担当部門を含む）への報告</p> <p>② 不適合品处置報告書の MNF への提出</p> <p>なお、調達先より提出された不適合品の不適合報告書は、輸送・サービス部様由で安全・品質保証部へ提出する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品質マネジメントシステムの最新の状況を反映

核燃料輸送物設計変更承認申請に係る変更前後表

前回申請書 (平成30年8月17日付三原燃第18-393号をもって申請 (平成31年2月5日付三原燃第18-1013号をもって一部補正))	今回の核燃料輸送物設計変更承認申請	備考
	<p>G. 3 不適合及び予防処置</p> <p>(1) 基本処置</p> <p>基本処置は以下の手順で実施する。</p> <p>① 請求先による不適合の原因の調査、再発防止対策の立案、MNPへの報告並びにMNPによる妥当性確認</p> <p>(a) MNPは、請求先からの報告内容の検討・確認を行い、原因究明・再発防止方針等の検討を指示する。</p> <p>(b) MNPは、請求先からの再発防止対策の報告内容を検討・評価するとともに、必要に応じ具体的な再発防止対策等の実施を指示する。</p> <p>② 請求先による再発防止対策の実施、MNPへの報告並びにMNPによる妥当性確認</p> <p>(2) 予防処置</p> <p>安全・品質保証部は、立会検査、外部品質監査結果、内部品質監査結果及び不適合報告の情報等から不適合の潜在的原因を検出し、輸送・サービス部を通して請求先に予防処置を指示する。社内における場合は、当該部門に予防処置の実施を指示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・品質マネジメントシステムの最新の状況を反映